

高等学校の教育課程に関する基礎資料

目

次

1. 高等学校に関する基本統計・・・・・・・・・・ 3

- ・高等学校の学校数[推移]
- ・高等学校の生徒数[推移]
- ・高等学校等への進学率・高等学校在籍者数[推移]
- ・高等学校の学科数(学年別)[推移]
- ・高等学校の学科別生徒数の構成割合[推移]
- ・学科別生徒数・学科数・学校数
- ・課程別・学科別学校数[内訳]
- ・課程別・学科別生徒数[内訳]
- ・総合学科・単位制高等学校[推移]
- ・定時制・通信制課程の学校数・生徒数[推移]

2. 高校生の現状について・・・・・・・・・・ 14

- ・高校生の学力・学習意欲等の状況
- ・PISAから見た高校生の状況について
- ・生徒の自己肯定感、社会参画に関する意識について
- ・高等学校の指導の状況
- ・学校における指導等と学力等との関係
- ・高等学校卒業生の進路[推移]
- ・高等学校の現役進学率・就職率[都道府県比較]
- ・高等学校卒業生の進路(普通科・専門学科別)[推移]
- ・高等学校卒業生の進路[学科別内訳]
- ・高等学校卒業予定者の就職内定率[推移]
- ・高等学校卒業者の進路別の割合(全日制)
- ・高等学校卒業者の進路別の割合(定時制)

- ・高等学校卒業者の進路別の割合(通信制)
- ・初等中等教育を通じた、18歳までに必要な力の育成
- ・インターンシップを体験した高校生の割合[推移]
- ・高校生のインターンシップの体験日数[内訳]

3. 高等学校における教育課程について・・・・・・・・ 31

- ・学習指導要領に関する法制上の仕組み
- ・学校教育法、同施行規則、学習指導要領等、解説書等の関係
- ・教育課程に関連し学校が作成するもの等
- ・高等学校教育の目的や目標等
- ・高等学校の学習指導要領の構成
- ・高等学校における「必修修教科・科目」と「共通必修科目」について
- ・(別紙)高等学校における必修修教科・科目一覧
- ・科目の開設状況
- ・学校設定教科・科目の開設状況(全日制)
- ・義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導の実施状況
- ・高等学校の教育課程の例(全日制普通科)
- ・地域や学校の実態を踏まえた創意工夫

4. 高大接続について・・・・・・・・・・ 46

- ・高大接続システム改革の全体イメージ
- ・高大接続システム改革のスケジュール

目

次

- ・ 高等学校教育の質の確保・向上に向けた全体的な取組について
- ・ 多様な学習活動や学習成果を適切に評価する仕組みの構築
- ・ 多様化する高校教育の質の確保と「高等学校基礎学力テスト(仮称)」との関係
- ・ 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」を活用した高等学校教育におけるPDCAサイクルの構築
- ・ 「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の各教科において、大学教育を受けるために必要な能力としてどのような力を評価すべきか？(案)
- ・ 「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」とそれらを評価する方法のイメージ例(たたき台)

5. 特別支援教育について・・・・・・・・・・ 5 8

- ・ 特別支援教育に関する現状
- ・ 特別支援教育にかかわる教育課程(概要)
- ・ 特別支援学校等の在籍者数の推移
- ・ 現行幼稚園教育要領、小・中・高等学校学習指導要領

6. 専門高校、総合学科を設置する高等学校について ・・・・・・・・・・ 6 3

- ・ 高等学校卒業生の進路状況 学科別の進路状況
- ・ 高等学校卒業生の進路状況 普通科と職業学科の卒業生の進路
- ・ 専門高校への入学希望、入学理由
- ・ 総合学科を選んだ理由
- ・ 教育課程の特色

- ・ 主に選択している科目(系列)分野
- ・ 自分の選択する科目を決める基準
- ・ 科目選択の満足度
- ・ 「産業社会と人間」の年間指導計画における活動
- ・ 「産業社会と人間」を学ぶ意義
- ・ 総合学科を導入したことによる成果(教育委員会回答)
- ・ 総合学科高等学校が現在抱えている課題(教育委員会回答)
- ・ 総合学科を導入したことによる成果(学校回答)
- ・ 総合学科の課題(学校回答)
- ・ 総合学科の特色についての生徒の認識
- ・ 総合学科における進路別卒業状況
- ・ 専門高校・総合学科卒業生入試実施状況

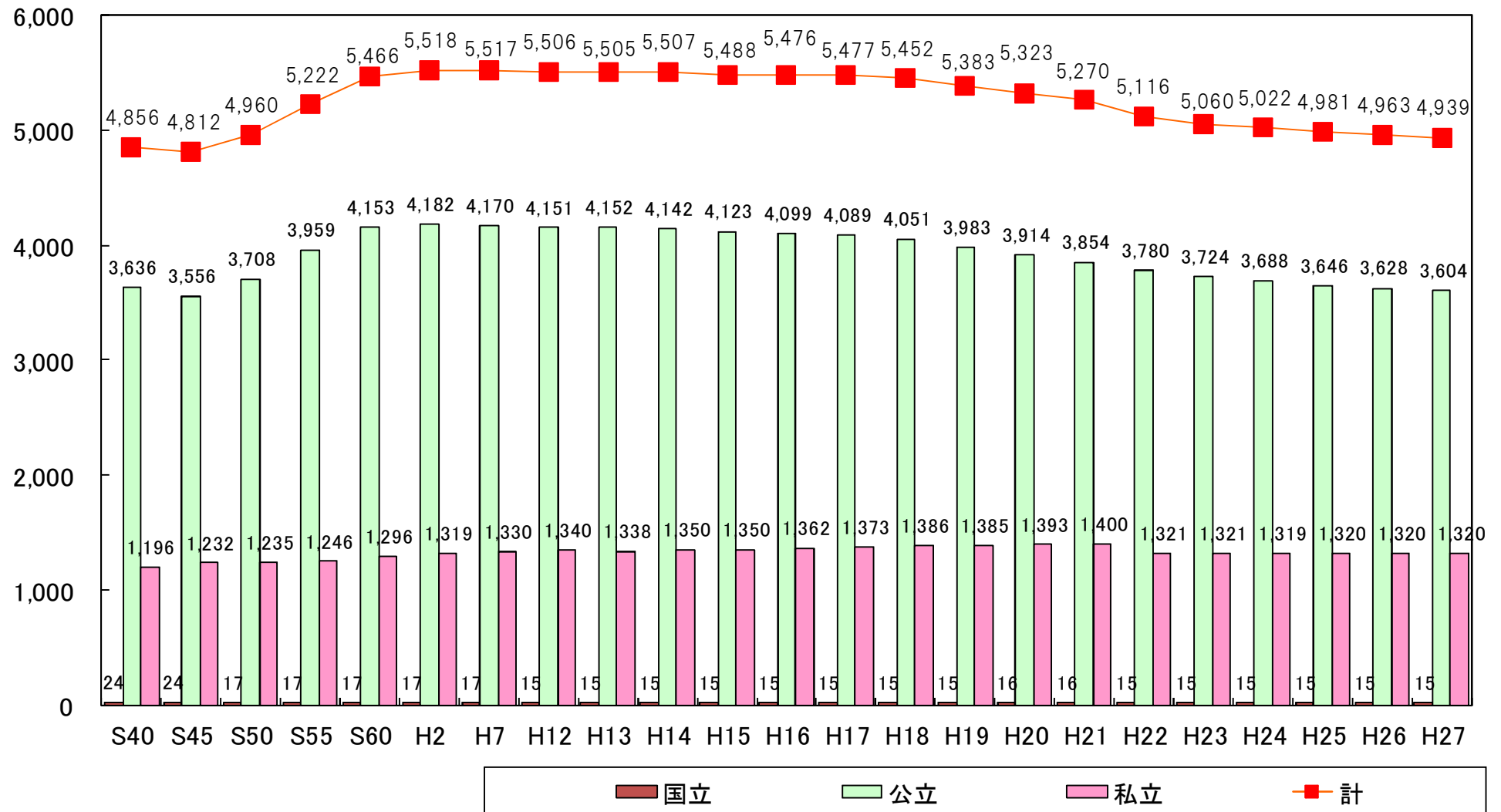
7. その他の関連参考資料・・・・・・・・・・ 8 2

- ・ 「次世代の学校・地域」創生プラン(馳プラン)
～中教審3答申の実現に向けて～
- ・ これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)
- ・ チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)概要
- ・ 新しい時代の教育や地方創世の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(H27.12中央教育審議会答申)のポイント

1. 高等学校に関する基本統計

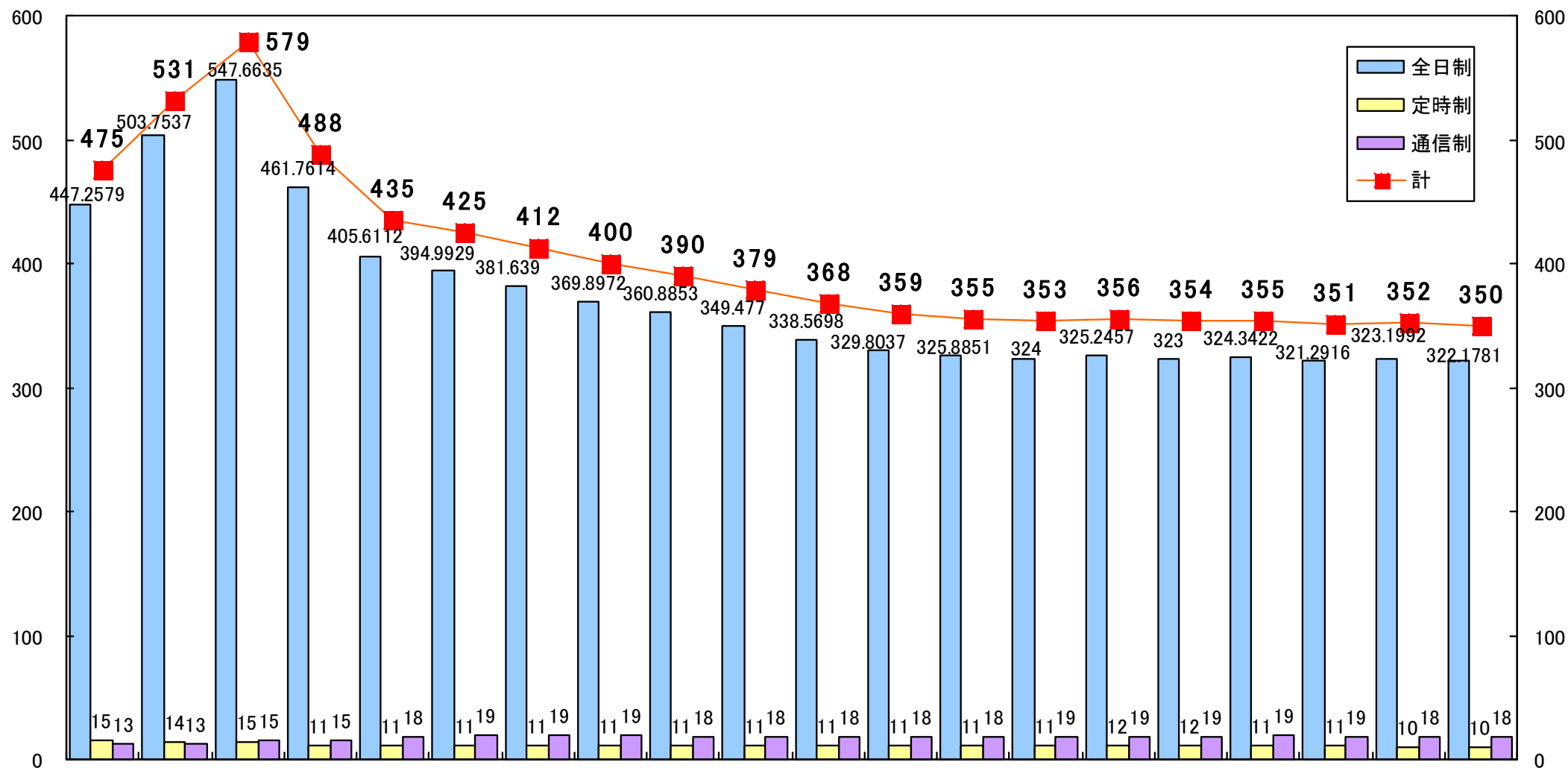
高等学校の学校数[推移]

学校数(校)



高等学校の生徒数 [推移]

生徒数(万人)

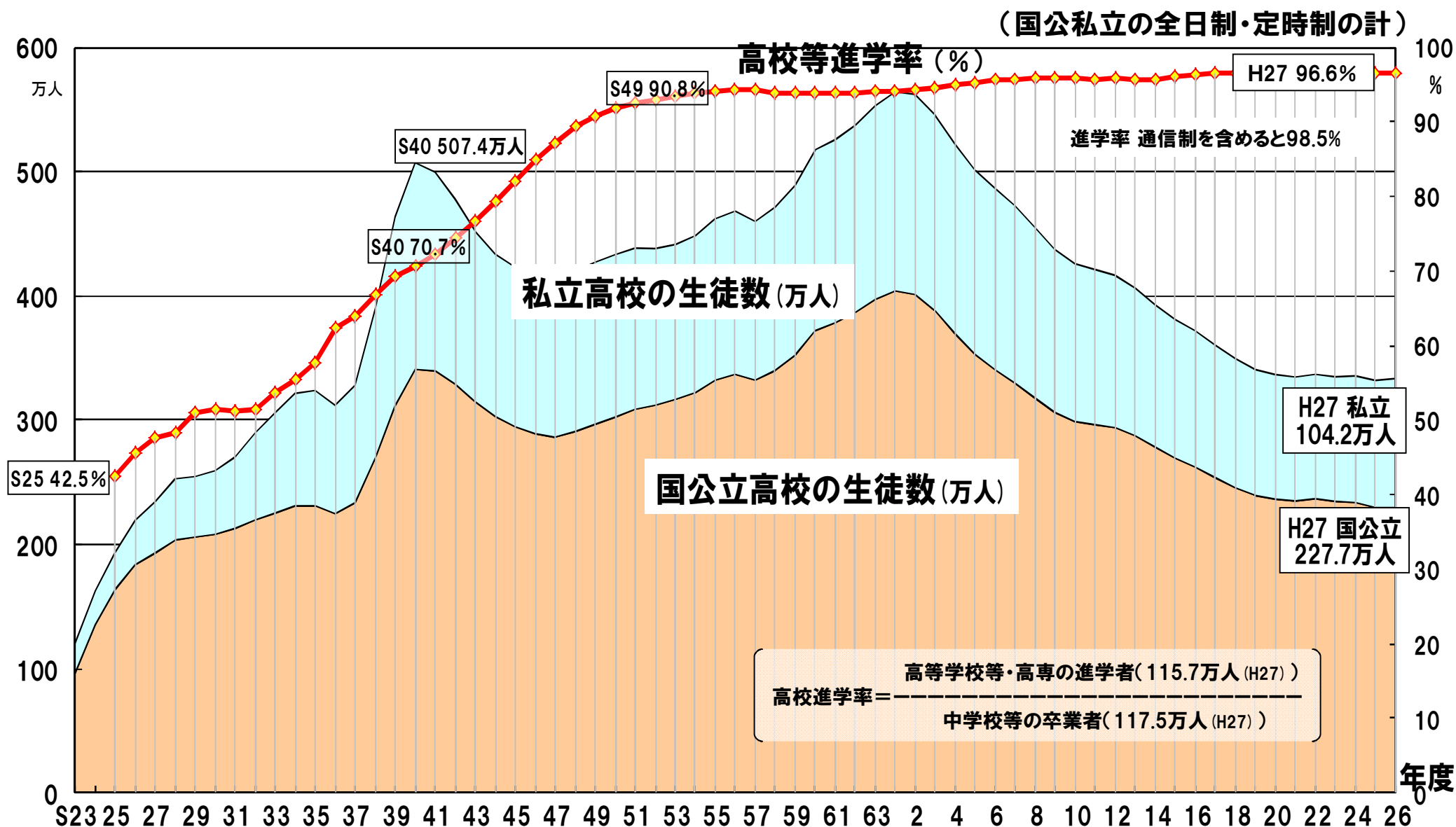


	S55	S60	H2	H7	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
全日制	4,472,579	5,037,537	5,476,635	4,617,614	4,056,112	3,949,929	3,816,390	3,698,972	3,608,853	3,494,770	3,385,698	3,298,037	3,258,851	3,235,937	3,252,457	3,233,248	3,243,422	3,212,916	3,231,992	3,221,781
定時制	149,351	140,144	146,701	107,331	109,322	111,827	112,962	110,855	110,195	110,472	108,815	108,524	108,638	111,374	116,236	116,007	112,187	106,724	102,027	97,333
通信制	128,987	132,644	153,983	153,983	181,877	190,132	192,092	190,106	181,785	183,518	182,517	182,595	183,279	186,112	187,538	188,251	189,418	185,589	183,754	180,393
計	4,750,917	5,310,325	5,790,322	4,878,928	4,347,311	4,251,888	4,121,444	3,999,933	3,900,833	3,788,760	3,677,030	3,589,156	3,550,768	3,533,423	3,556,231	3,537,506	3,545,027	3,505,229	3,517,773	3,499,507

文部科学省「学校基本調査（平成27年度）」

高等学校等への進学率・高等学校在籍者数[推移]

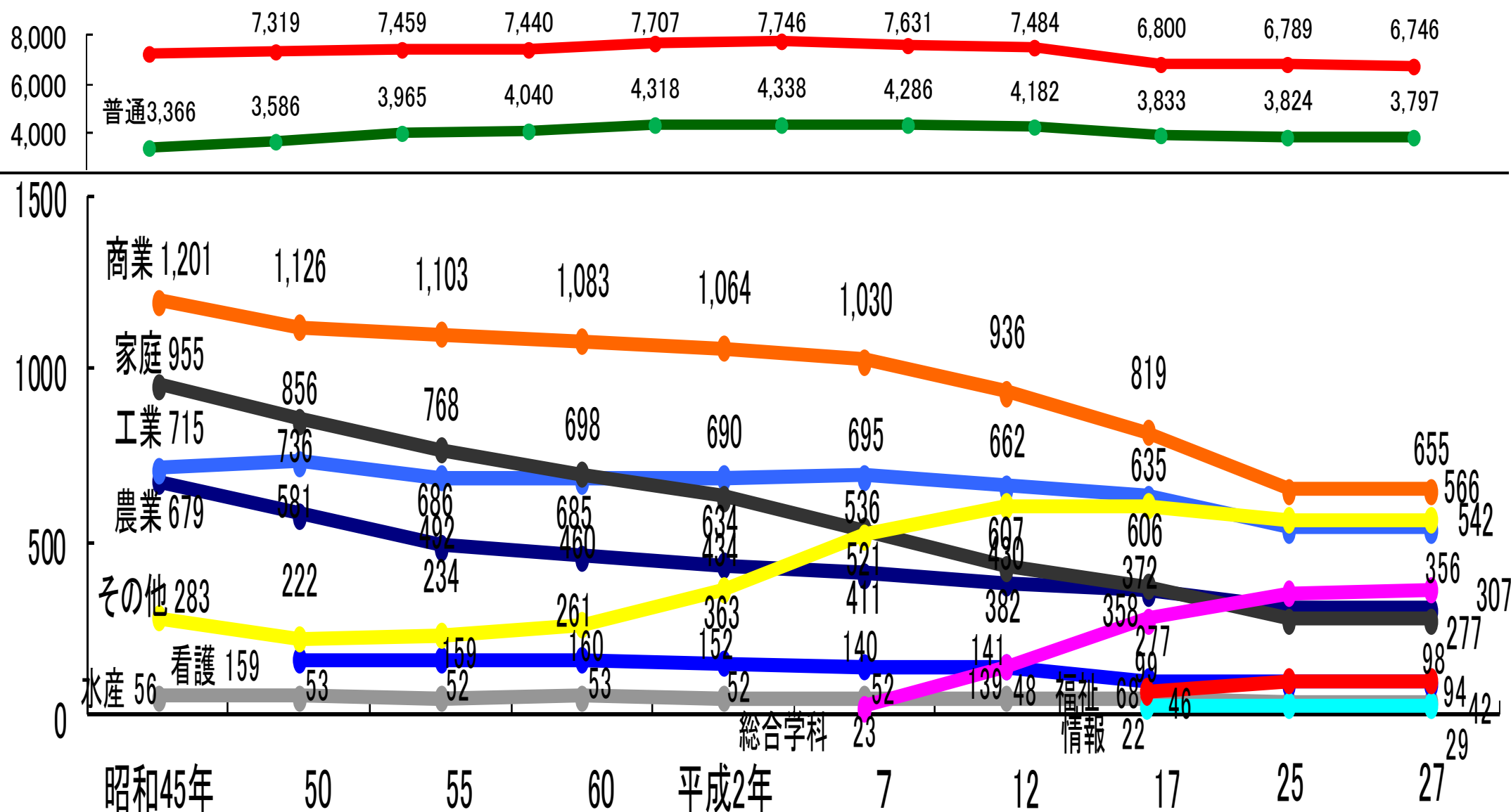
高等学校等への進学率は着実に向上し、昭和49年度に90%を超えた



文部科学省「学校基本調査(平成27年度)」

高等学校の学科数（学科別）〔推移〕

学科数(学科) 計7,255



※ 全日制・定時制のみ

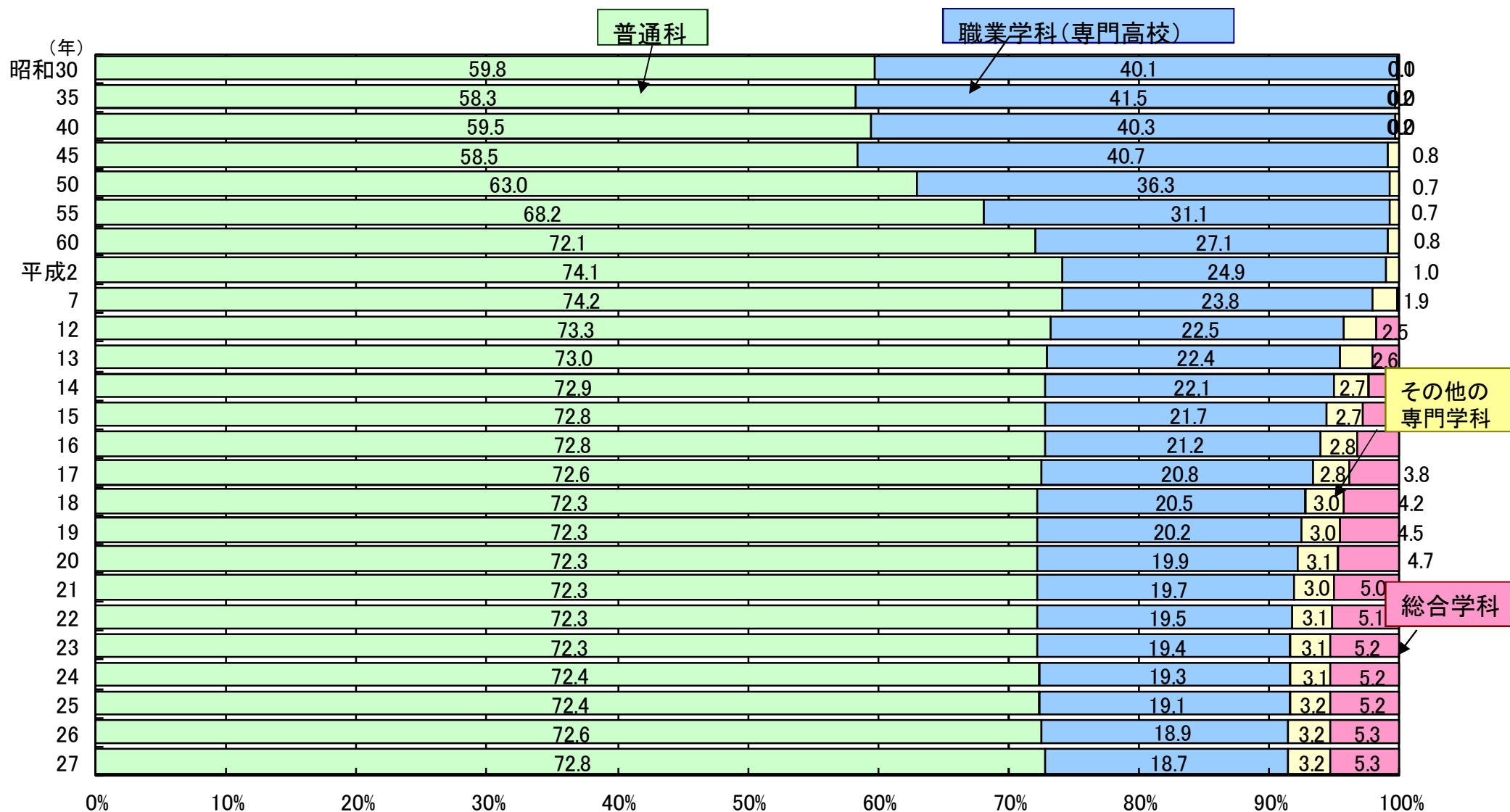
※ 学科数について、同一の学科が全日制・定時制の両方に設置されている場合は1として計上。

※ 「その他の専門学科」には、理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係等の学科がある。

文部科学省「学校基本調査（平成27年度）」

高等学校の学科別生徒数の構成割合[推移]

職業学科の比率は年々減少。普通科は最近20年間、ほぼ一定(約7割)で推移



※総合学科は平成6年度より制度化。「その他の専門学科」には、理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係等の学科がある。

文部科学省「学校基本調査(平成27年度)」

学科別生徒数・学科数・学校数（平成27年度）

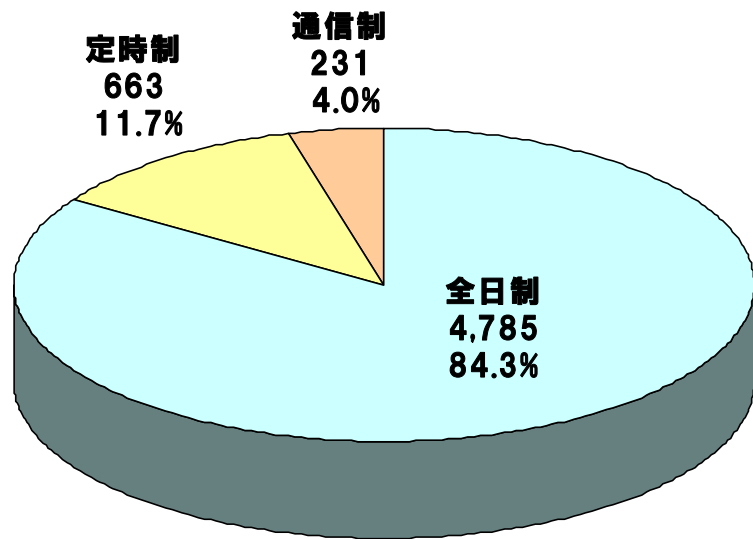
区 分		生徒数 (人)	比率 (%)	当該学科を置く 学校数(延べ数)	単独学科 学校数
合 計		3,309,613		6,746	3,541
職業学科 (専門高校)	小 計	618,826	18.7	2,021	609
	農 業	83,040	2.5	309	127
	工 業	254,524	7.7	537	273
	商 業	202,308	6.1	636	176
	水 産	9,193	0.3	42	20
	家 庭	42,230	1.3	277	6
	看 護	14,756	0.4	94	6
	情 報	3,130	0.1	28	0
	福 祉	9,645	0.3	98	1
普 通 科		2,409,432	72.8	3,797	2,625
その他専門学科		105,300	3.2	566	41
総 合 学 科		176,055	5.3	362	266

※ 全日制・定時制のみの統計である(通信制は含まれない)。

※ 「当該学科を置く学校数」欄は、複数学科を置く学校について、それぞれの学科に計上した延べ数である。

出典:文部科学省「学校基本調査(平成27年度)」

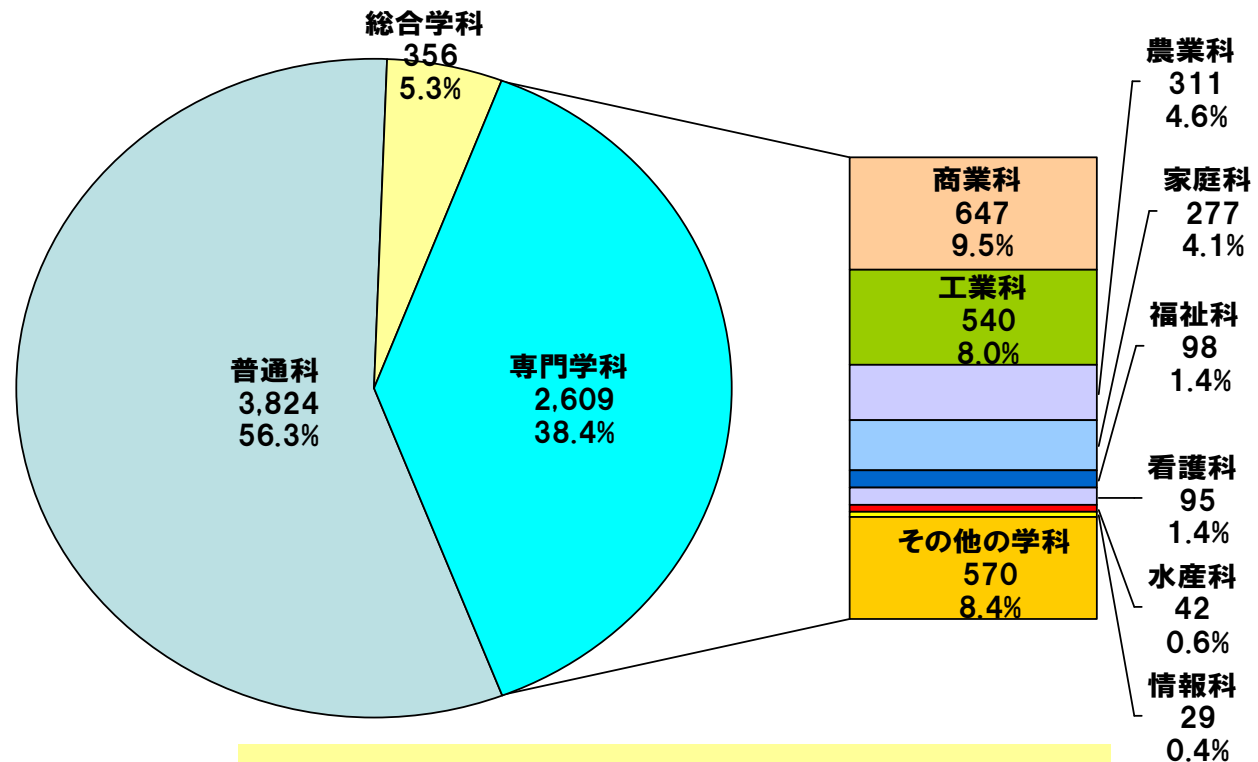
課程別・学科別学校数(平成27年度) [内訳]



課程別学校数

全日制課程：通常の課程、修業年限3年
 定時制課程：夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程、修業年限3年以上
 通信制課程：通信による教育を行う課程、修業年限3年以上

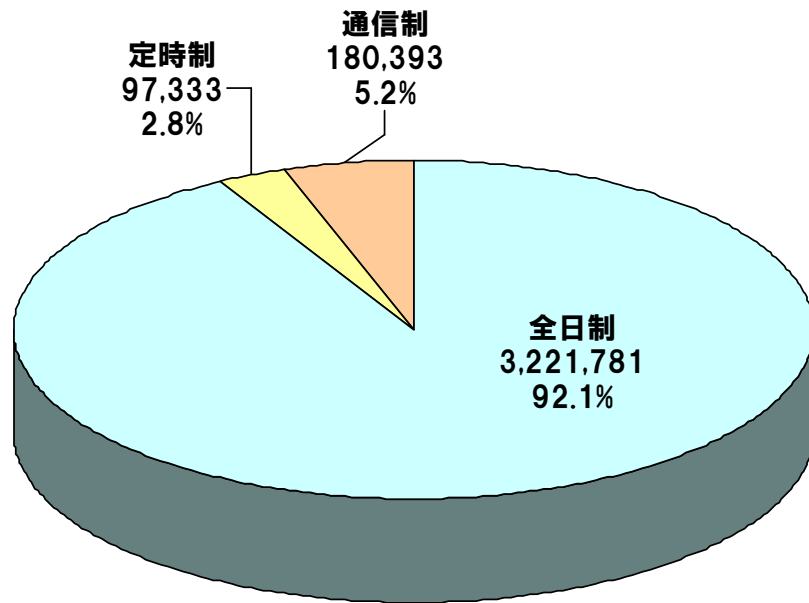
※一つの学校が2つ以上の課程を併置している場合は、それぞれの課程について、重複して計上。



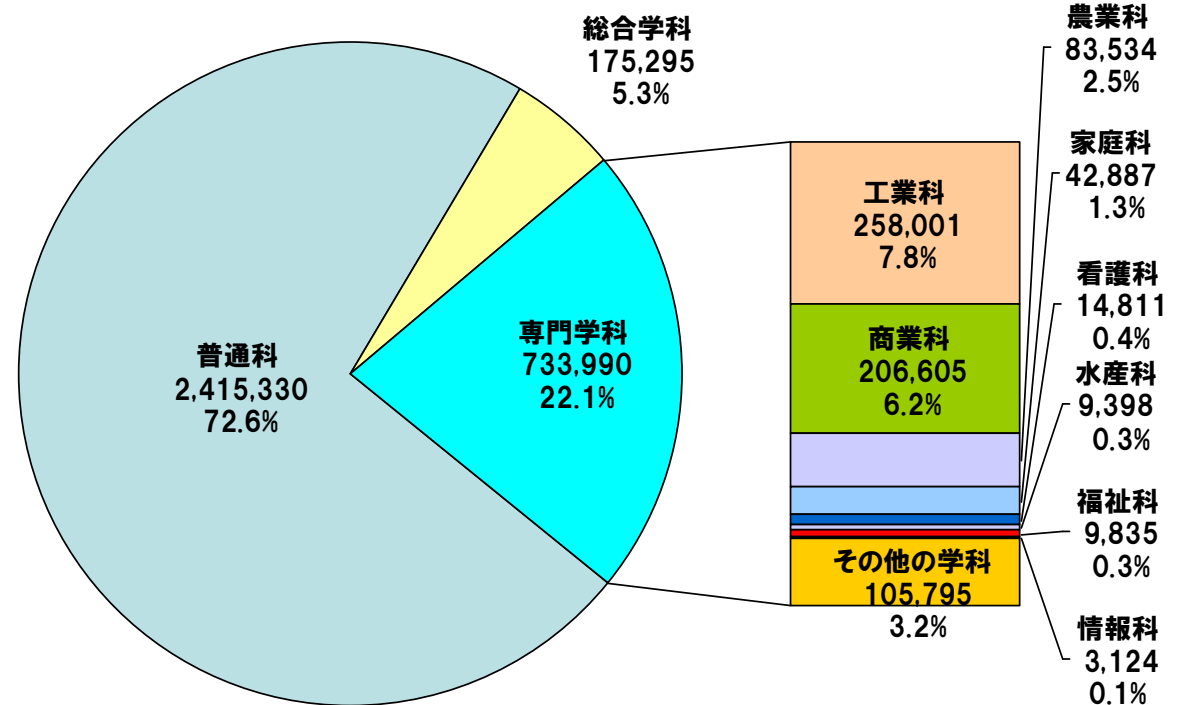
学科別学校数(全日制・定時制の本科)

※一つの学校が2つ以上の学科を持つ場合は、それぞれの学科について、重複して計上。

課程別・学科別生徒数(平成27年度) [内訳]



課程別生徒数



学科別生徒数(全日制・定時制の本科)

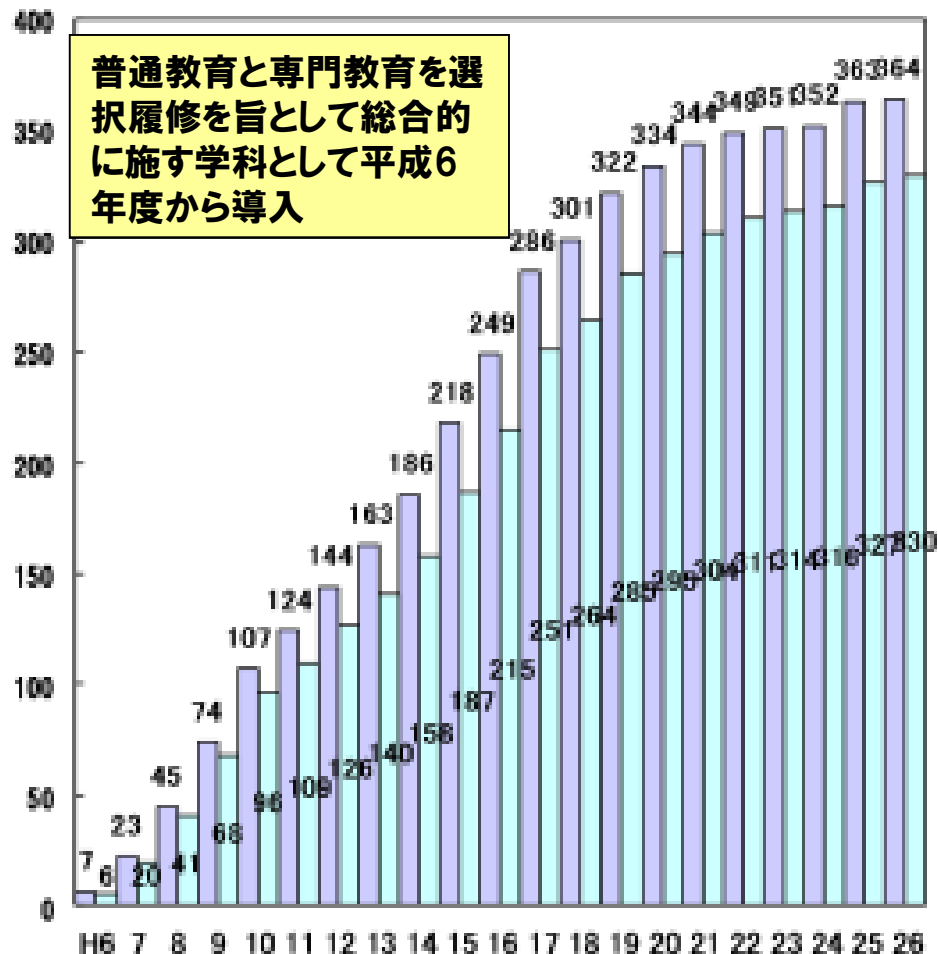
全日制課程：通常の課程、修業年限3年
 定時制課程：夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程、修業年限3年以上
 通信制課程：通信による教育を行う課程、修業年限3年以上

総合学科・単位制高等学校 [推移]

総合学科の数

学科

普通教育と専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科として平成6年度から導入

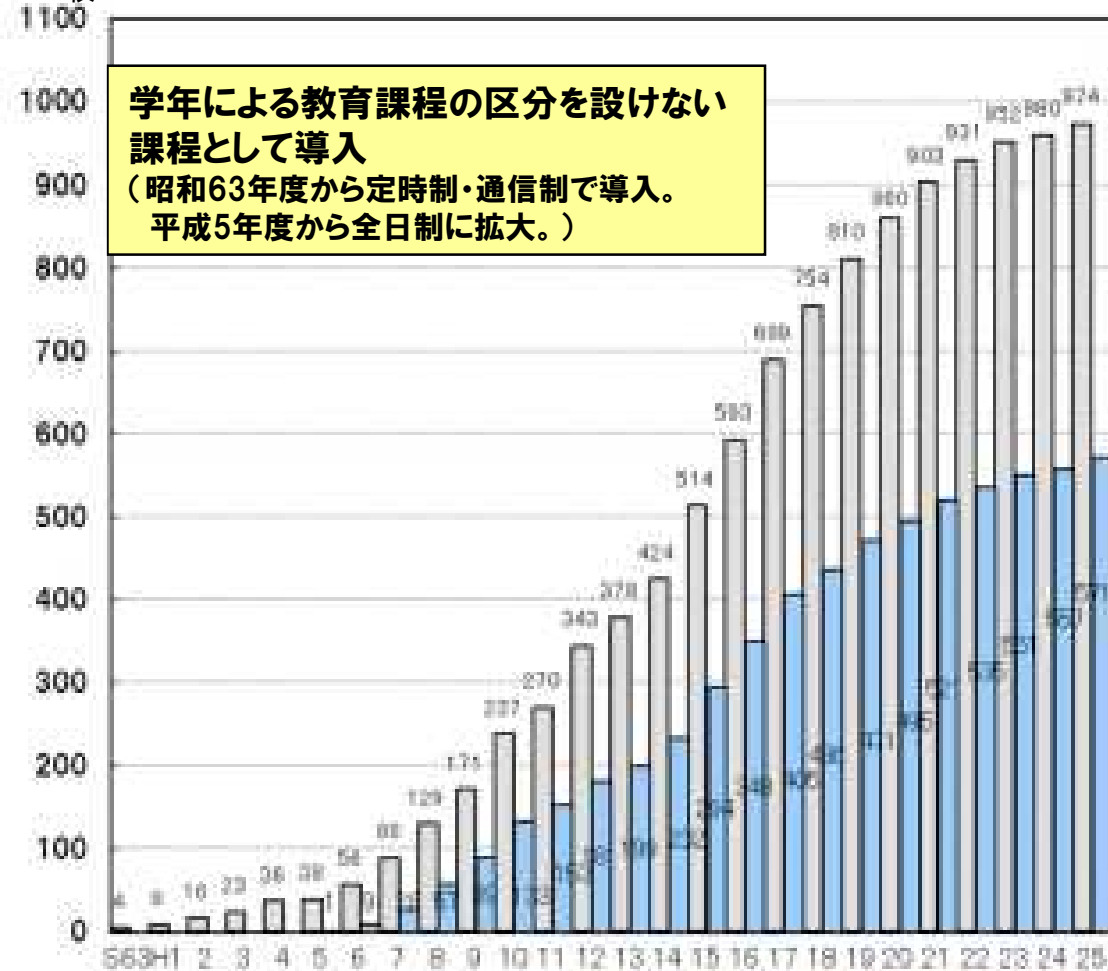


■国・公・私立 ■うち公立

単位制高等学校の数

校

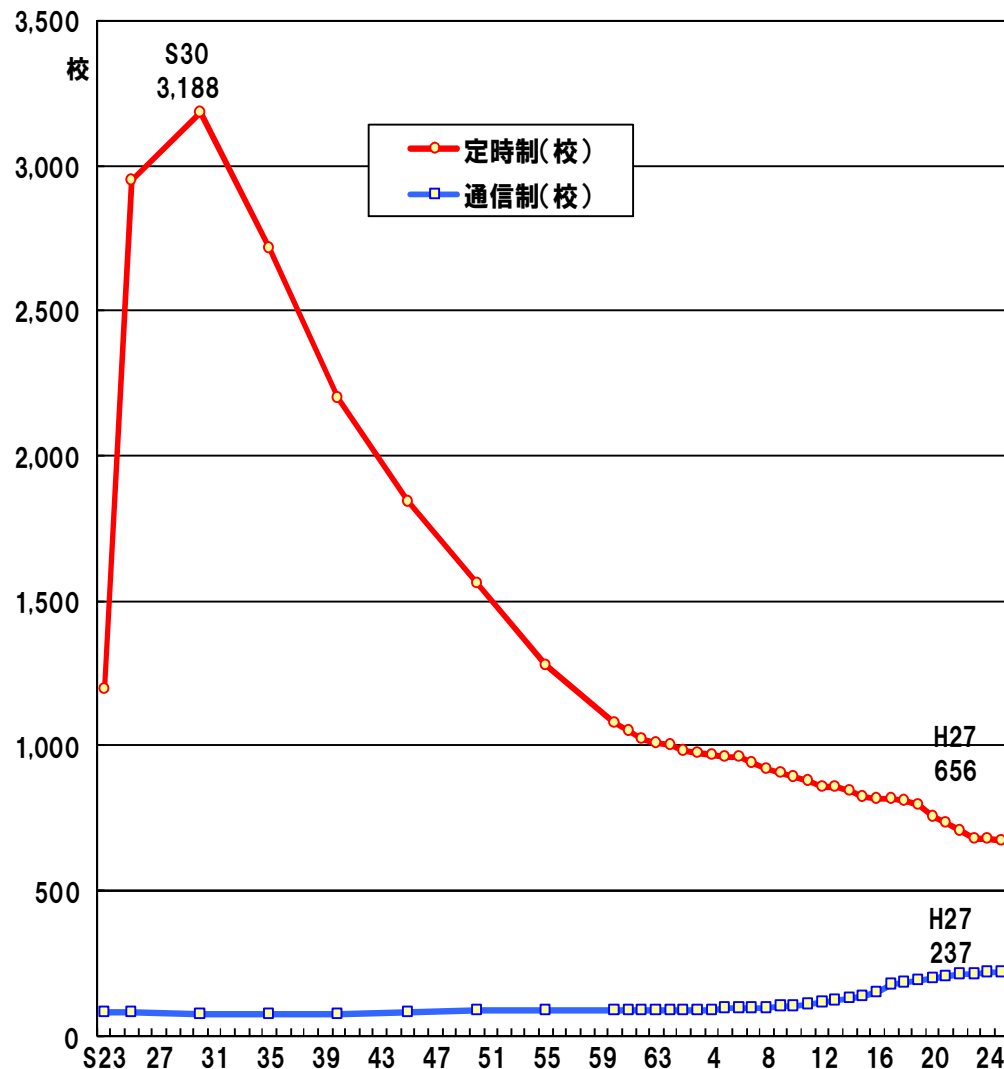
学年による教育課程の区分を設けない課程として導入
(昭和63年度から定時制・通信制で導入。平成5年度から全日制に拡大。)



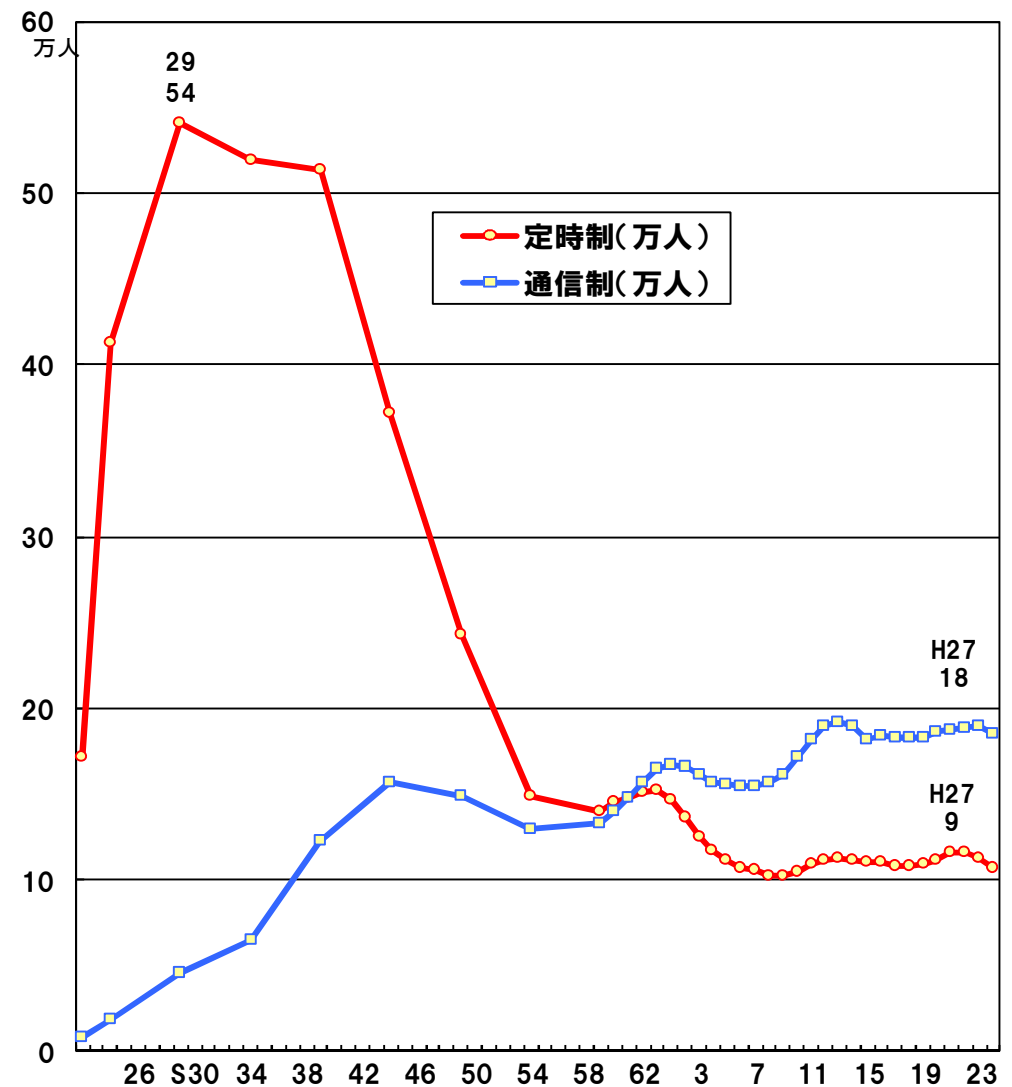
■単位制の全日制・定時制・通信制高校の合計 ■うち全日制

定時制・通信制課程の学校数・生徒数 [推移]

学校数



生徒数



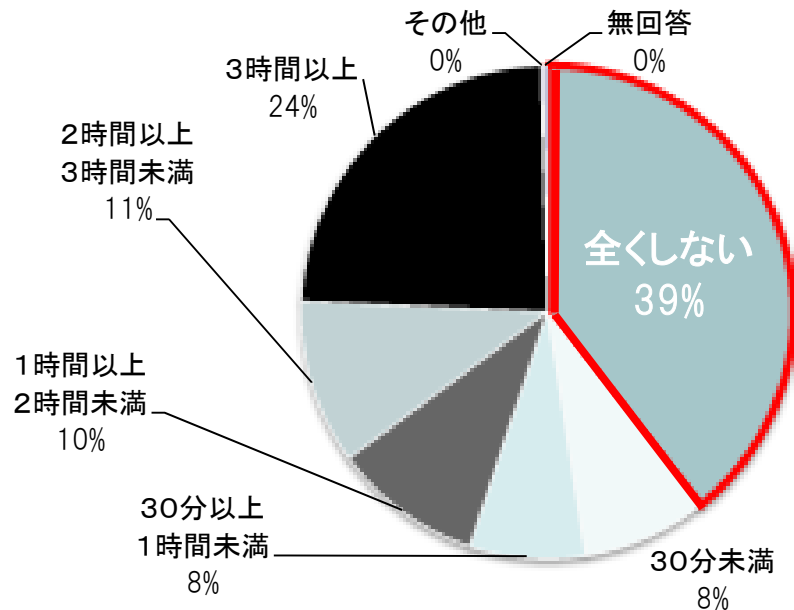
文部科学省「学校基本調査（平成27年度）」

2. 高校生の現状について

高校生の学力・学習意欲等の状況

- 平日、学校の授業時間以外に全く又はほとんど勉強していない者は、高校3年生の約4割
- 高校生の学校外の平均学習時間については、中上位層には大幅な減少からの改善傾向が見られるが、下位層は低い水準で推移している

■高校生の家庭学習時間



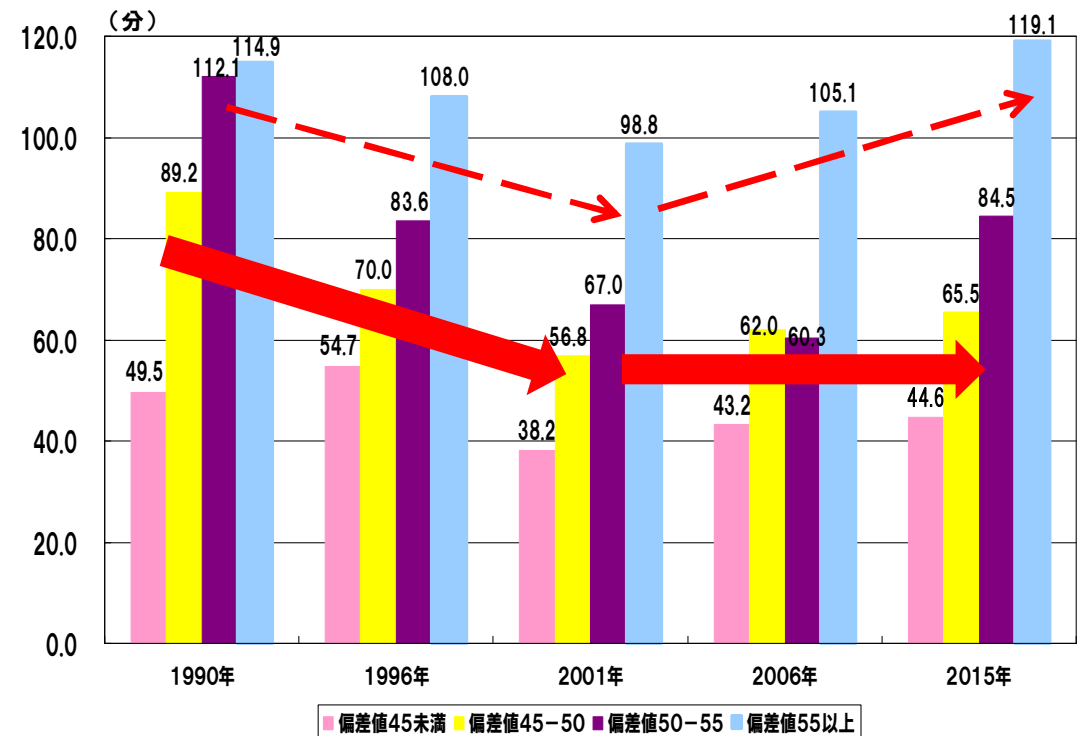
(出典) 国立教育政策研究所「平成17年度教育課程実施状況調査」

※平日の平均学習時間。土日は除く。

塾・予備校、家庭教師との学習時間を含む。

※回答人数149,753人

■高校生の学習時間の経年変化



※平日の平均学習時間。土日は除く。塾・予備校、家庭教師との学習時間を含む。

(出典) ベネッセ教育総合研究所「第5回学習基本調査」

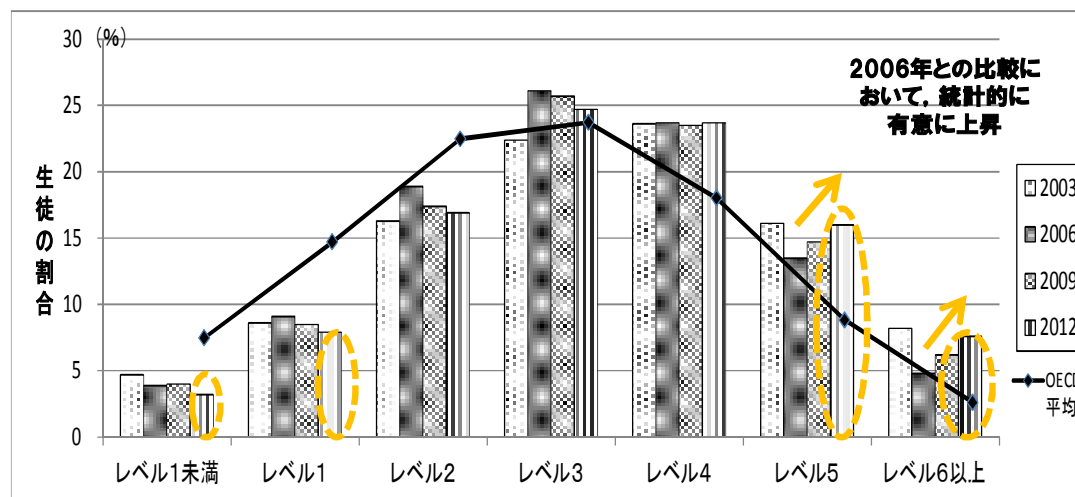
PISAから見た高校生の状況について

● 2012年調査は比較可能な調査回以降、最高の結果

- ・読解力、科学的リテラシーの2分野においてOECD諸国中トップ
- ・数学的リテラシーについて、OECD諸国中2位
- ・全分野において下位層の割合が減少し、上位層の割合が増加



我が国の習熟度レベル別割合 (PISA2012数学的リテラシー)



【PISA生徒質問紙の結果】

「数学で学ぶ内容に興味がある」生徒の割合
(日本: 38%、OECD平均: 53%) 【PISA2012】
2003年に比べて5ポイント有意に上昇。

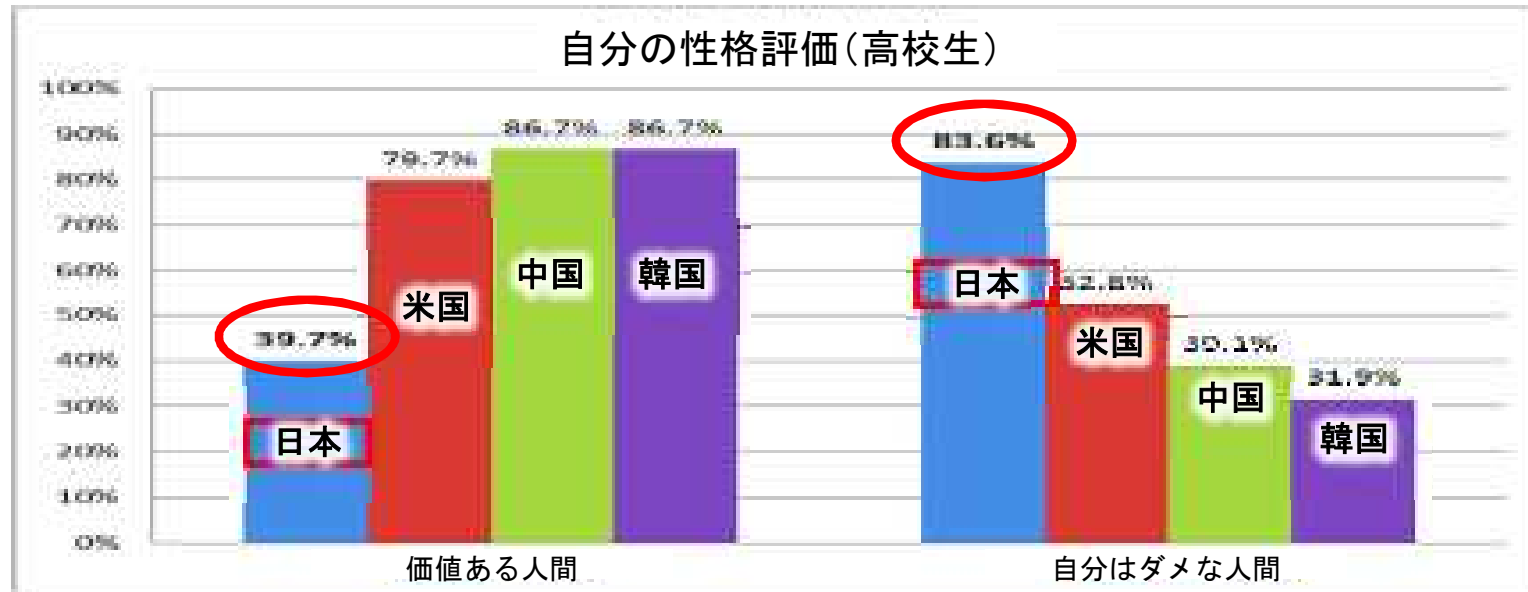
【2020年までに実現すべき成果目標】～ 新成長戦略(H22. 6. 18 閣議決定)

子どもの学力と挑戦力の向上: OECD生徒の学習到達度調査等で世界トップクラスの順位

- ①最上位国の平均並みに低学力層の子どもの割合の減少と高学力層の子どもの割合の増加
- ②「読解力」等の各分野毎の平均得点が、すべて現在の最上位国の平均に相当するレベルに到達
- ③各分野への興味関心について、各質問項目における肯定的な回答の割合が国際平均以上に上昇

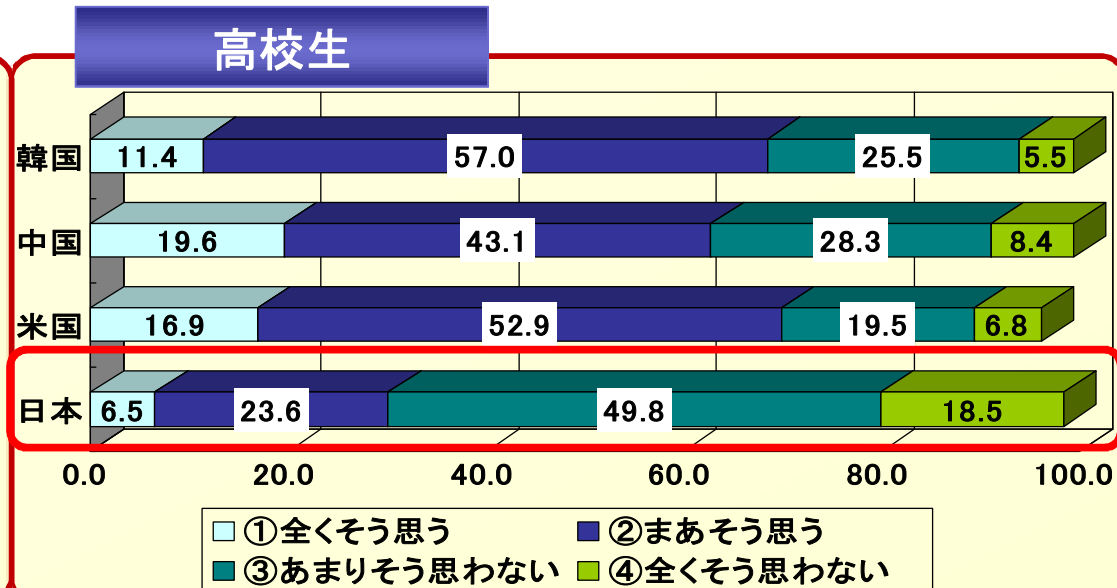
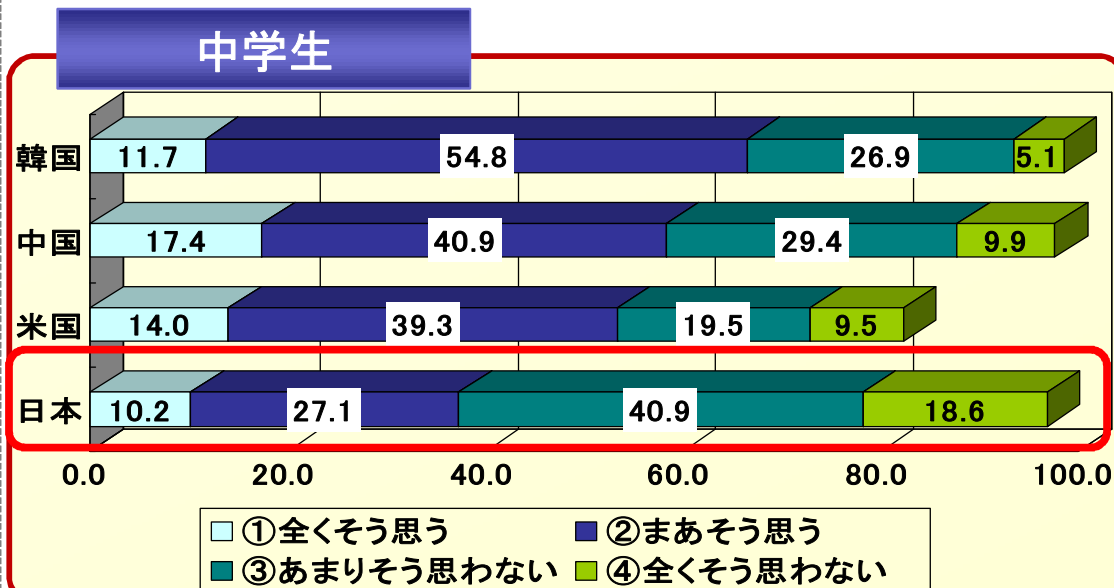
生徒の自己肯定感、社会参画に関する意識について

○米中韓の生徒に比べ、日本の生徒は、「自分を価値ある人間だ」という自尊心を持っている割合が半分以下、「自らの参加により社会現象が変えられるかもしれない」という意識も低い。



(出典)
(財) 一ツ橋文芸教育振興会、
(財) 日本青少年研究所
「高校生の生活意識と留学に関する
調査報告書」(2012年4月)より
文部科学省作成

【問33-2】私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない

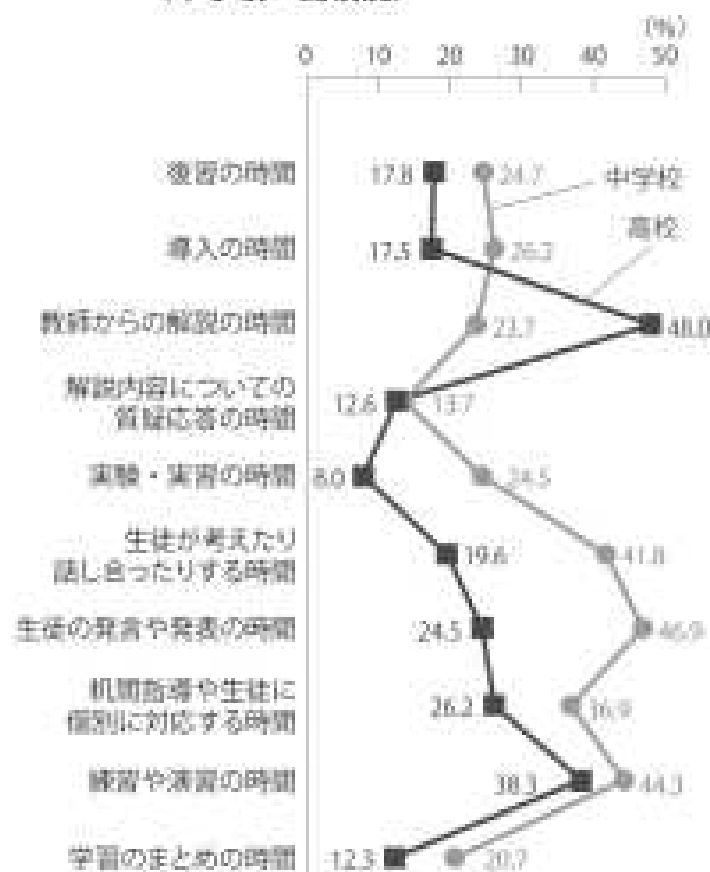


(出典)(財)一ツ橋文芸教育振興協会、(財)日本青少年研究所「中学生・高校生の生活と意識 -日本・アメリカ・中国・韓国の比較- (2009年2月)」より文部科学省作成

高等学校の指導の状況

- ◆中学校に比べ、高校では教師からの説明の時間が長く、生徒が考えたり話合ったりする時間を多くしようという意識が低く、普通科では成績上位校ほど教師主導の講義形式の授業の比重が高いというデータがある。

図1-1 授業の時間の使い方や進め方【教員調査】
(中学校・高校別)



注)「多くするように特に心がけている」の%。

表3-5-1 授業の方法【教員調査】

	全体 (n=1,070)	普通科 (n=2,228)	Aグループ (n=246)	Bグループ (n=276)	Cグループ (n=507)	Dグループ (n=328)	総合学科 (n=277)	専門学科 (n=512)	工業 (n=279)	農業 (n=164)
自作プリントを使った授業	36.0	35.1	30.9	34.2	36.7	42.5	35.2	40.4	42.8	38.4
教科書にそった授業	34.6	35.1	37.4	33.4	37.7	35.4	36.1	33.4	31.0	39.6
教師主導の講義形式の授業	32.5	34.2	39.8	37.1	32.9	26.9	32.2	26.4	23.1	25.9
小テストの実施	31.0	32.5	28.0	33.0	32.9	34.1	29.5	25.8	26.6	25.6
教材を工夫した授業(具体物を使うなど)	26.8	25.8	26.0	25.5	26.8	26.6	25.6	30.7	29.7	29.3
計算や漢字などの反復的な練習	18.0	16.9	7.3	13.0	17.4	36.4	20.7	21.5	27.9	14.0
表現活動を取り入れた授業	11.5	11.2	12.6	9.8	11.4	11.7	12.8	10.9	13.1	7.3
自分で調べることを取り入れた授業	10.2	9.9	11.0	10.7	8.1	9.1	12.3	9.4	7.0	10.4
個別学習を取り入れた授業	9.6	9.7	9.3	8.9	9.3	11.4	9.3	8.2	7.9	7.9
グループ活動を取り入れた授業	8.8	8.8	11.8	7.9	8.7	7.8	8.4	6.8	5.2	8.3
体験することを取り入れた授業	7.2	6.3	5.7	6.0	6.3	5.2	11.0	9.0	7.9	9.3
自由に議論する授業	3.8	5.9	8.9	4.6	5.3	5.5	6.2	4.5	3.5	5.5
教科横断的な授業や各科的な企画	4.4	4.4	4.5	4.9	2.8	5.5	6.2	4.1	4.4	3.0

注1)「多くするように特に心がけている」の%。

注2) (○)は全体よりも5ポイント以上、(●)は10ポイント以上高いものを示す。

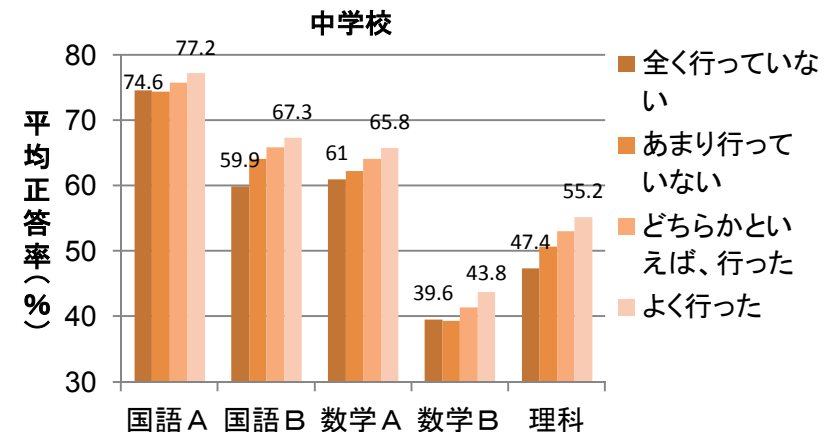
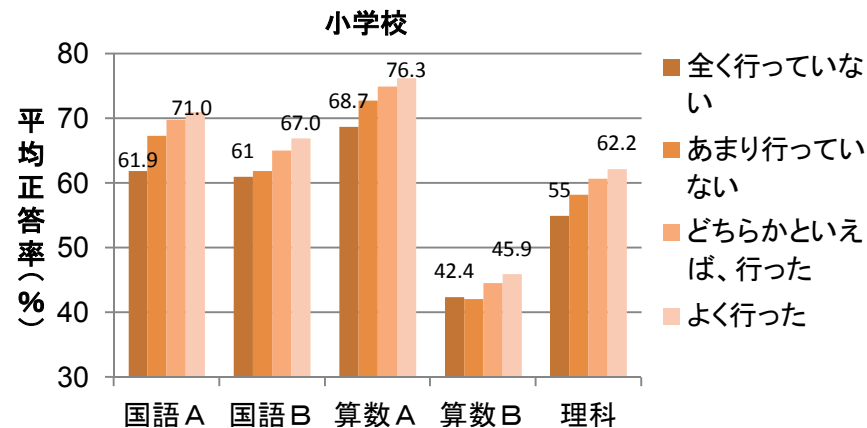
注3) (○)は全体よりも5ポイント以上、(●)は10ポイント以上低いものを示す。

普通科のグループA,B,C,Dは生徒の中学校時代の評定平均の高い順にA4つのグループにわけたもの。

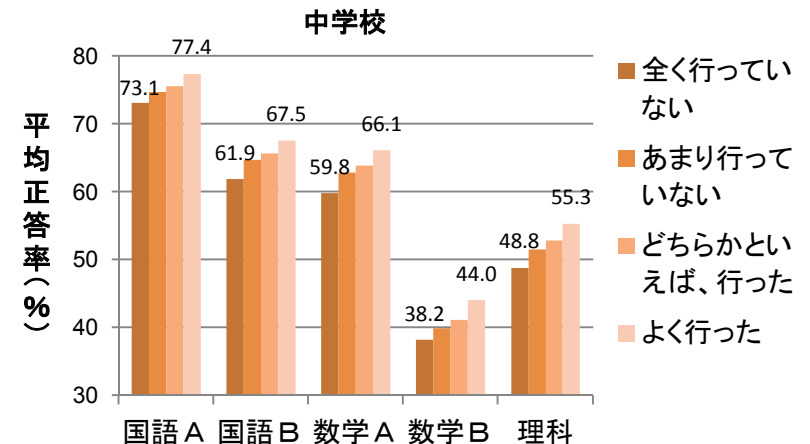
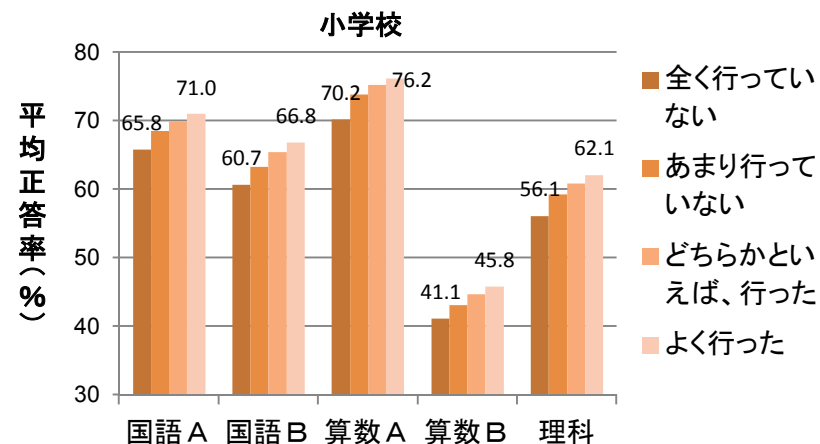
学校における指導等と学力等との関係

○学校の指導状況と学校の平均正答率との関係

- ・各教科等の指導のねらいを明確にした上で、言語活動を適切に位置付けましたか【学校質問紙 No.31】



- ・総合的な学習の時間において、課題の設定からまとめ・表現に至る探究の過程を意識した指導をしましたか【学校質問紙No.36】



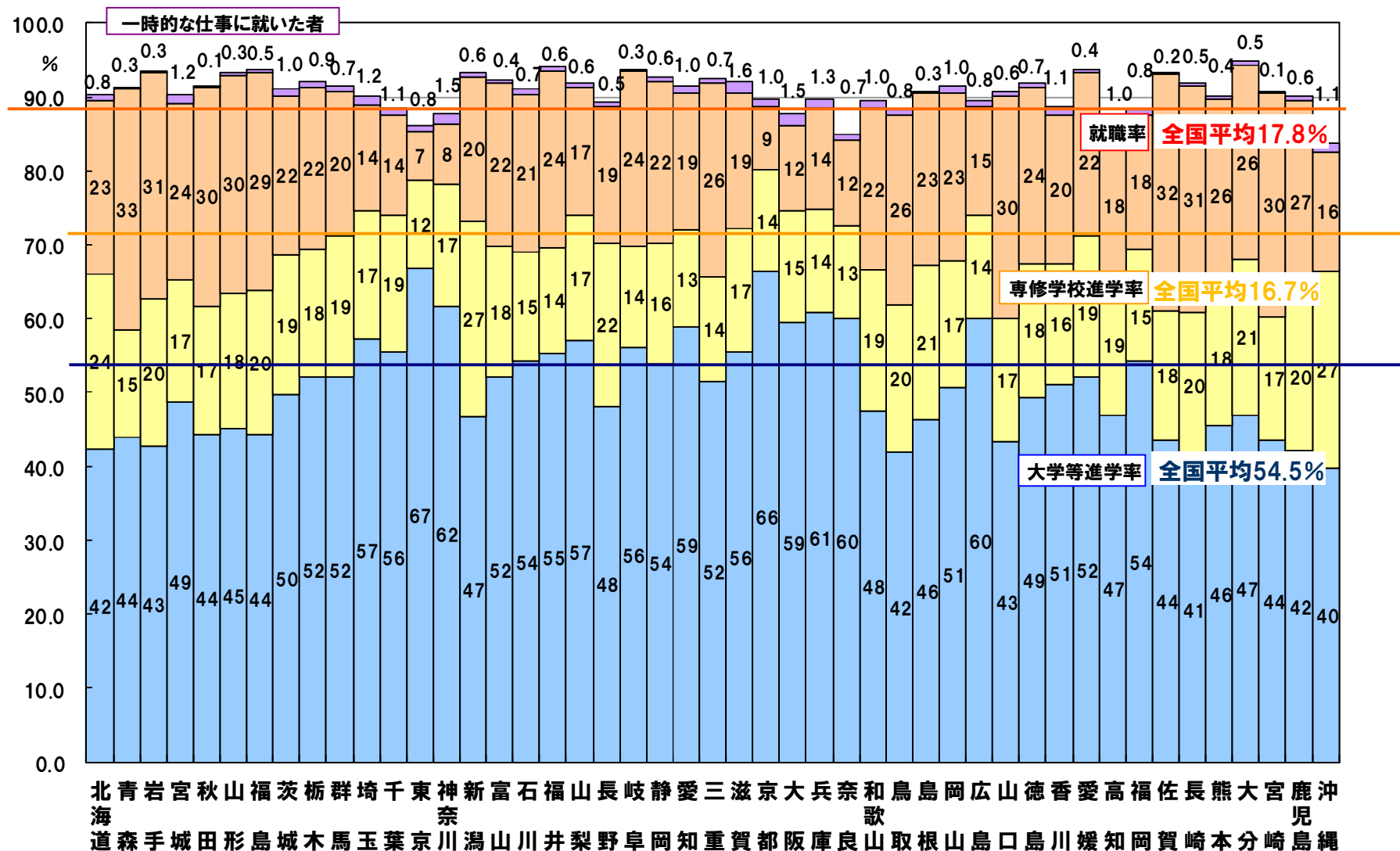
高等学校卒業生の進路 [推移]



「大学短大進学率」は、昭和58年度以前は通信制への進学を除いており、厳密には59年度以降と連続しない

高等学校の現役進学率・就職率 [都道府県比較]

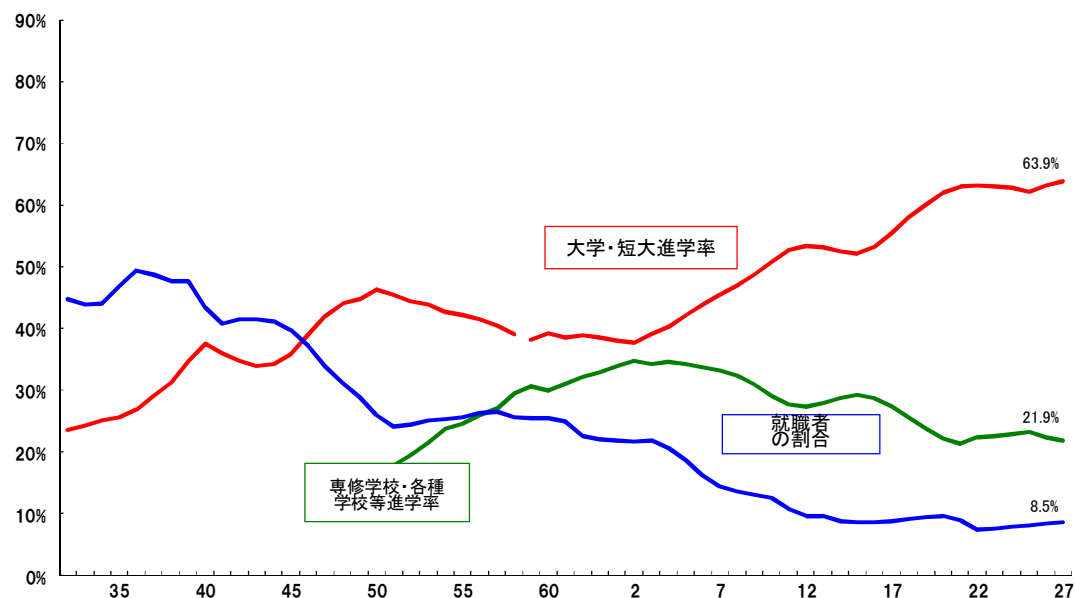
(H27年3月の卒業者)



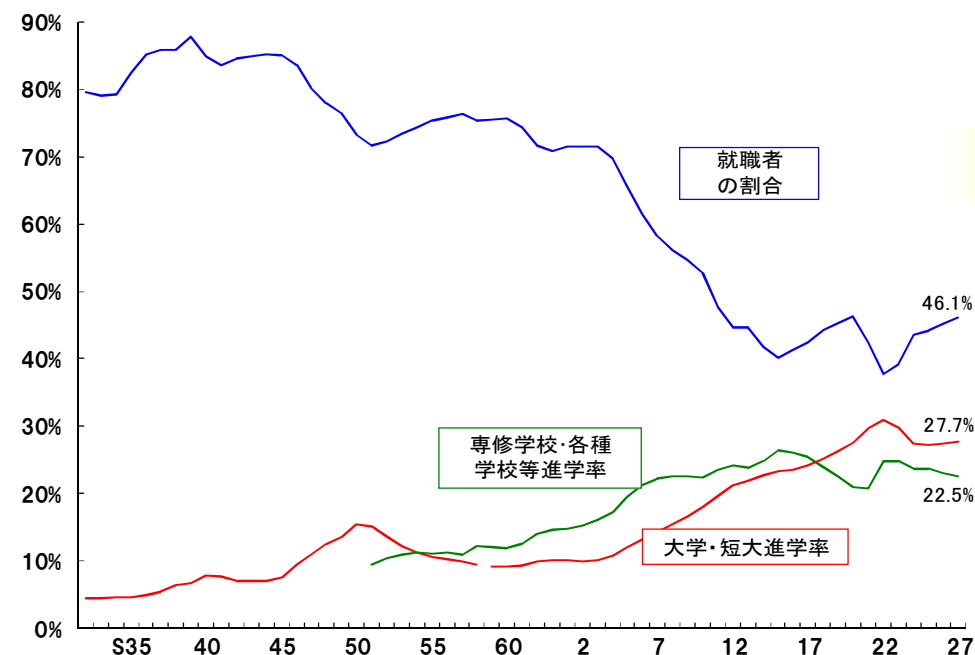
高等学校卒業生の進路(普通科・専門学科別) [推移]

普通科、専門学科ともに大学短大進学率と就職率が上昇し、専門学校等進学率が低下。
専門学科卒業生の進路には、依然として就職する者が最も多い。

普通科



専門学科



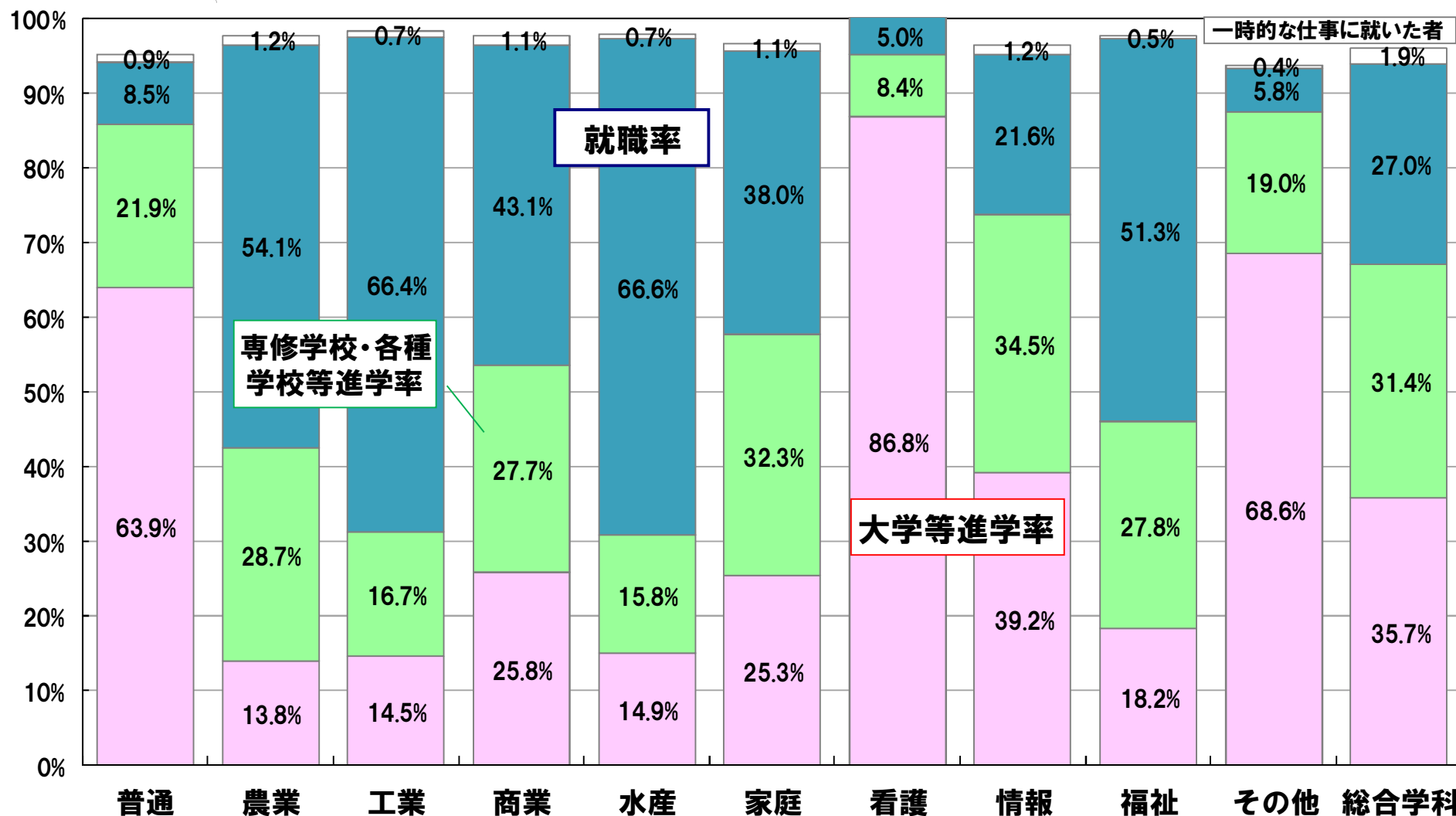
大学短大進学率には、昭和58年以前は通信制大学短大への進学を除いているが、昭和59年以降はこれを含んでいる。

文部科学省「学校基本調査」

高等学校卒業生の進路 [学科別内訳]

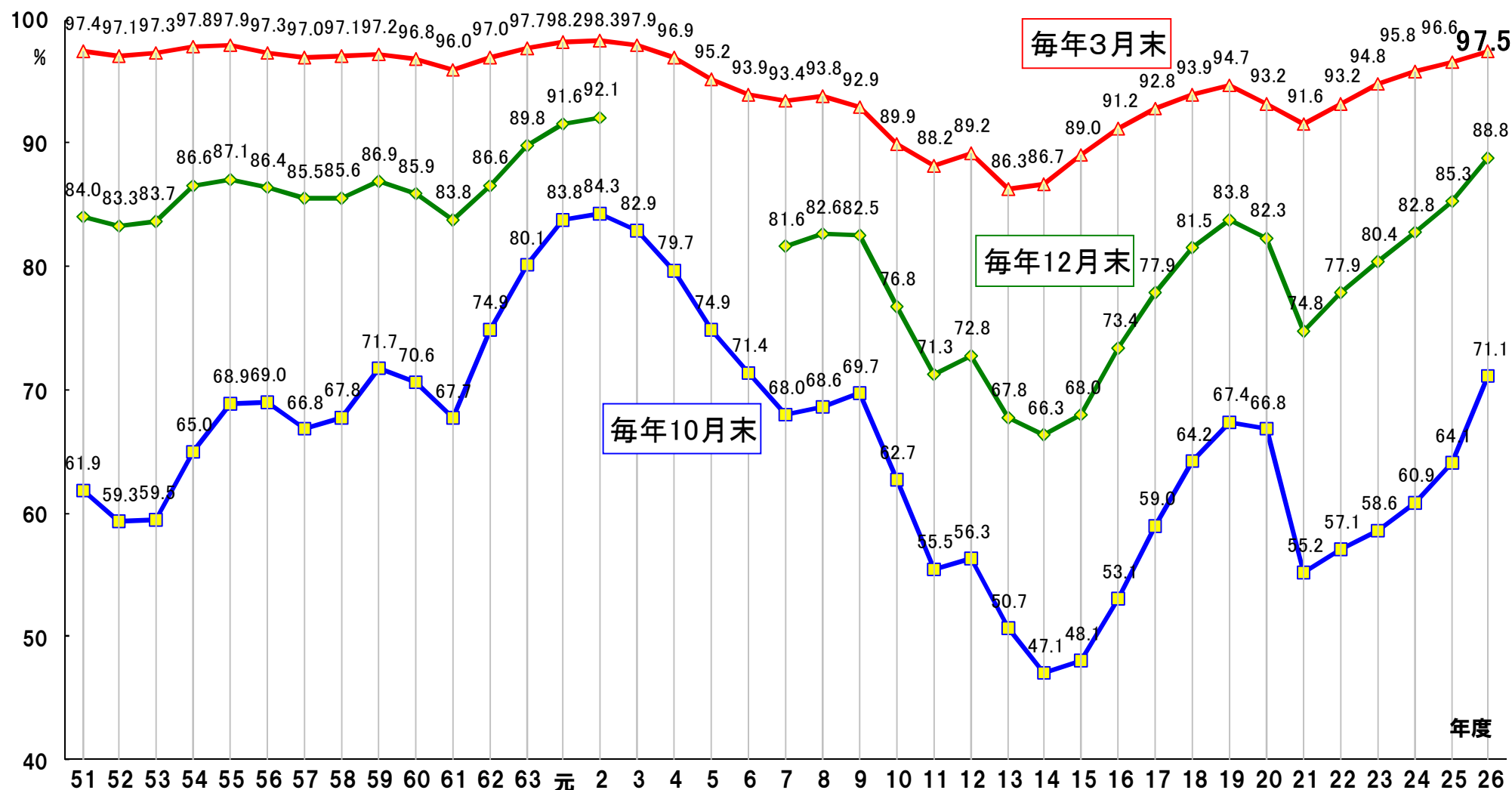
大学・短大進学率の平均は54.5%、専修学校・各種学校等進学率の平均は22.5%、新規卒業者に占める就職者の割合の平均は17.8%

(H27年3月の卒業者)



※大学等進学率は、高等学校(専攻科)等への進学も含まれている。

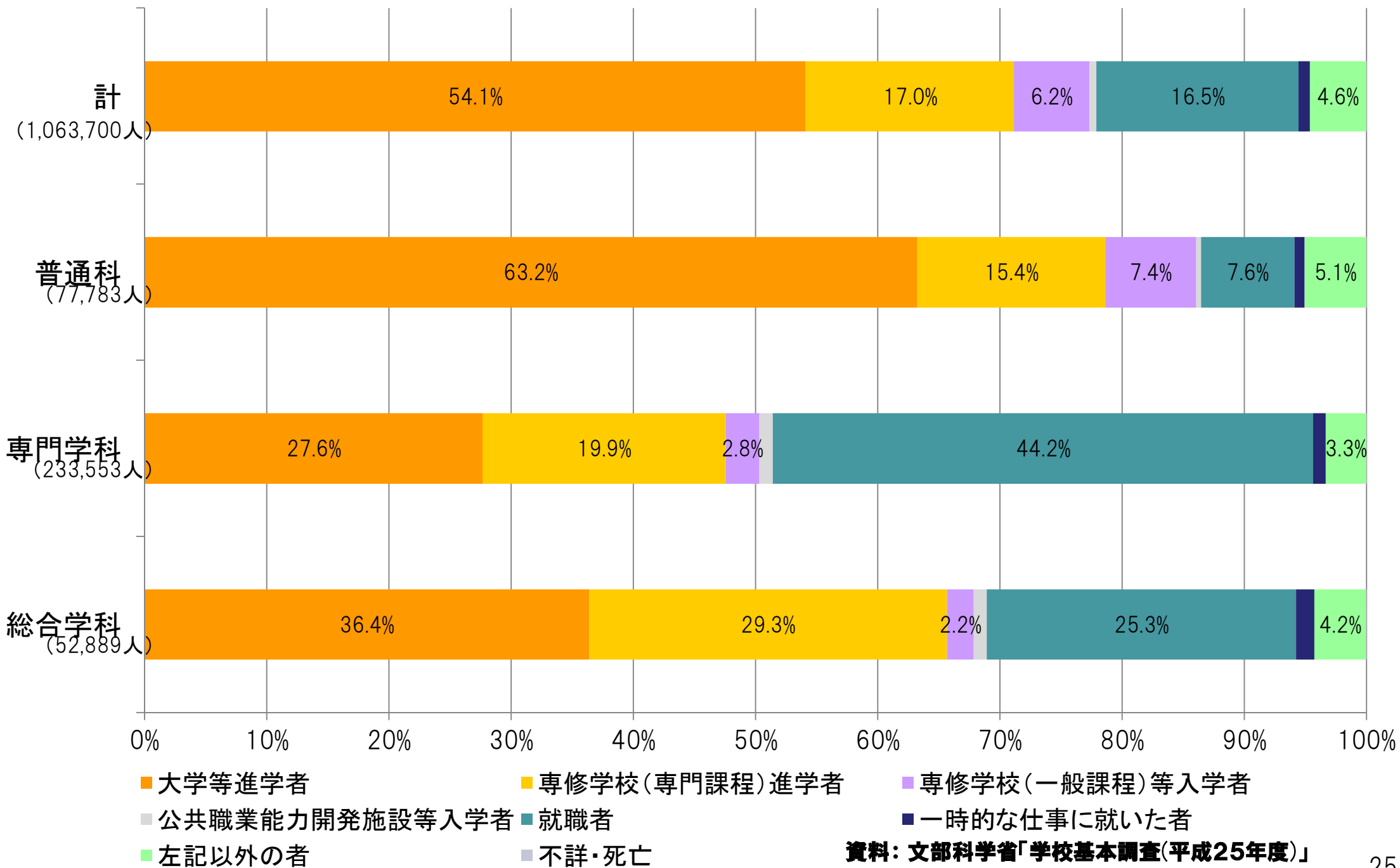
高等学校卒業予定者の就職内定率 [推移]



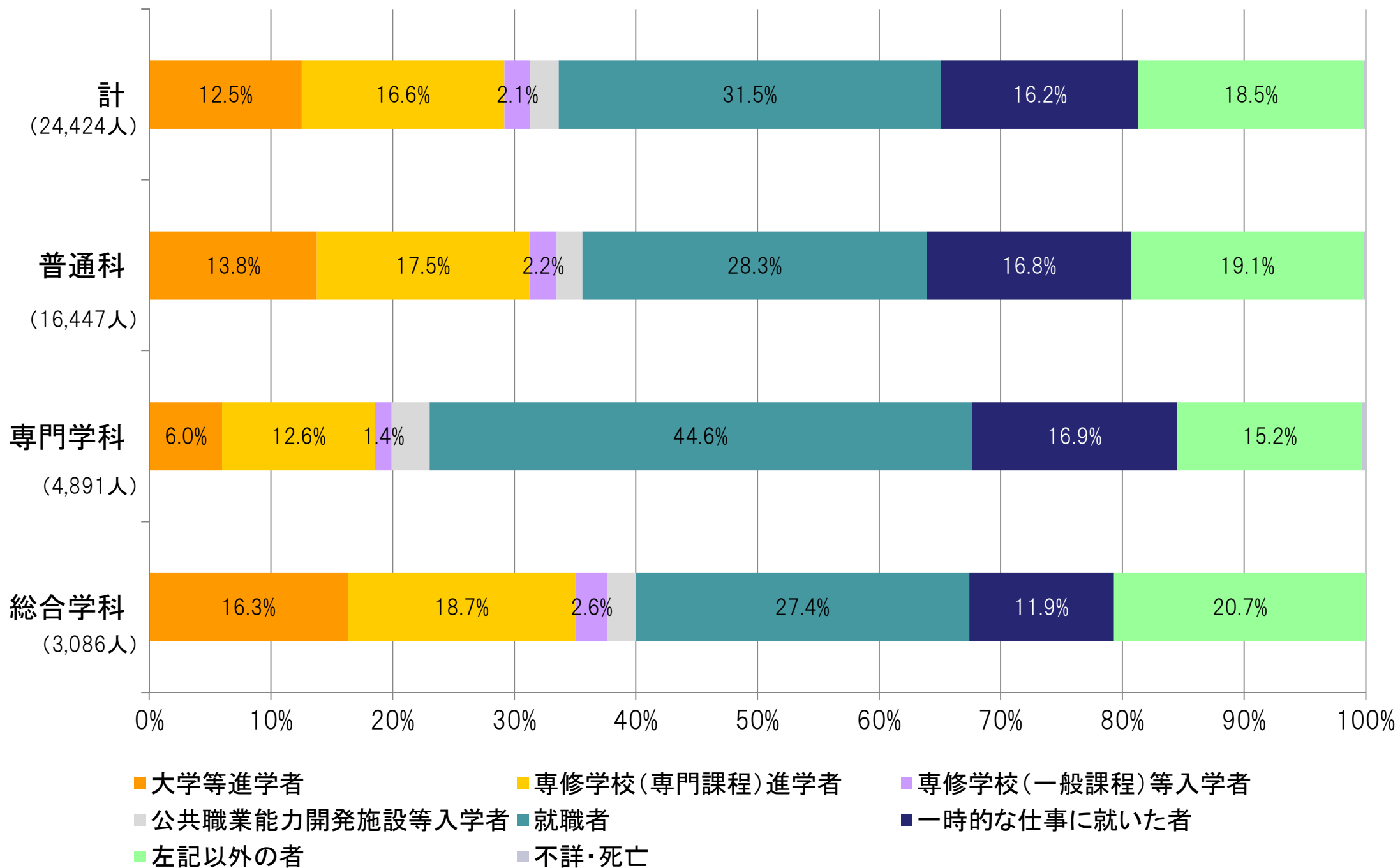
就職内定率＝就職内定者数／卒業予定者のうち就職希望者数(%)

注 平成22年度卒業者の平成23年3月末現在の就職状況については、東日本大震災の影響により調査が困難とする岩手県の5校及び福島県の5校は、調査から除外。

高等学校卒業者の進路別の割合(全日制)(平成25年3月)

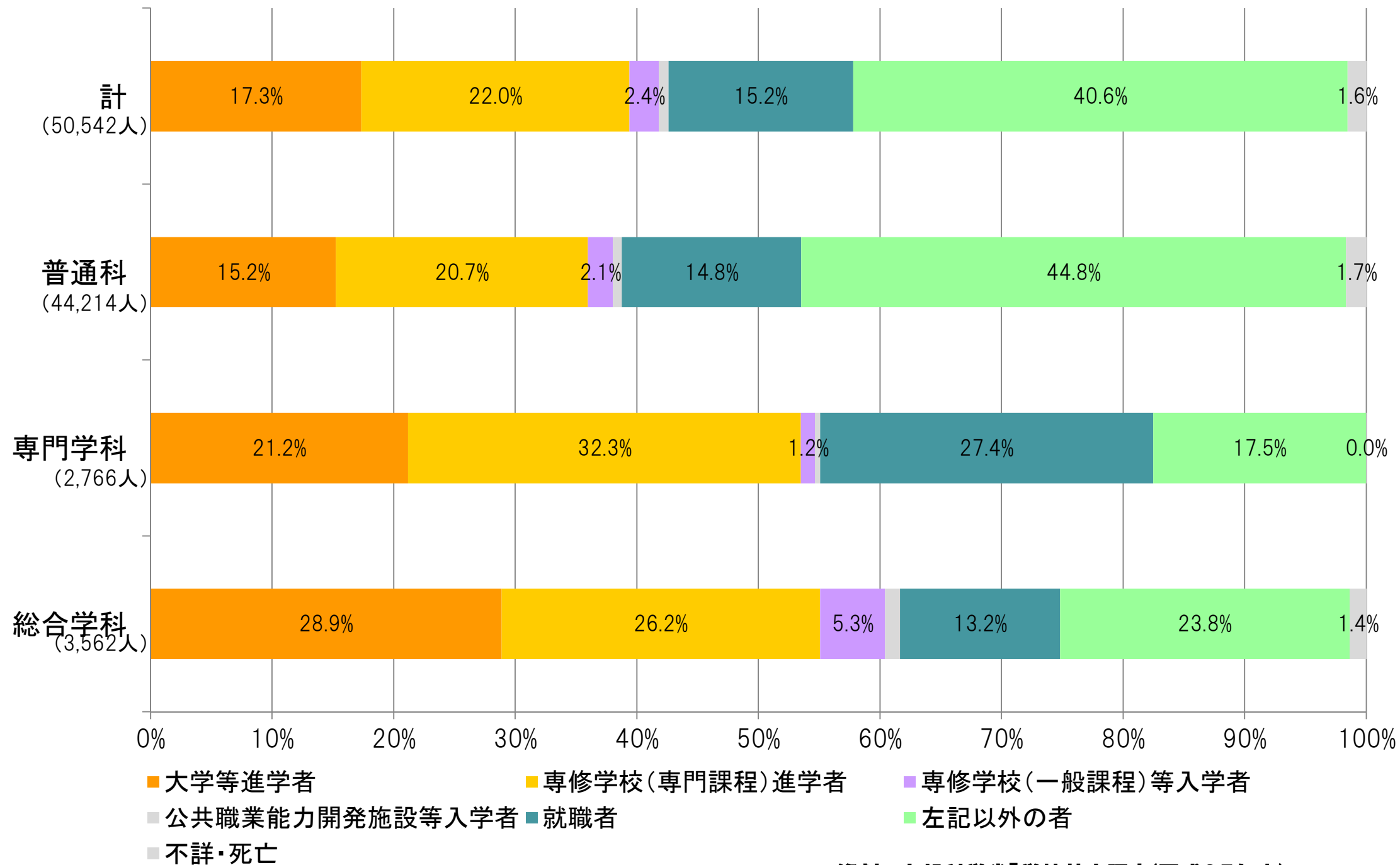


高等学校卒業者の進路別の割合(定時制)(平成25年3月)



資料: 文部科学省「学校基本調査(平成25年度)」

高等学校卒業者の進路別の割合(通信制)(平成25年3月)



資料: 文部科学省「学校基本調査(平成25年度)」

○公職選挙法の改正（6月17日成立、19日公布）

選挙権年齢を18歳以上に引き下げ。

来夏の参議院通常選挙より、高校在学中に18歳を迎えた生徒は選挙権を有することになる。

子供たちにとって、政治や社会がより一層身近に。

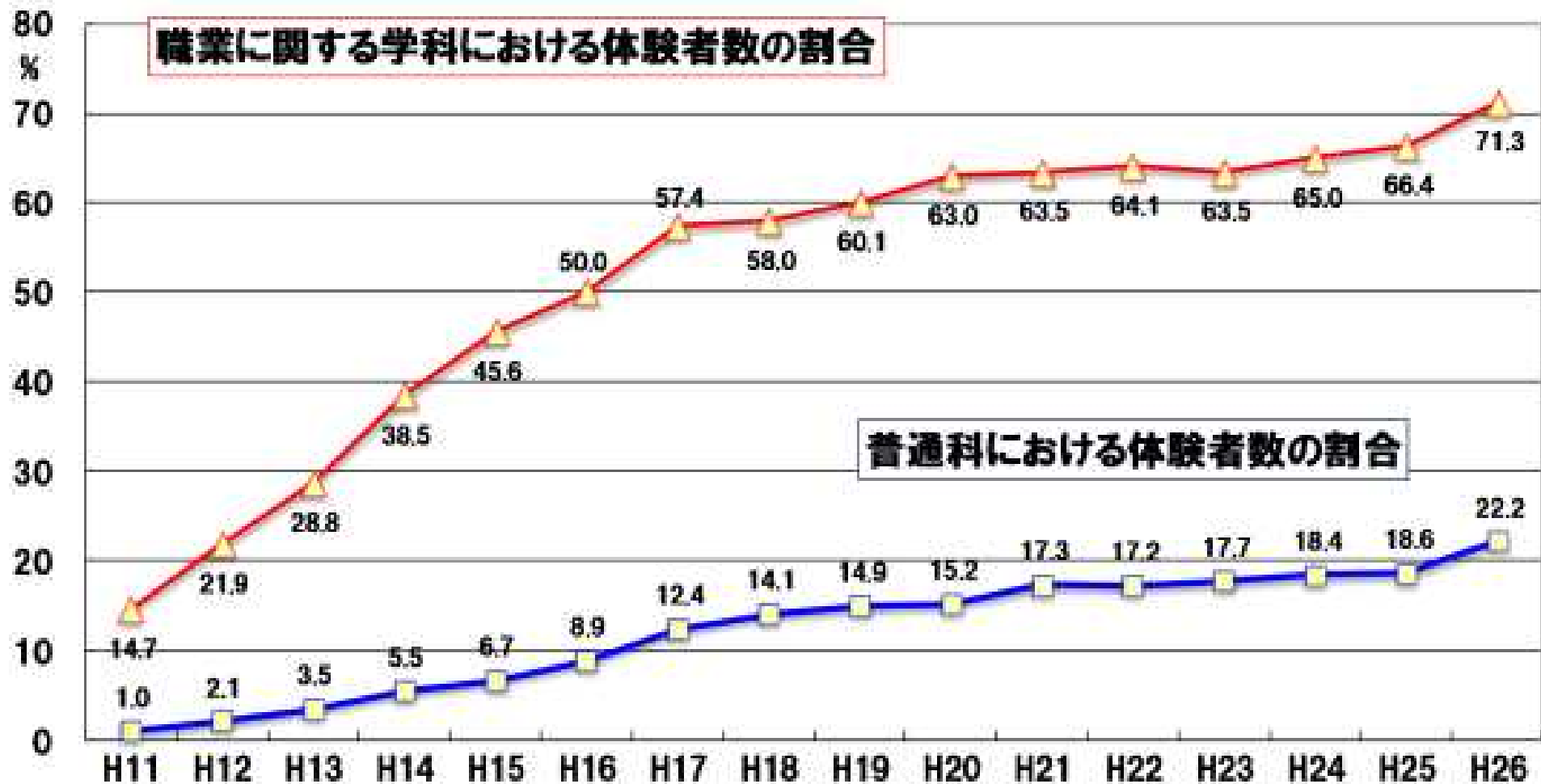


初等中等教育修了までに、主体的な社会参画や自立した生活に必要な力を身に付けることが必要となる。

⇒18歳までに身に付けることが求められる力を明確にすると共に、幼・小・中・高それぞれの学校段階においてどこまでの力を身に付けておくべきかを明確化する方向で検討中。

インターンシップを体験した高校生の割合 [推移]

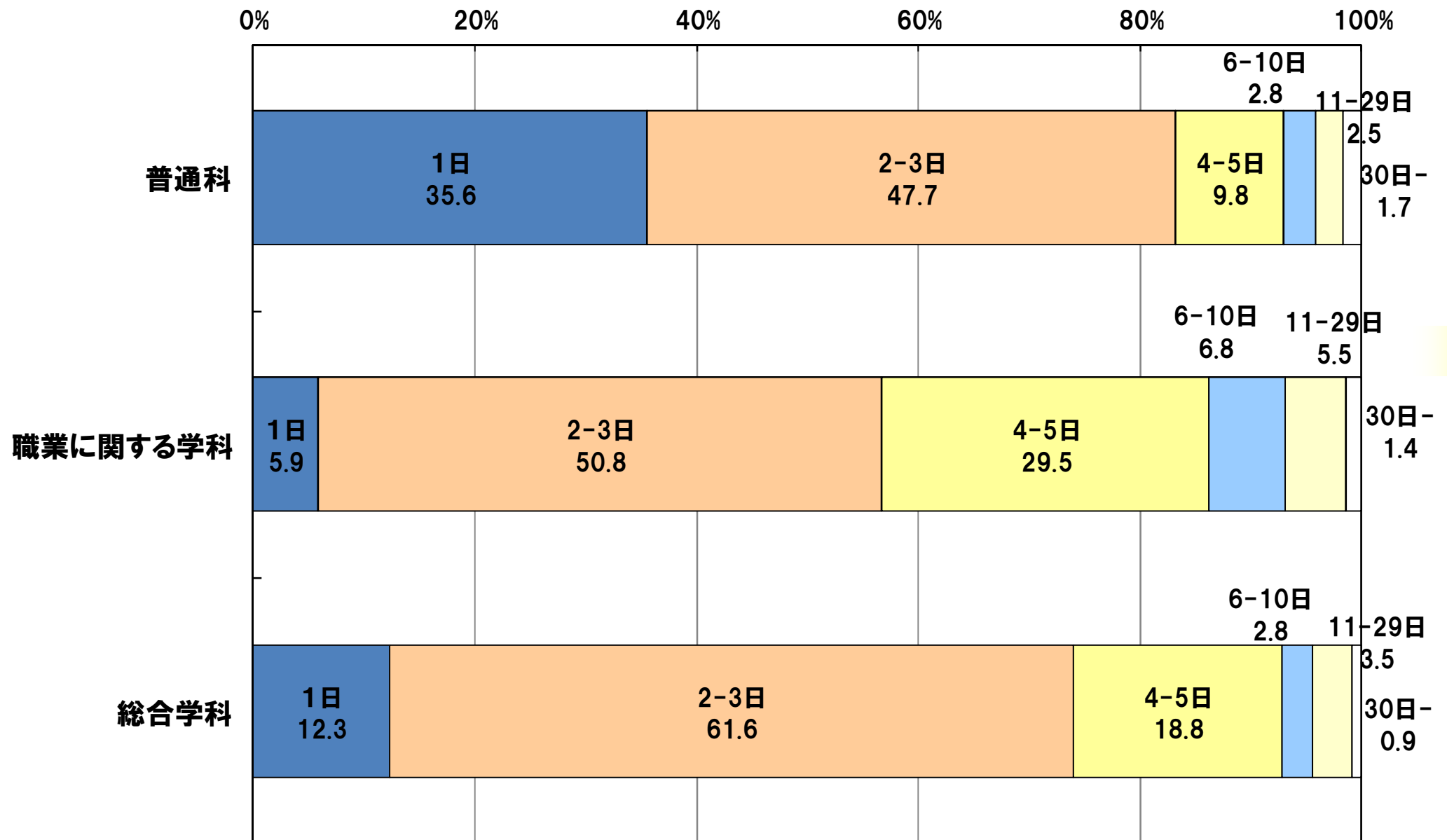
(公立の全日制高校)



- ・ 3年間を通じて一回でも体験した3年生の数を体験者として割合を算出
- ・ 「職業に関する学科」は、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、その他職業に関する学科の合計

高校生のインターンシップの体験日数 [内訳]

(平成26年度の公立の全日制高校)



3. 高等学校における教育課程について

学習指導要領に関する法制上の仕組み

教育課程編成の基本的な考え方

国	学習指導要領など、学校が編成する教育課程の大綱的な基準を制定 (各教科等の構成、年間の標準時間数、教科等の大綱的な目標、内容等)
教育委員会 (設置者)	教育課程など学校の管理運営の基本的事項について規則を制定 (学年・学期、休業日、校務分掌、教育課程編成や教材使用の手続き等)
学校 (校長)	学校や地域、児童生徒の実体等を踏まえ、創意工夫した教育課程を編成・実施

教育課程に関する法制上の仕組み

- 教 育 基 本 法 : 教育の目的、目標を規定。【法律】
- 学 校 教 育 法 : 各学校段階ごとに教育の目的、目標などを規定。また、教科に関する事項は文部科学大臣が定めることを規定。【法律】
- 学 校 教 育 法 施 行 規 則 : 各教科等の構成、年間標準授業時数を規定。また、教育課程については、文部科学大臣が別に公示する学習指導要領によることを規定。【省令】
- 幼 稚 園 教 育 要 領
学 習 指 導 要 領 : 教育課程全般にわたる配慮事項などの総則と、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の目標、内容の取扱い（幼稚園における各領域のねらい、内容の取扱い）を規定。【告示】
- 幼 稚 園 教 育 要 領 解 説
学 習 指 導 要 領 解 説 : 総則及び各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動（幼稚園における各領域のねらい、内容）について、学校種毎に学習指導要領等の改善の趣旨及び内容について解説したもの。

学校教育法、同施行規則、学習指導要領等、解説書等の関係

日本国憲法

教育を受ける権利、義務教育について規定。

教育基本法

教育の目的、教育の目標、教育の機会均等、義務教育、学校教育、大学、家庭教育、社会教育等を規定。

学校教育法

各学校段階ごとの目的、目標、修業年限を規定。また、教科に関する事項は文部科学大臣が定めることを規定。

学校教育法施行規則 (文部科学省令)

各学校段階ごとの各教科等の構成、年間標準授業時数を規定。また、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する学習指導要領等によることを規定。

学習指導要領 (文部科学省告示)

※幼稚園は幼稚園教育要領

全国的に一定の教育水準を確保するなどの観点から、各学校が編成する教育課程の基準として、国が学校教育法等の規定に基づき各教科等の目標や大まかな内容を告示として定めているもの。教育課程編成の基本的な考え方や、授業時数の取扱い、配慮事項などを規定した総則と、各教科、道徳及び特別活動の目標、内容及び内容の取扱いを規定。

学習指導要領解説 ※幼稚園は幼稚園教育要領解説

大綱的な基準である学習指導要領等の総則及び各教科等の記述の意味や解釈など詳細について説明するために文部科学省が作成。

指導資料・事例集等

学習指導要領等を踏まえた指導を行う際に参考となる資料、事例等をまとめたもの。

学校管理規則 (教育委員会規則)

法令や条例等に反しない範囲で、教育委員会が、教育課程について必要な規則(授業日数、教育課程の編成や行事、教材使用等の手続きなど)を定めることを規定。

○「告示」には様々な形式、効果のものが含まれるが、学習指導要領は、学校教育法及び同施行規則に根拠を有し、単なる指導助言文書ではなく法的基準性のあるものである。
(S51.5.21最高裁判決)

○同時に、学習指導要領は大綱的な基準であり、各学校が創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開することが期待されている。
(小総則第1の1など)

○法律等と異なり、告示するフォーマット等は定型化されていないが、上記のような性格を踏まえた記載にする必要はある。

○学習指導要領等の改訂と合わせて作成する。
○緊急の必要がある場合には学習指導要領の改訂とは別途、解説の一部改訂を行うことがある。(平成24年領土及び自然災害についての改訂を実施)
○文章による説明のほか、図表による説明(理科における系統表、総合的な学習の時間における探究活動のイメージなど)を交えて解説。全教科等の解説に、道徳の内容の学年段階・学校段階一覧を掲載。
(注)幼稚園、小中学校については、平成元年以前は「指導書」としていたが、学習指導要領等と同様の拘束力を有すると誤解されるとの指摘もあったため、その位置付けを一層明確にする観点から、高等学校と同様に「解説」に改めた。

○各教科等で活用するもの、言語活動のように教科横断的に取り組むべきことなど多様なものを含んでいる。冊子、リーフレット、映像資料(DVD)等。

○高校については、設置者が専門教科の標準単位数や学校設定科目等に関して規定しているほか、教育課程編成の手引き等を作成し、留意事項等を示していることが一般的。

教育課程に関連し学校が作成するもの等

学則
(公立小中学校を除く)

修業年限、学年、学期及び休業日、部科及び課程の組織、教育課程及び授業日時数、学習の評価及び課程修了の認定に関する事項、入学・退学・転学・休学及び卒業に関する事項など

教育課程

学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子供の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画【小学校学習指導要領解説総則編】(学校として作成する)

○教育課程は、各学校が作成する。

○公立学校は、設置する教育委員会が定める学校管理規則により、毎年度、教育課程の届出を行う。

○様式や内容は各教育委員会により異なるが、例えば、小中学校の場合には、
①教育目標
②指導の重点、方針
③各教科、総合的な学習の時間、学級活動等の時数
④学校行事および児童会・生徒会活動等の時数
などを、各教育委員会が定める様式等により、前年度の定められた時期までに届けることとされていることが一般的。

全体計画

教科横断・学校全体で取り組むための計画
学習指導要領上、道徳教育、総合的な学習の時間、特別活動について全体計画を作成することとなっている。
(学校として作成する)

教科等ごと、学年ごとの
指導計画

各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれについて、学年ごとあるいは学級ごとなどに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより具体的な計画
(学級担任、教科担任等が作成)

○年間指導計画や2年間にわたる長期の指導計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは単元、題材、主題ごとの指導案に至るまで各種のものがある。

その他学校が作成する
計画など

学習指導要領に規定はないが、他の法令や計画等により作成が求められているものなど

○学校安全教育(学校保健安全法)、食に関する指導(食育基本法)などのように、他の法令や、法令に基づく計画等により作成することとされているものもあれば、各学校が独自に作成しているものもある。

障害のある幼児児童生徒の個別の指導計画
個別の教育支援計画

障害のある児童などについて、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画(個別の指導計画)、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画(個別の教育支援計画)を必要に応じて作成することとなっている。

【小学校学習指導要領総則第4-2(幼稚園、中学校、高等学校も同じ)】

○幼児児童生徒が進学した場合等において、学校は、抄本または写しを進学先の学校に送付しなければならない。

○指導に関する記録としては、各教科、総合的な学習の時間、特別活動の記録、行動の記録、総合所見等を記録。

指導要録

学校は、児童等の学習及び健康の状況を記録した書類として作成しなければならない。

高等学校教育の目的や目標等

教育基本法（平成18年法律120号）（抄）

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

学校教育法（昭和22年法律26号）（抄）

第六章 高等学校

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

第五十二条 高等学校の学科及び教育課程に関する事項は、前二条の規定及び第六十二条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第五十三条 高等学校には、全日制の課程のほか、定時制の課程を置くことができる。

2 高等学校には、定時制の課程のみを置くことができる。

第五十四条 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

2 高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

3・4（略）

第五十六条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、三年以上とする。

学校教育法施行規則（昭和22年省令11号）（抄）

第六章 高等学校

第一節 設備、編制、学科及び教育課程

第八十三条 高等学校の教育課程は、別表第三に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動によつて編成するものとする。

第八十四条 高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。

第八十五条 高等学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、前二条の規定によらないことができる。

第八十五条の二 文部科学大臣が、高等学校において、当該高等学校又は当該高等学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該高等学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法及び学校教育法第五十一条の規定等に照らして適切であり、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第八十三条又は第八十四条の規定の全部又は一部によらないことができる。

第八十六条 高等学校において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者若しくは学校教育法第五十七条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者又は疾病による療養のため若しくは障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者若しくは学校教育法第五十七条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第八十三条又は第八十四条の規定によらないことができる。

第二節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等

第九十六条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条の規定により、高等学校の教育課程に関し第八十三条又は第八十四条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

2 前項前段の規定により全課程の修了の要件として修得すべき七十四単位のうち、第八十八条の三に規定する授業の方法により修得する単位数は三十六単位を超えないものとする。

高等学校の学習指導要領の構成

高等学校学習指導要領の構成

第1章 総 則

教育課程編成の一般方針、各教科・科目及び単位数、各教科・科目等の履修、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数、内容等の取扱いに関する共通的事項、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項等について規定

第2章 各学科に共通する各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報

第3章 主として専門学科に設置される各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術、英語

第4章 総合的な学習の時間

第5章 特 別 活 動

高等学校における「必修修教科・科目」と「共通必修修科目」について

「必修修教科・科目」について

- 学習指導要領に定める高等学校の必修修教科・科目は、「高等学校とは何か」ということを学習内容の面から国が示したもの。
- 必修修教科(国語など10教科)は、学習指導要領において、その教科を履修することが卒業の要件となっている教科であり、高校生にとって最低限必要な知識・技能と教養の幅を確保するために設けられている。
- それぞれの必修修教科には、当該教科の目標を達成させるための科目が複数置かれている。

「共通必修修科目」について

- 高等学校の教育課程の共通性を高めるため、全ての生徒が共通に履修する科目であり、高校教育としての共通の内容を端的に表すもの。
- 具体的には、「国語総合」「数学Ⅰ」「コミュニケーション英語Ⅰ」を「共通必修修科目」として設定。

※現行学習指導要領における必修修教科・科目は別紙参照

出典:「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」(平成20年1月17日中央教育審議会答申)及び「初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ～高校教育の質の確保・向上に向けて～」(平成26年6月中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会)より作成

(別紙)高等学校における必修修教科・科目一覧

教科	科目	標準 単位数	必修修 科目
国語	国語総合	4	○ 2単位まで選択可
	国語表現	3	
	現代文A	2	
	現代文B	4	
	古典A	2	
	古典B	4	
地理 歴史	世界史A	2	○ ○
	世界史B	4	
	日本史A	2	
	日本史B	4	
	地理A	2	
	地理B	4	
公民	現代社会	2	「現代社会」又は 「倫理」・「政治・経済」
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学Ⅰ	3	○ 2単位まで選択可
	数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	5	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学活用	2	
理科	科学と人間生活	2	「科学と人間生活」を含む2科目 又は 基礎を付した科目を3科目
	物理基礎	2	
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
	地学 理科課題研究	4 1	

教科	科目	標準 単位数	必修修 科目
保健 体育	体育	7～8	○ ○
	保健	2	
芸術	音楽Ⅰ	2	○ Iを付した科目から1科目
	音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2	
	工芸Ⅰ	2	
	工芸Ⅱ	2	
	工芸Ⅲ	2	
	書道Ⅰ	2	
外国語	コミュニケーション英語基礎	2	○ 2単位まで選択可
	コミュニケーション英語Ⅰ	3	
	コミュニケーション英語Ⅱ	4	
	コミュニケーション英語Ⅲ	4	
	英語表現Ⅰ	2	
	英語表現Ⅱ	4	
家庭	英語会話	2	○
	家庭基礎	2	
	家庭総合	4	
情報	生活デザイン	4	○
	社会と情報 情報の科学	2 2	
総合的な学習の時間		3～6	○ 2単位まで選択可

赤枠は共通必修修科目

科目の開設状況

注1 全日制課程における科目の開設状況について、学科ごとの割合を示している。

注2 平成27年度入学者に適用される3年間の教育課程を対象としている。

注3 共通必修科目、選択必修科目、選択科目の別なく、開設する全ての科目を対象としている。

注4 専門学科において、専門科目の履修をもって必修科目に代替する場合は、代替する必修科目に計上している。
(平成27年度入学者)

		普通科				専門学科				総合 学科
		1年次	2年次	3年次	単位制	1年次	2年次	3年次	単位制	
国語	国語総合	94.9%	3.0%	2.2%	5.6%	98.4%	50.9%	2.0%	1.6%	100.0%
	国語表現	0.1%	8.6%	37.2%	2.8%	0.0%	7.8%	44.4%	0.7%	76.2%
	現代文A	0.0%	4.6%	5.2%	1.2%	0.0%	5.7%	31.9%	0.4%	34.3%
	現代文B	0.0%	89.1%	90.8%	5.6%	0.1%	45.1%	52.4%	1.4%	88.4%
	古典A	0.0%	18.6%	20.5%	2.2%	0.1%	6.8%	9.4%	0.7%	54.5%
	古典B	0.1%	77.4%	79.4%	5.5%	0.1%	12.1%	12.8%	0.8%	77.9%
数学	数学Ⅰ	94.6%	2.4%	4.8%	5.6%	97.0%	14.8%	2.6%	1.6%	100.0%
	数学Ⅱ	23.2%	92.6%	40.8%	5.6%	3.1%	65.1%	50.0%	1.3%	96.4%
	数学Ⅲ	0.0%	21.3%	82.0%	5.6%	0.1%	2.1%	17.3%	0.7%	75.2%
	数学A	83.7%	12.9%	10.4%	5.5%	12.0%	39.9%	35.1%	1.5%	98.7%
	数学B	0.3%	81.6%	37.4%	5.7%	0.2%	16.1%	26.3%	1.4%	88.4%
	数学活用	0.0%	1.2%	6.0%	0.9%	0.0%	1.0%	5.2%	0.0%	20.8%
外国語	コミュニケーション英語基礎	4.4%	0.1%	0.1%	0.2%	11.7%	0.5%	0.2%	0.0%	2.6%
	コミュニケーション英語Ⅰ	91.8%	4.5%	1.4%	5.6%	84.2%	25.1%	8.3%	1.6%	100.0%
	コミュニケーション英語Ⅱ	1.0%	91.1%	21.5%	5.6%	0.2%	69.0%	54.3%	1.2%	95.7%
	コミュニケーション英語Ⅲ	0.0%	0.8%	80.0%	5.2%	0.0%	0.2%	14.7%	0.9%	67.0%
	英語表現Ⅰ	68.3%	16.3%	13.1%	5.6%	11.2%	19.8%	32.3%	1.0%	90.1%
	英語表現Ⅱ	0.0%	61.0%	68.0%	4.7%	0.0%	6.9%	11.6%	0.5%	52.8%
	英語会話	4.7%	6.3%	18.9%	2.3%	2.7%	11.0%	20.9%	0.3%	61.4%
理科	科学と人間生活	13.0%	4.3%	6.8%	1.2%	54.2%	12.9%	9.2%	0.9%	70.0%
	物理基礎	31.1%	56.3%	11.6%	5.7%	10.3%	40.4%	12.9%	1.4%	88.1%
	物理	0.0%	42.1%	79.3%	5.5%	0.1%	5.7%	16.9%	0.8%	74.6%
	化学基礎	51.1%	44.1%	18.6%	5.7%	22.0%	30.0%	26.6%	1.4%	99.0%
	化学	0.1%	55.7%	81.2%	5.7%	0.5%	4.7%	13.1%	0.9%	83.2%
	生物基礎	56.3%	42.5%	19.8%	5.7%	15.2%	34.0%	26.3%	1.4%	98.0%
	生物	0.1%	48.6%	85.0%	5.7%	0.7%	4.5%	14.0%	0.8%	87.8%
	地学基礎	10.4%	31.6%	18.2%	4.0%	2.6%	5.4%	9.7%	0.8%	55.1%
	地学	0.0%	1.8%	11.2%	1.8%	0.1%	0.5%	1.2%	0.2%	15.8%
	理科課題研究	0.0%	0.6%	2.4%	0.6%	0.3%	1.6%	1.5%	0.2%	4.6%
地理 歴史	世界史A	28.7%	44.5%	13.8%	5.2%	19.3%	48.6%	27.8%	1.5%	95.4%
	世界史B	5.7%	55.9%	58.6%	5.2%	0.7%	5.4%	6.7%	0.8%	72.3%
	日本史A	5.6%	35.6%	17.4%	4.2%	4.1%	24.0%	30.2%	1.2%	85.8%
	日本史B	0.9%	68.0%	77.0%	5.7%	0.2%	6.5%	9.4%	1.0%	86.1%
	地理A	14.8%	25.8%	14.2%	4.1%	31.8%	22.3%	19.4%	1.0%	85.8%
	地理B	3.2%	48.5%	57.5%	5.1%	0.6%	6.0%	7.1%	0.9%	59.7%
公民	現代社会	57.8%	13.5%	22.0%	5.4%	43.4%	16.3%	38.6%	1.6%	98.3%
	倫理	2.7%	12.1%	39.8%	4.7%	0.4%	1.5%	6.8%	0.8%	53.8%
	政治・経済	1.9%	10.9%	69.1%	5.6%	0.3%	3.5%	22.1%	1.0%	80.2%

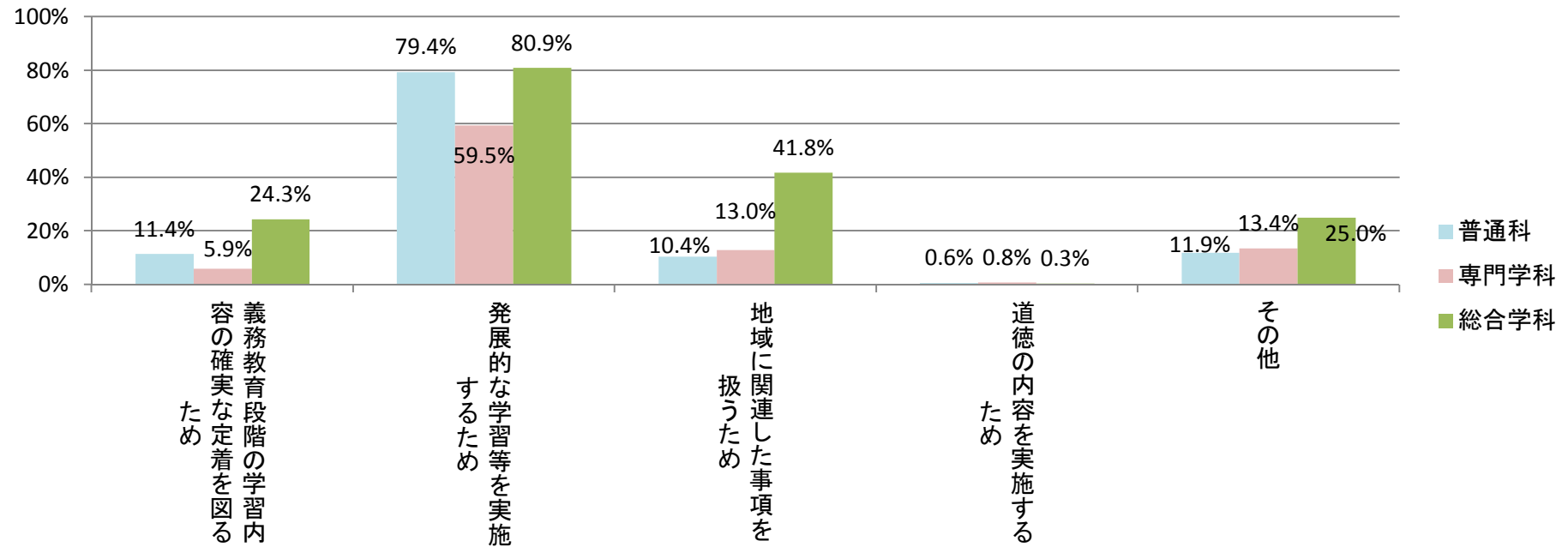
(出典) 平成27年度公立高等学校における教育課程の編成・実施状況調査の結果について

学校設定教科・科目の開設状況(全日制)

(平成27年度入学者)

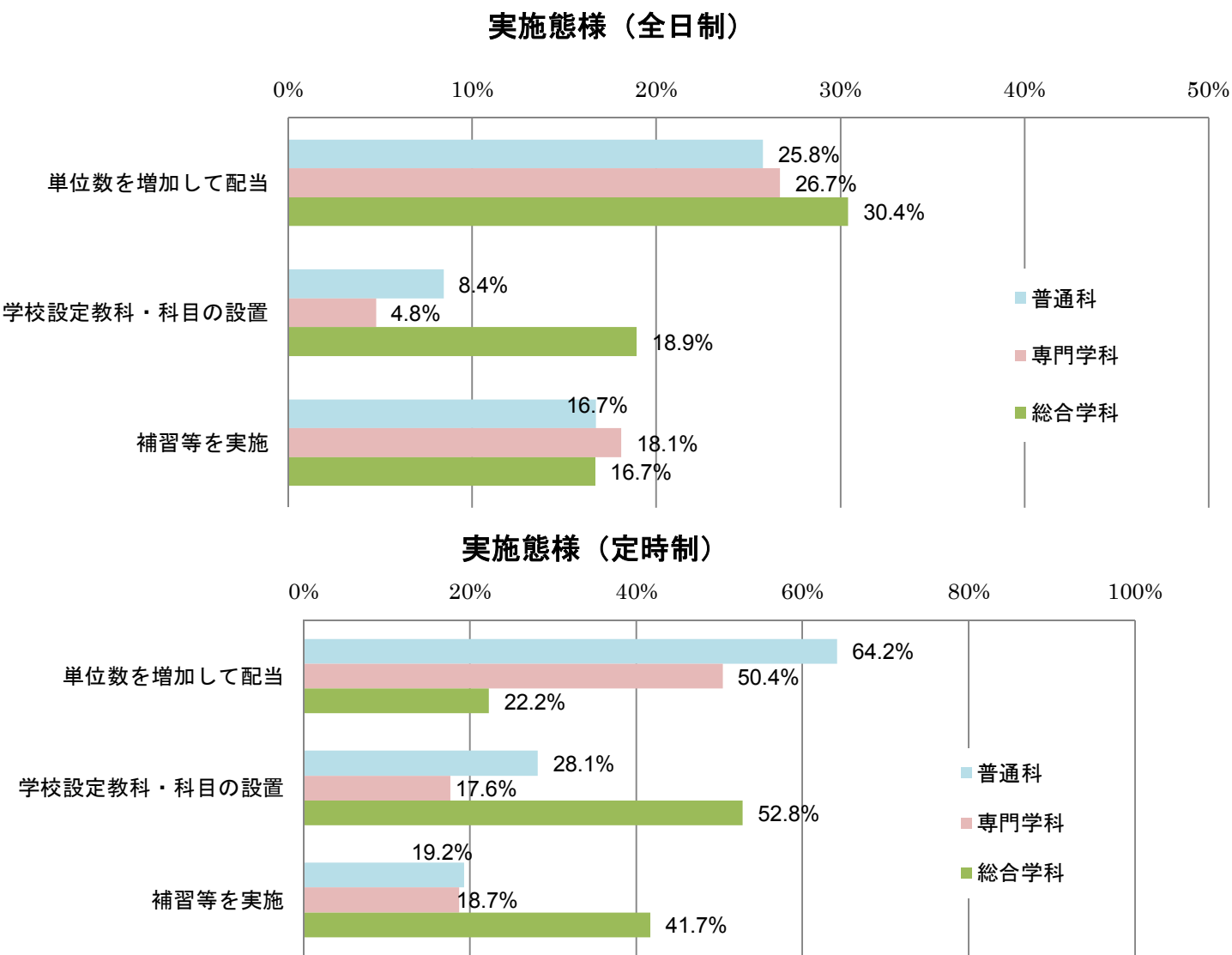
(複数回答)

	学校設定教科・科目を開 設している学科	開設している場合の観点				
		義務教育段階 の学習内容の 確実な定着を 図るため	発展的な学習等 を実施するた め	地域に関連した 事項を扱うた め	道徳の内容を実 施するため	その他
普通科	89.6%	11.4%	79.4%	10.4%	0.6%	11.9%
専門学科	73.3%	5.9%	59.5%	13.0%	0.8%	13.4%
総合学科	97.7%	24.3%	80.9%	41.8%	0.3%	25.0%



義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導の実施状況

平成26年度における義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導の実施状況について、①必履修教科・科目の「標準単位数を超えて増加して配当」することによる指導と、②「学校設定教科・科目を設置」することによる指導、③「放課後や長期休暇、土曜日等の補習」による指導の3点について調査したところ、①の方法により実施する学校の割合が比較的高かった。



高等学校の教育課程の例（全日制普通科）

【平成25年度実施】（平成21年告示）

3年間で開設できる単位数 (週30コマ)	90単位									
卒業に必要な単位数	74単位以上									
最低必修単位数	31単位									

教育課程の例

教科・科目	国語		地理歴史・公民		英語		理科		保健体育		芸術・音楽		総合	特別活動
	基礎・総合	現代文A	現代文B	英語表現Ⅰ	英語表現Ⅱ	英語表現Ⅲ	基礎・総合	物理・化学	基礎・総合	基礎・総合	基礎・総合	基礎・総合		
単位数	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

必修科目と選択科目又は以下の選択科目、平成25年度科目・科目を記載

選択科目

国語(国語表現、現代文A、現代文B、古典A、古典B)
 地理歴史(世界史B、日本史A、日本史B、地理A、地理B) 音楽(音楽、音楽・経済)
 数学(数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学A、数学B、数学選択)
 理科(物理基礎、物理、化学基礎、化学、生物基礎、生物、地学基礎、地学)
 芸術(音楽Ⅰ、Ⅱ、音楽ⅢⅠ、Ⅱ、音楽ⅢⅡ、Ⅲ、音楽ⅢⅢ、Ⅳ、Ⅴ)
 外国語(25にA～Cの英語基礎、25にA～Cの英語Ⅰ、25にA～Cの英語Ⅱ、英語表現Ⅰ、英語表現Ⅱ、英語表現Ⅲ)
 家庭(家庭総合、家庭デザイン) 技術(技術の科学授業(技術の科学))

学校指定教科・科目の例
 「ふとふと学」、「地理基礎」、「国語表現」、「英社」、「知の探究」(大学出向の授業)など

教科・科目	国語		地理歴史・公民		英語		数学		理科		保健体育		芸術・音楽		総合	特別活動
	基礎・総合	現代文A	現代文B	英語表現Ⅰ	英語表現Ⅱ	英語表現Ⅲ	数学Ⅰ	数学Ⅱ	物理・化学	生物	基礎・総合	基礎・総合	基礎・総合	基礎・総合		
単位数	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

教科・科目	国語		地理歴史・公民		英語		数学		理科		保健体育		芸術・音楽		総合	特別活動
	基礎・総合	現代文A	英語表現Ⅰ	英語表現Ⅱ	英語表現Ⅲ	数学Ⅰ	数学Ⅱ	数学A	数学B	物理・化学	生物	基礎・総合	基礎・総合	基礎・総合		
単位数	5	4	3	2	2	2	5	5	5	2	2	3	2	2	2	2

(必修科目の選択について)

※地理歴史科においては「世界史A」及び「世界史B」のうちから1科目、並びに「日本史A」「日本史B」「地理A」及び「地理B」のうちから1科目を選択することとなっているが、例では、文系ではB科目、理系ではA科目を選択することを想定している。

※公民科においては、「現代社会」、または「倫理」「政治・経済」の組み合わせを選択することとなっているが、例では、文系では「倫理」「政治・経済」、理系では「現代社会」を選択することを想定している。

※理科においては、「科学と人間生活」と「基礎」を付した科目1科目を取るか、「基礎」を付した科目を3科目選択することとなっているが、例では、文系では「基礎」を付した科目3科目、理系では「基礎」を付した科目4科目全てを選択することを想定している。

必修教科・科目について

- ・卒業に必要な74単位のうち、全学科共通で必修及び選択必修の教科・科目の単位数は、最低で38単位。
(専門学科においては、これに加えて専門教科・科目25単位以上が必要。)
- ・実際には、多くの学校で90単位程度の授業を開講している。
(標準単位数よりも多い単位数を設定することや、下記の学校設定教科・科目の設定などによる)

学校設定教科・科目

学校は地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、学習指導要領に定められた教科及び科目のほかに、独自の教科及び科目を設けることができる。

(普通科の場合、卒業までに修得させる単位数に含めることができる単位数は20単位まで)

学校設定教科・科目の例

- ・地域の自然、特産等に関する教科・科目
「〇〇学」「〇〇文化」「観光」など
(具体例)
「い草」(熊本県立八代農業高校)「そば」(北海道幌加内高校)
- ・各教科の発展的な学習を行う科目
「〇〇研究」「発展〇〇」など
- ・必修科目の前により基礎的な学習を行う科目
「〇〇基礎」「ベーシック〇〇」など
- ・教科横断的な探究学習等を行う教科・科目
「課題研究」「探究」など
- ・スーパーサイエンスハイスクール、スーパーグローバルハイスクールとして取り組む教科・科目
「スーパーサイエンス〇〇」「グローバル〇〇」など
- ・自己認識、学習方法、思考力等に関する教科・科目 等

4. 高大接続について

高等学校教育

教育内容の見直し

⇒次期高等学校学習指導要領の改訂など

【H26.11～中教審教育課程企画特別部会で審議中】

- ・教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた学習指導要領等の基本的な考え方を明確化
- ・育成すべき資質・能力を踏まえた、教科・科目等の見直し

学習・指導方法の改善と教員の指導力向上

⇒教員の養成・採用・研修の見直しなど

【H27.12～中教審答申】

- ・学習・指導方法の改善に対応するための教員の指導力の向上

多面的な評価の推進

⇒学習評価の改善

- ・生徒の多様な学習活動・成果が評価され、指導に反映されるよう、学習評価の在り方や指導要録を改善

⇒多様な学習成果を測定するツールの充実

- ・生徒の基礎学力の確実な習得とそれによる学習意欲の喚起のための高等学校基礎学力テスト(仮称)の導入
- ・農、工、商業などの検定試験や英語などの民間検定の利活用の促進

大学入学者選抜

個別選抜の改革

↑
ポリシーに沿った選抜

各大学において、入学者受入れの方針に基づき、例えば、下記の方法からどのような比重で活用するのか等を決定・公表

ア 大学入学希望者学力評価テスト(仮称)の結果

イ 自らの考えに基づき論を立てて記述させる評価方法

ウ 高校時代の学習・活動歴

- ・調査書
- ・活動報告書(個人の多様な活動、部活動・ボランティア活動・生徒会活動等)
- ・各種大会や顕彰等の記録
- ・資格・検定試験の結果
- ・推薦書等

エ エッセイ

オ 大学入学希望理由書、学修計画書

カ 面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション

右の3要素を左のような方法で評価

大学入学希望者学力評価テスト(仮称)の導入

- ◆調査書の改善
- ◆個別選抜の改革の支援(アドミッション・オフィスの整備・強化、新たな評価手法の調査研究等)

大学教育

各大学の教育理念に基づく三つの方針の一体的な策定を法令上位置付け、ガイドラインを策定

入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)

右の二つの方針を踏まえ、以下の3要素について各大学でどのような能力をどのような方法で評価するのかを明確化

①知識・技能

②思考力・判断力・表現力

※①を基盤にして答が一つに定まらない問題に自ら解を見出していく思考力・判断力・表現力等の能力

③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

各大学において、それぞれの卒業認定・学位授与の方針の達成のために、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを明確化

○カリキュラムの体系化

- ・多様な背景を持つ学生を大学教育に円滑に移行させるための「初年次教育」の充実
- ・個々の学生の能動的な学修を促進するためのカリキュラムの工夫
- ・広く深い学修を重ねられる学修環境の整備など

○卒業後を見据えた社会との連携強化

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

各大学において、どのような能力を身に付けた者の卒業を認定し、学位を授与するのかを明確化

○卒業に必要な要件の明確化と厳格な卒業認定・学位授与

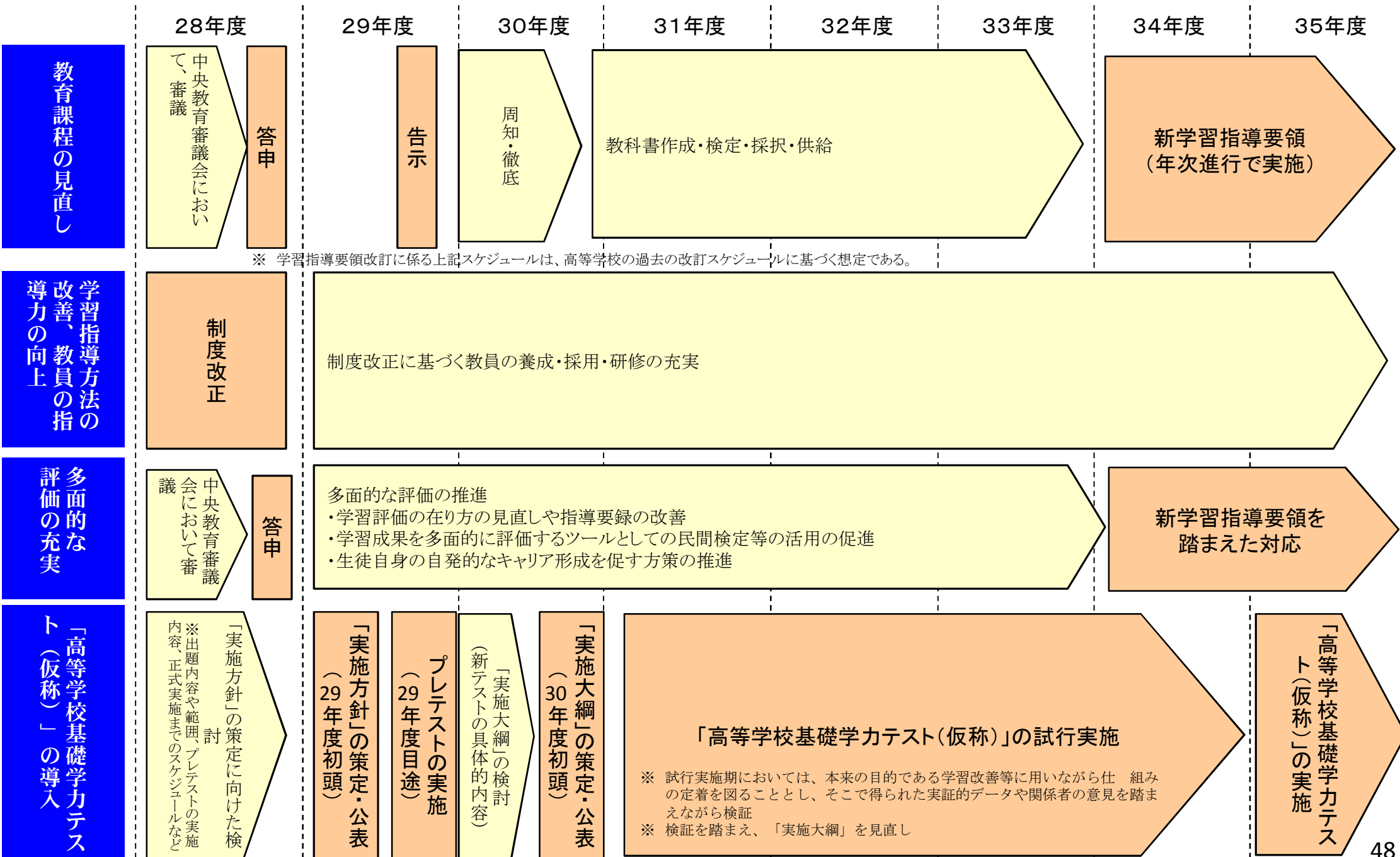
三つの方針の策定及び運用に関するガイドラインの策定

- ・三つの方針を起点とした大学教育に関する内部質保証の確立
- ・各方針に照らした取組の適切性についての自己点検・評価
- ・分かりやすく積極的な情報公開

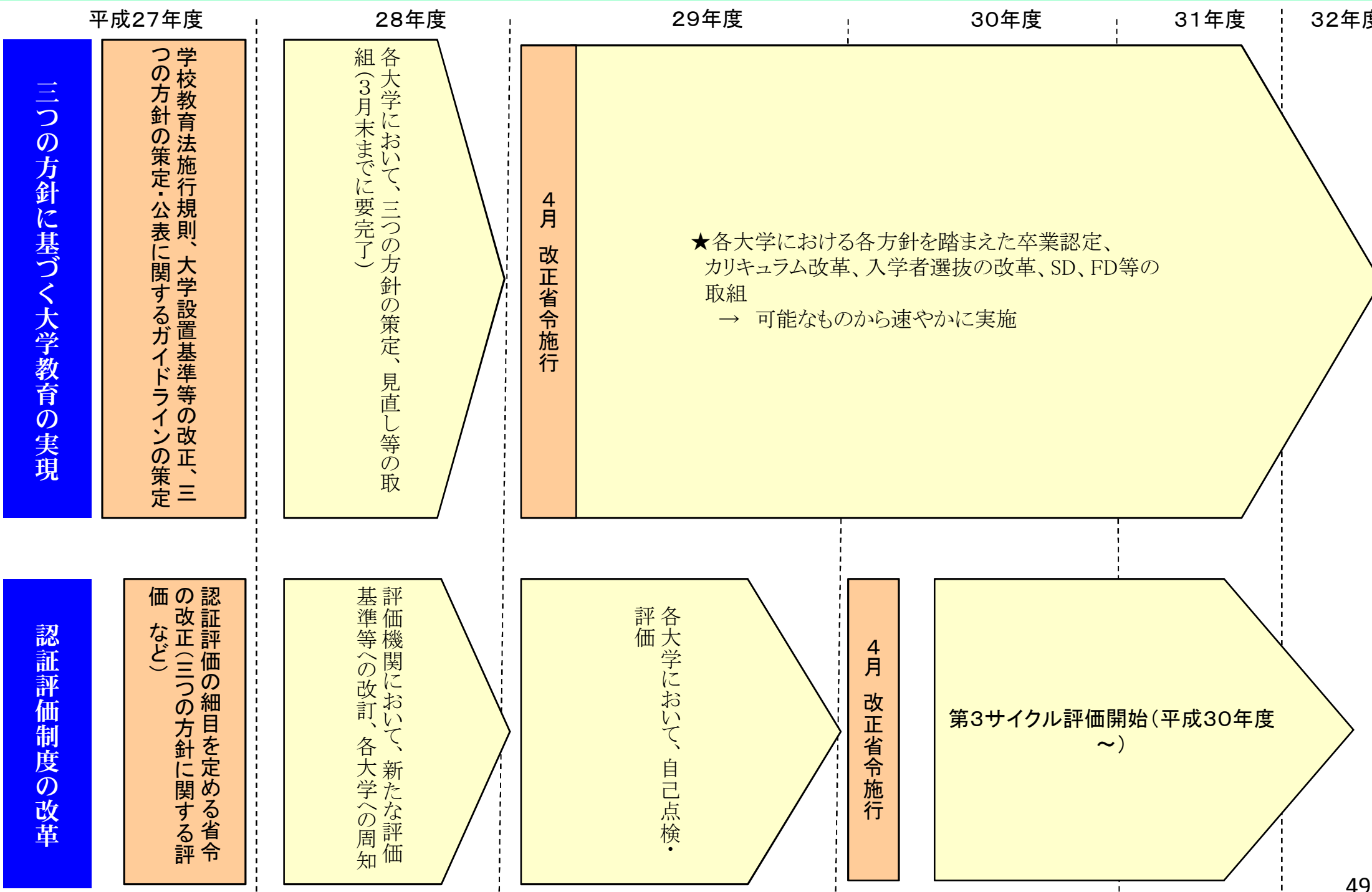
ファカルティ・ディベロップメント(FD)、スタッフ・ディベロップメント(SD)の充実

認証評価制度の改善(三つの方針、内部質保証を評価等)

【具体的方策】1. 高等学校教育改革



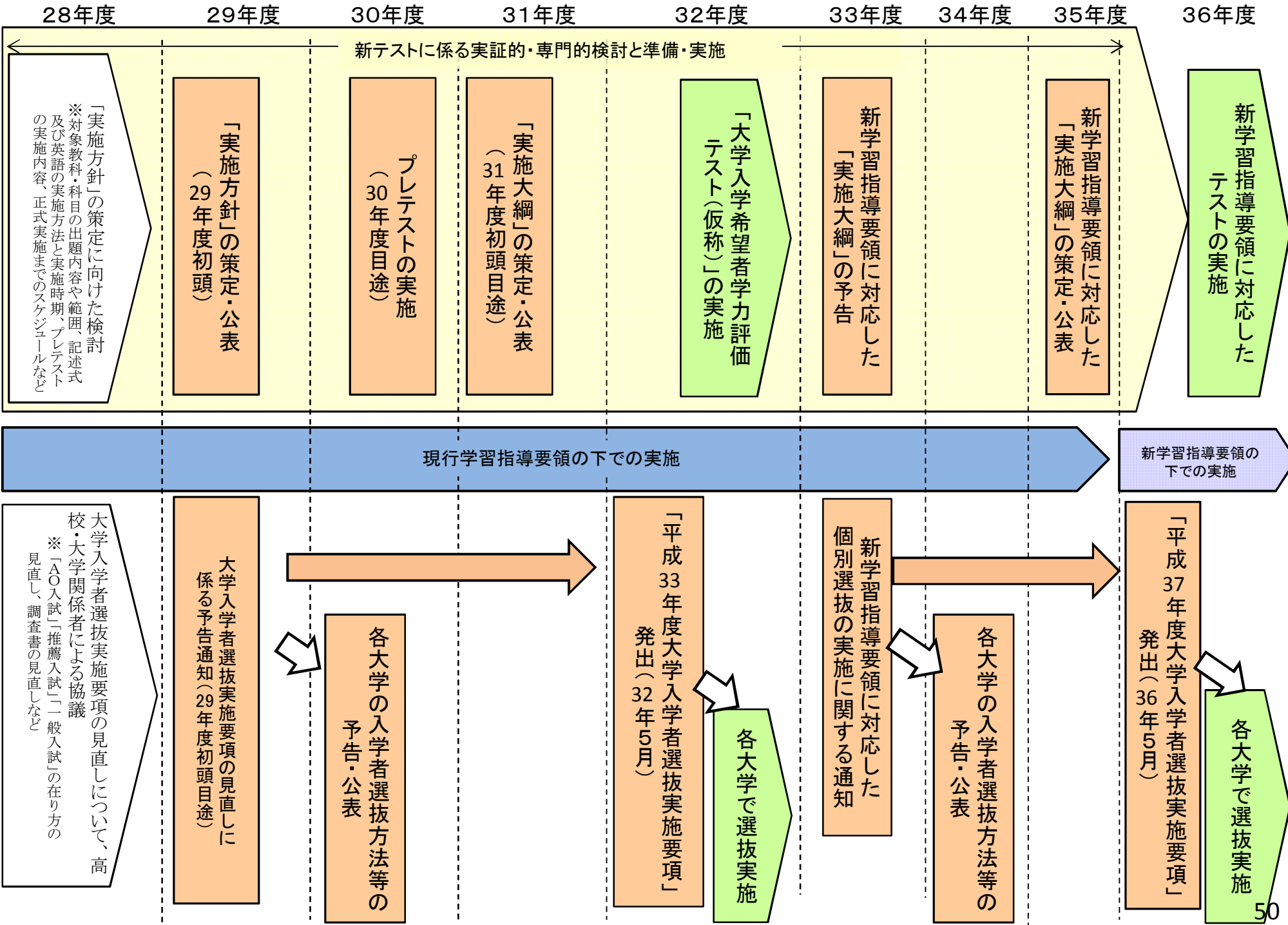
【具体的方策】2. 大学教育改革



【具体的方策】3. 大学入学者選抜改革

「大学入学者希望者学力評価
テスト（仮称）」の導入

個別大学における入学者選抜改革

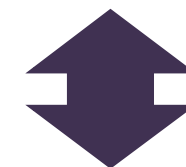


高等学校教育の質の確保・向上に向けた全体的な取組について

～ ICT活用をはじめとする様々な教育活動を通じ、生徒の主体的・協働的な学習の確立を目指す～

＜生徒の多様な進路＞

大学、専門学校、就職



高等学校段階における多様な学習活動

学校での活動

教員

生徒

日々の授業

学習・指導方法

学習評価
学校評価

教育内容

就業体験

文化・運動部活動

ボランティア活動

各種大会や
資格取得など
学校外での活動

生徒会活動

定期考査

留学

学習・指導方法の改善と 教員の指導力向上

- 教員の養成・採用・研修の見直し
- ・学習・指導方法の改善に対応するための教員の指導力の向上

教育課程の見直し

- 学習指導要領の改訂
- ・育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の見直し
- ・カリキュラム・マネジメントの普及・促進

多面的な評価の推進

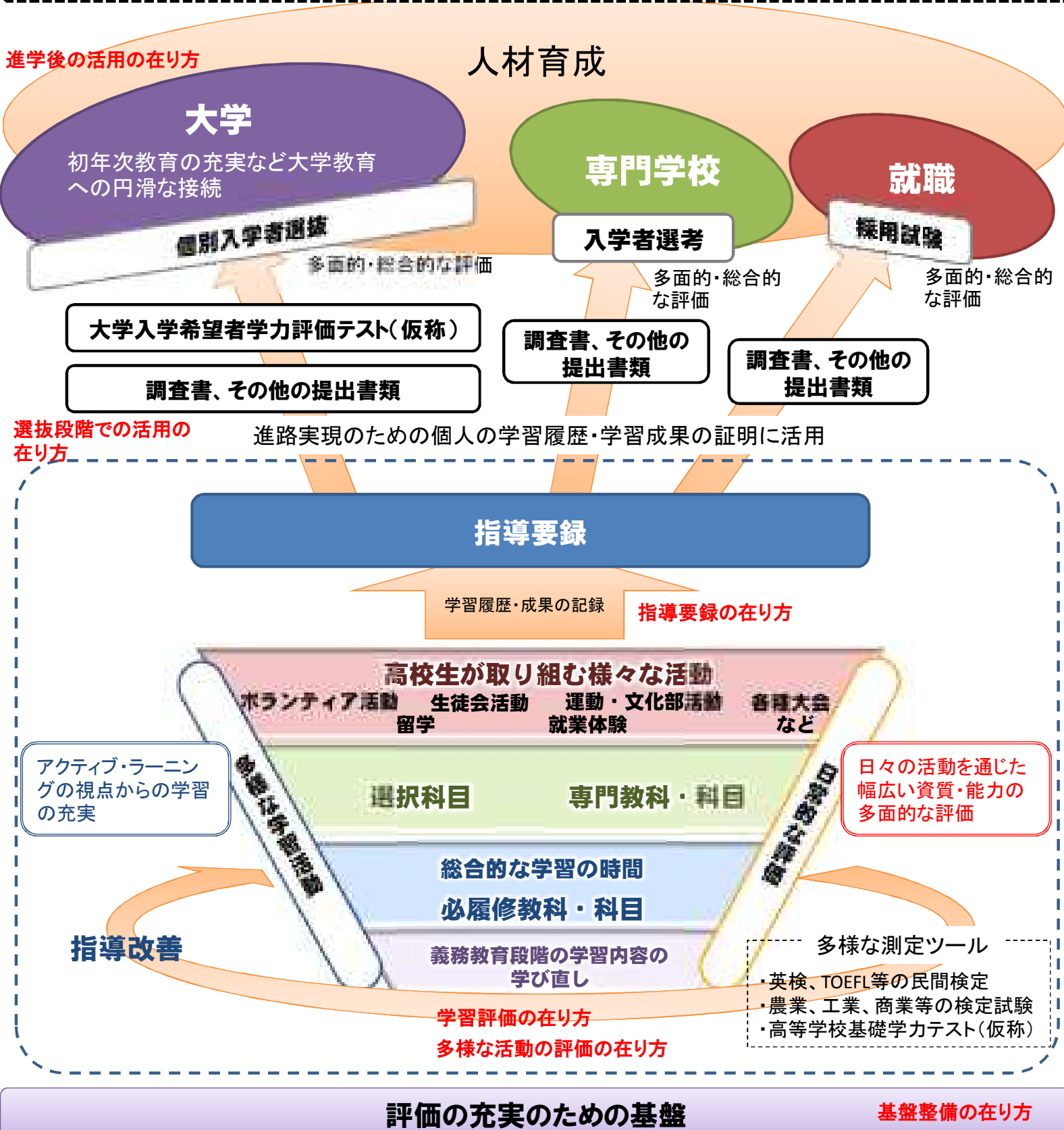
- 学習評価の改善
 - ・学習評価の在り方の見直し
 - ・指導要録の改善等
- 多様な学習成果を測定するツールの充実
 - ・高校の協力による高等学校基礎学力テスト（仮称）の導入
 - ・校長会等が実施する農業、工業、商業等の検定試験の活用促進
 - ・各種民間検定試験の質的向上と普及促進
- 学校評価の促進
 - ・上記取組を通じて得られた情報に基づく学校評価の充実

義務教育（小学校、中学校）
幼稚園・保育所・認定こども園
家庭・地域

多様な学習活動や学習成果を適切に評価する仕組みの構築(イメージ)

- ☆日々の活動を通じて育成される幅広い資質・能力について多面的に評価
- 学習評価の結果や把握した基礎学力の定着度等の生徒への指導改善や教材研究等への反映
 - 大学等への進学や就職等における個人の学習履歴・学習成果の証明に活用
 - 高等学校における学習と大学における学修等との接続のために活用

高等学校段階の教育・評価の充実から、進学・就職時における多面的・総合的な評価の推進、その後の教育活動・人材育成までを視野に入れた評価の仕組みを構築



多様化する高校教育の質の確保と「高等学校基礎学力テスト(仮称)」との関係

基本方針

- 量的拡大をベースとした施策から、**多様化した高校における「質的充実」に向けた施策への転換**を目指す。
- 高校において、各学校の特性に応じた**魅力ある学びを提供するなどの方策を推進**するとともに、**生徒の基礎学力の把握・定着のための仕組みを構築**する。
- 大学において、多様な入学生に対応した**初年次教育の見直し・充実など、大学教育の改革**を目指す。

義務教育(小・中学校)

- ◆ 多様な高校入試
- ◆ 高校進学率 (H27)

98.5%



高等学校

高校生の実態

- AO・推薦入試を経由する大学進学者は約4割まで増加
↓
 - 授業外の学習時間は約6割の高校3年生が1時間未満
 - ・ 約半数の高校生が読書をしない
 - ・ 高校生のスマホ等の利用は、男子平均3.8時間、女子平均5.5時間
- ⇒ 高校生の基礎学力や学習意欲が大幅に低下していないか。
高校生の時間が有効に活用されていないのではないか。

約72万人 (22%)

専門高校

- SPH事業等を通じた専門的な教育の充実
(※農業高校での先進農家の経営実践の学習等)
- 各専門分野で校長会等が実施する検定等を活用した多面的評価の推進
(※情報技術検定、簿記等)

基礎学力テストの活用

- 職業人としての専門性の育成を図る上で、必要となる基礎学力の確実な定着を目指す学校による活用

基礎学力テストの活用以外

- 少人数指導や補習の実施など、きめ細やかな学習指導による基礎学力の定着に向けた取組

約330万人 (78%)

普通高校、総合高校

- 生徒の能力・適性に応じた学力向上の取組の推進 (※SSHやSGH事業の推進、授業充実の工夫、ICT活用、学習評価の改善)

- 重点支援校を指定し、教員配置や教育課程を工夫・充実

- 多様な入試を経て入学した生徒に対して義務教育の内容も含めた学び直しの徹底
(※補習や学校設定科目の活用等)

約28万人

定時制・通信制

- 広域通信制高校の教育運営改善等をはじめ、教育の質の確保に向けた取組の推進

- 基礎学力テストの活用等を通じて更なる教育の質の向上

(キャリア教育等の充実とあわせて)

社会での活動等に接続

約58万人 (55%)

大学・短大

(新たな高等教育機関の検討を含む)

- ・ 入学者レベルに応じた初年次教育の見直し・充実など
- ・ 「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する入学者選抜

約23万人 (22%)

専門学校・各種学校

約19万人 (18%)

就職

県教委等

- 高校の魅力づくりとともに、質の確保のための体制強化や再編整備
- 学校支援のための教員人事配置や予算措置、教員研修等の取組

基礎学力テストの導入意義

社会で自立するために必要な基礎学力について、各学校がそれぞれの実情を踏まえて目標を設定し、取組が進められるよう、

「定着度合いの目安」

を把握する仕組みを構築

生徒

基礎学力の定着度合いの確認を通じ、興味・関心を引き出し、自ら「**学びの質の向上**」に取り組めるようにする

- 生徒個人の基礎学力テストの希望 受検も可能 (各県に受検会場を設置)
- 高卒程度認定試験との連携を検討 (安易な高校卒業資格の取得の助長につながらぬよう配慮)

《参考》

職場や地域社会で求められる基礎学力のイメージ

- ・ 読み、書き
- ・ 数的な処理能力
- ・ 基本ITスキル、社会人常識 等

「高等学校基礎学力テスト(仮称)」を活用した高等学校教育におけるPDCAサイクルの構築

<現状における課題>

- 学校外での学習時間が全くない者が全体の約4割
 - 学力中間層の学習時間が減少
- ➡ 少子化が急速に進む中、このような状況を放置することは
生徒本人とともに 我が国社会にも悪影響を及ぼす恐れ

- 生徒の**学習意欲の喚起、学習改善**を図ることによる**基礎学力の確実な育成**
- **修学支援の大幅な充実**に見合う**教育の質向上**が不可欠

課題解決に向けて

- 教育再生実行会議報告や、中央教育審議会高大接続答申に基づく『**高大接続改革実行プラン**』の策定
- 上記プランに基づく **高大接続システム改革会議**での検討
- 国の議論を踏まえ、都道府県など**設置者ごとの****高校教育充実に**向けた計画の立案

国・設置者
からの支援

国・設置者
からの支援

- アクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法の改善、義務教育段階を含めた学び直しや、教科・科目等の見直し等の**次期学習指導要領の改訂、教科書の作成・検定・採択・供給**など
- 高校教員の指導力向上に向けた**養成・採用・研修の一体的な改革の推進**
- 教員配置等を通じた**指導体制の整備**
- 設置者が設定した目標・計画に基づく **様々な教育施策**の展開

➤ 学校ごとの**教育目標の設定、教育課程の編成、指導計画の作成・見直し**など

Plan

Do

➤ アクティブ・ラーニングの視点からの学習の充実を図るとともに、義務教育段階を含めた学び直し等を行う授業など**多様な教育活動の展開** など

学校現場における『PDCAサイクル』の確立

➤ 学習評価の結果や把握した基礎学力の定着度に基づく改善点等の**生徒への指導改善**や **教材研究**等への反映 など

Action

Check

➤ 日々の学習成果の指導要録への適切な反映など**多面的な学習評価の充実**

➤ **高等学校基礎学力テスト(仮称)**や、校長会・民間が実施する検定試験等を活用した **生徒の学習成果の把握** など

- 様々な評価結果等から明らかになった指導困難校など支援を要する**高校に対する教員加配や補習指導員の配置など、指導体制の充実**に向けた支援とともに、**今後の教育施策の検証・改善**
- 様々な評価結果等に基づき、**設置者として計画等の改善や教員研修の充実**

国・設置者
からの支援

国・設置者
からの支援

- 多面的な評価を行うための**指導要録の改善**
- 特に**高等学校基礎学力テスト(仮称)の導入**は、①高校卒業後の社会生活で求められる基礎学力の定着度を確保するための**良問提供**や、②**CBT-IRTの導入**による**実施時期の柔軟化**及び**指導等に生かすためのテスト結果の速やかな返却**、③不得意分野に関する**類題の提供**

※ 学校により支援の仕様が異なる

「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の各教科において、 大学教育を受けるために必要な能力としてどのような力を評価すべきか？（案）

1. 総論

今後の社会の在り方やその変容の動向を踏まえれば、大学入学者選抜においては、大学における学修や社会生活において必要となる問題発見・解決の能力、すなわち、主体性を持って多様な人々と協働しながら、問題を発見し、その解決策をまとめ、実行するために必要な諸能力を有しているかどうかを評価することが一層重要となる。（詳細は次ページのイメージ参照。）

⇒ そのためには、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」においては、各教科の知識をいかに効率的に評価するかではなく、特に、

- ①内容に関する十分な知識と本質的な理解を基に問題を主体的に発見・定義し、
- ②様々な情報を統合し構造化しながら問題解決に向けて主体的に思考・判断し、
- ③そのプロセスや結果について主体的に表現したり実行したりするために必要な諸能力をいかに適切に評価するかを重視すべき。

このような諸能力を働かせることが必要となる状況をいかに設定し評価するかという観点から作問を行う。

⇒ 大学教育においてはこうした諸能力をさらに磨いていくことを重視する、また、高等学校教育においても、多様な進路に応じて必要な能力を伸ばす中で、こうした諸能力の育成を重視するという、メッセージとセットで打ち出すことが必要。

2. 求められる諸能力の育成のために各教科で重視すべきプロセス

<国語>

例えば、

多様な見方や考え方が可能な題材に関する文章や図表等から得られる情報を整理し、概要や要点等を把握するとともに、他の知識も統合して比較したり推論したりしながら自分の考えをまとめ、他の考えとの共通点や相違点等を示しながら、伝える相手や状況に応じて適切な語彙、表現、構成、文法等を用いて効果的に伝えること。

<数学>

例えば、

事象から得られる情報を整理・統合して問題を設定し、解決の構想を立て、数量化・図形化・記号化などをして数学的に表現し、考察・処理して結果を得、その結果に基づきさらに推論したり傾向や可能性を判断したりすること。

<理科>

例えば、

観察した自然事象の変化や特徴を捉え、そこから得られる情報を整理・統合しながら、問題を設定し仮説を立て予測し、それらを確認するための観察・実験を計画して実践し、得られた結果から傾向等を読み取ったり、モデルや図表等で表現したりするとともに、結果に基づき推論したり、改善策を考えたりすること。

<地理歴史（世界史）>

例えば、

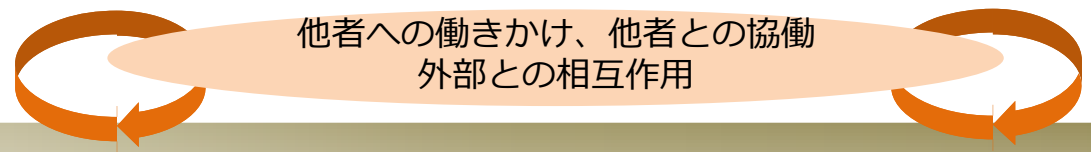
文章や年表、地図、図表等の資料から、歴史に関する情報を整理し、その時代の人々が直面した問題や現代的な視点からの課題を見だし、その原因や影響、あるいは解決策等についての仮説を立て、諸資料に基づき多面的・多角的に考察し、その妥当性を検証し考えをまとめ、根拠に基づき表現すること。

<英語>

例えば、

多様な見方や考え方が可能な幅広い話題・問題に関する情報を聞いたり英文や図表などを読み取り、情報を整理しながら概要や要点を把握し、得られた情報を統合するなどして活用しつつ、様々な見方や考え方の共通点や相違点等を示しながら、自分の考えや主張を適切な語彙、表現、文法等を用いて効果的に伝えること。

中央教育審議会教育課程企画特別部会の各教科等別ワーキンググループにおいて、資質・能力や問題発見・解決の学習プロセスの中で働く思考・判断・表現等を検討中。

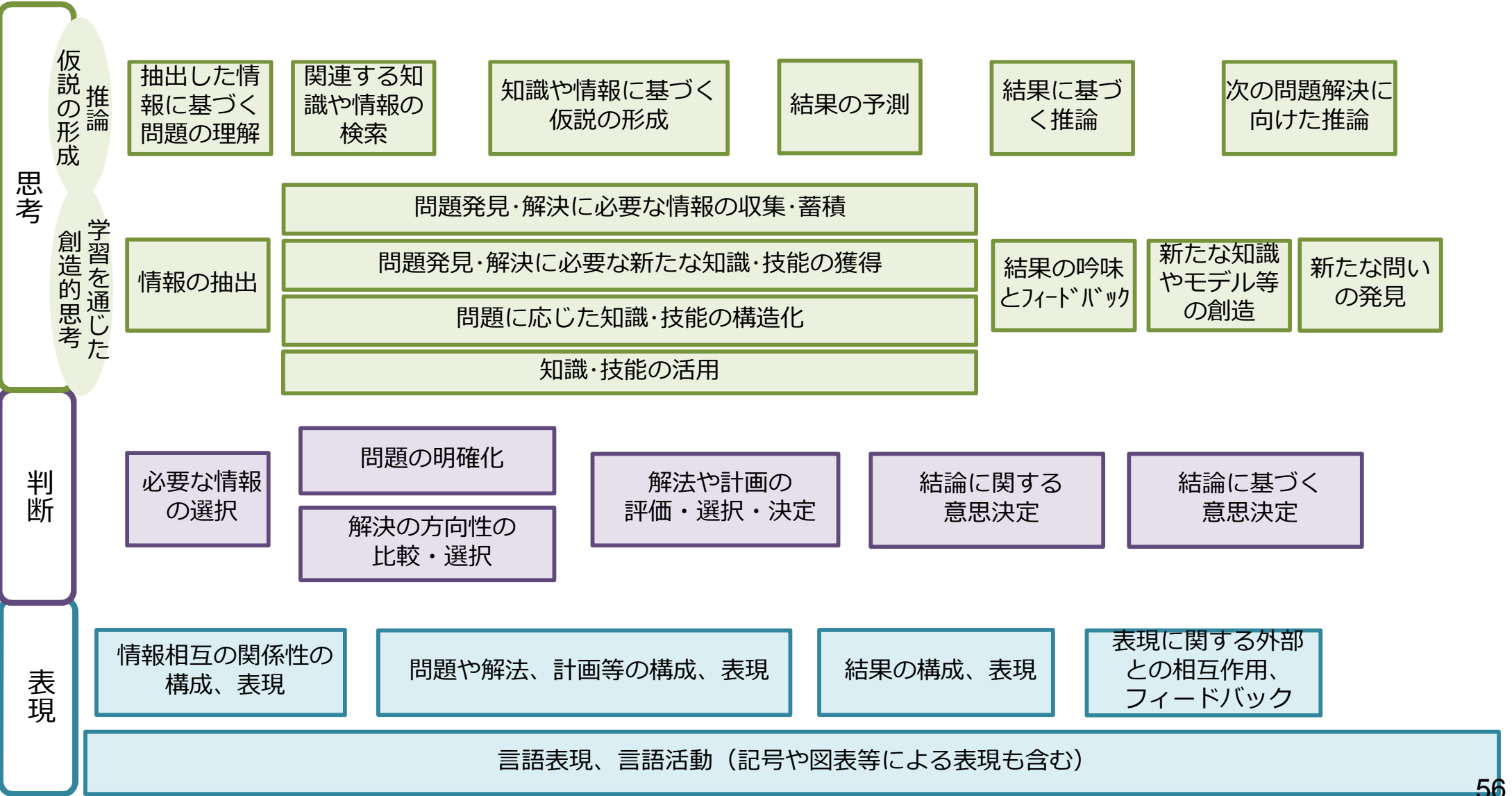


問題発見・解決
のプロセス



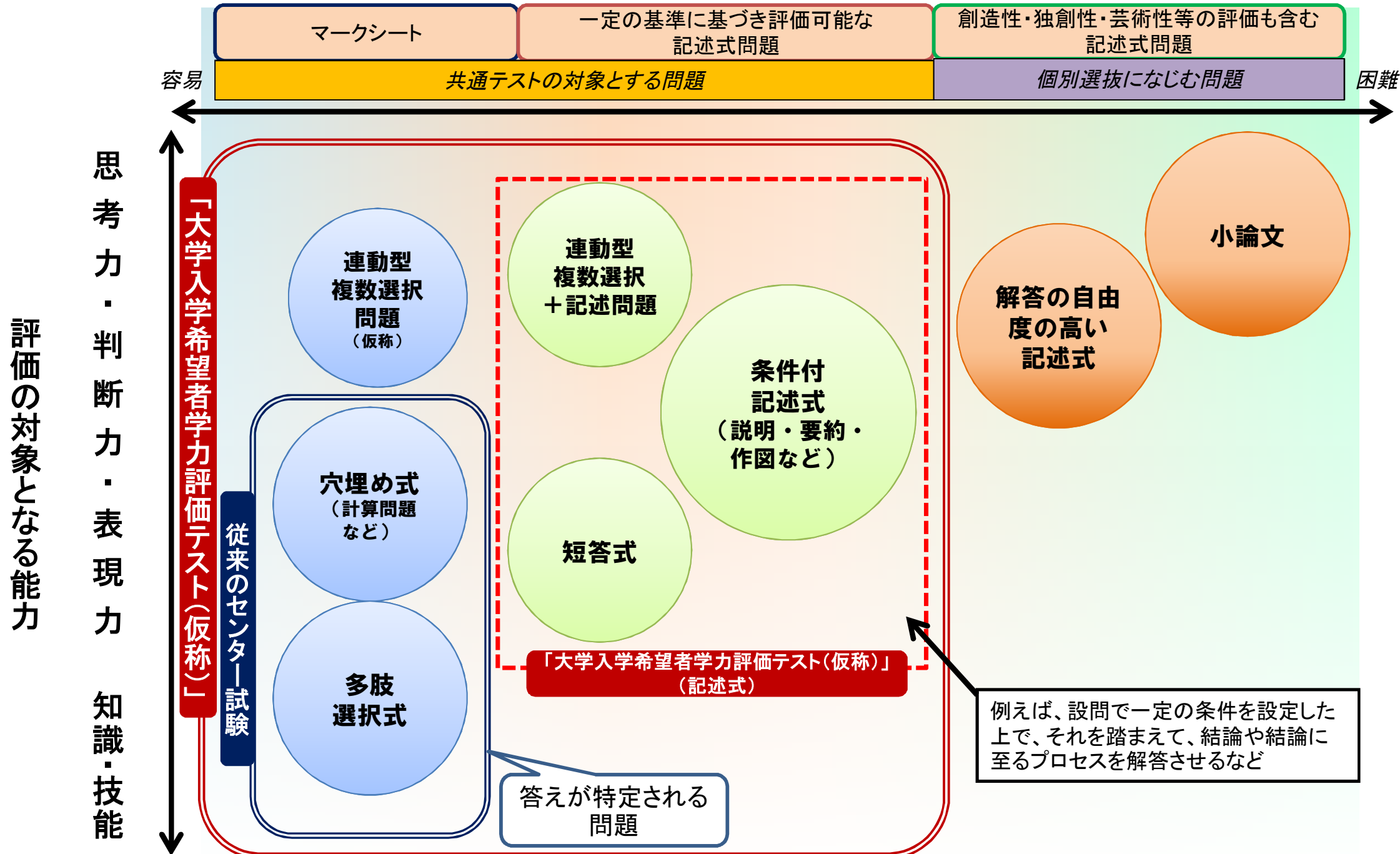
※必ずしも一方通行の流れではない

プロセスの中で働く思考・判断・表現等のうち、特に重視すべきものの例



「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」とそれらを評価する方法のイメージ例（たたき台）

採点可能性



※上記、○囲み部分は、あくまで問題形式の一例として挙げたもの。

5. 特別支援教育について

特別支援教育に関する現状

障害者の権利に関する条約の批准（H19日本国署名、H26/1/20日本国批准、2/19発効）

★インクルーシブ教育システムの構築 ★個人に必要とされる合理的配慮の提供 など

中教審初等中等教育分科会報告（H24）を踏まえ

通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」において特別支援教育を推進

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等

全ての学校や学級に、発達障害を含めた障害のある子供たちが在籍する可能性

◆在籍者数等→特別支援教育の対象児童生徒数が増加

■特別支援学級（H26小・中学校）

187,100人（H16年比で2.1倍）

■通級による指導（H26小・中学校）

83,750人（H16年比で2.3倍）

■通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合

6.5%（H24推計値（公立小中））

◆支援体制 →幼稚園、高等学校の整備状況に課題

■特別支援教育コーディネーター

幼62.6%、小99.3%、中95.3%、高83.8%

■個別の教育支援計画／個別の指導計画※

（支）幼65.9%、小87.7%、中86.4%、高59.3%

（指）幼76.6%、小98.1%、中95.6%、高67.1%

※該当者がいない学校数を除いた割合

特別支援学校

◆在籍者数等（H26） 135,617人
（H16年比で1.4倍）

うち

■高等部生徒

65,370人 →増加傾向

■知的障害のある児童生徒等

121,544人 →増加傾向

■単一の障害種 99,492人

■複数の障害種 36,125人

→障害の状態の多様化（重度・重複を含む）

◆高等部卒業後の進路

■施設医療機関64%（H16 56%）

■就職者28%（H16 20%）

特別支援教育にかかわる教育課程(概要)

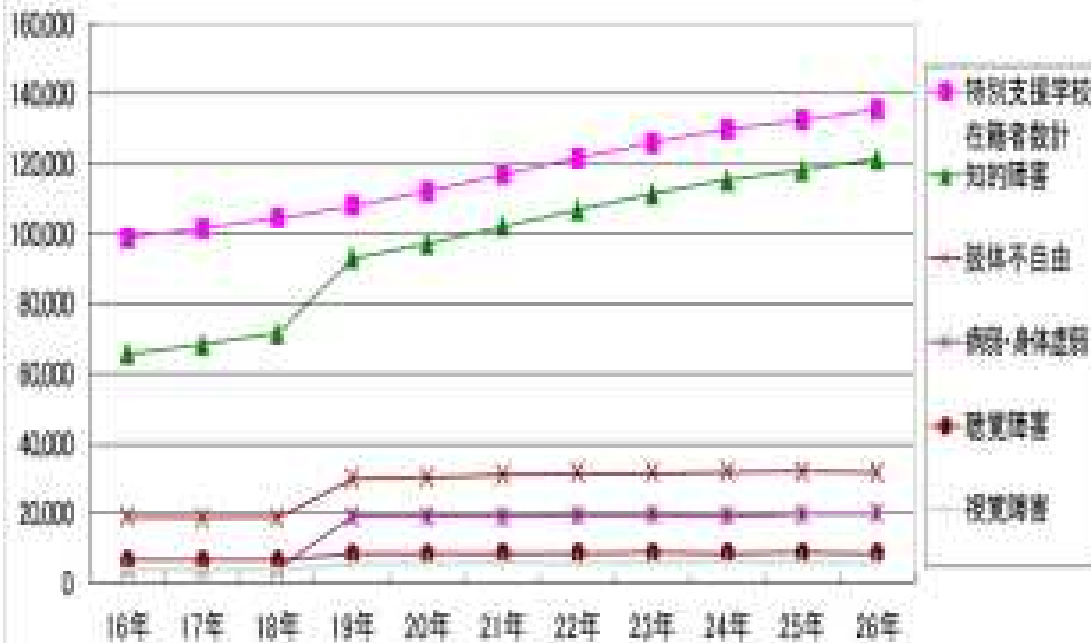
通常の学級	通級による指導	特別支援学級	特別支援学校
○幼稚園教育要領、小・中・高等学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。 ○障害の状態等に応じて、適切な配慮の下に指導を行う。	○小・中学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。 ○小・中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えて特別の教育課程(通級による指導)を編成することができる。 ※通常の学級で各教科等の指導を受けながら、障害に応じた特別の指導(自立活動の指導等)を特別の指導の場(通級指導教室)で受けることができる。 ※通級による指導に係る授業時数は、年間35～280単位時間(学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒については、年間10～280単位時間)を標準とする。	○基本的には、小・中学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。 ○特に必要がある場合には、小・中学校の教育課程に替えて、特別の教育課程を編成することができる。 ※特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。	○特別支援学校教育要領、学習指導要領に基づいて教育課程を編成。 ※幼稚園に準ずる領域、小学校、中学校及び高等学校に準ずる各教科、特別の教科である道徳、特別活動、総合的な学習の時間のほか、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした領域である「自立活動」で編成している。 ※知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科については、別に示している。

その者の障害の状態(※)、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、本人・保護者の意見、専門家の意見、その他の事情を市町村の教育委員会が総合的に判断し、就学先を決定する。

※障害の種類により異なるが、例えば弱視者においては、特別支援学級の対象となる障害の程度は「拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの」であり、通級による指導の対象となる障害の程度は「…通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの」である。

特別支援学校等の在籍者数の推移(各年5月1日現在)

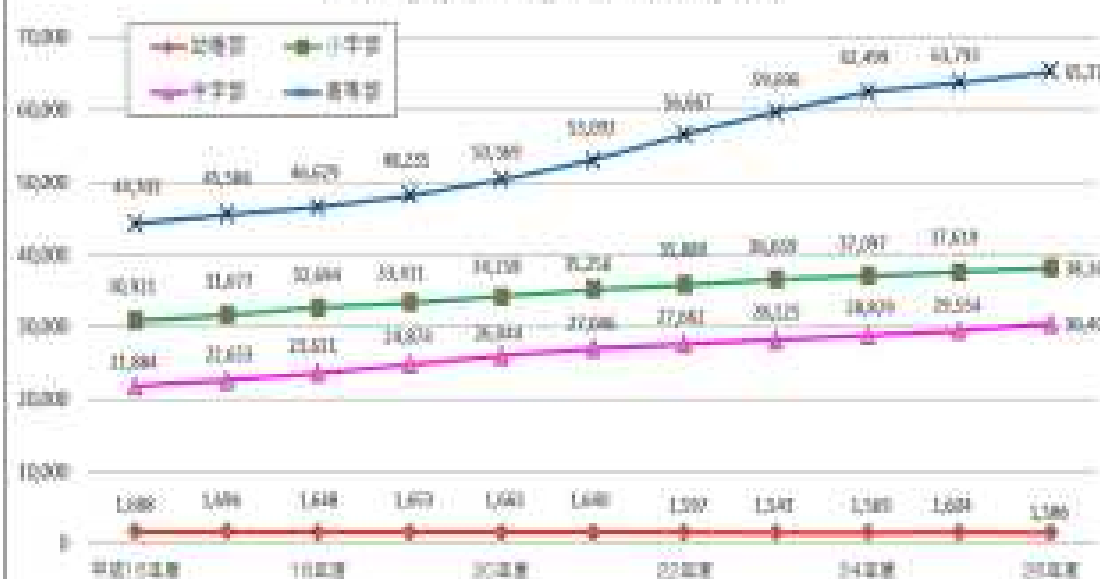
特別支援学校(幼稚園・小学部・中学部・高等部)在籍者の推移



特別支援学級在籍者数の推移



特別支援学校の在籍者数の推移(学部別)



通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



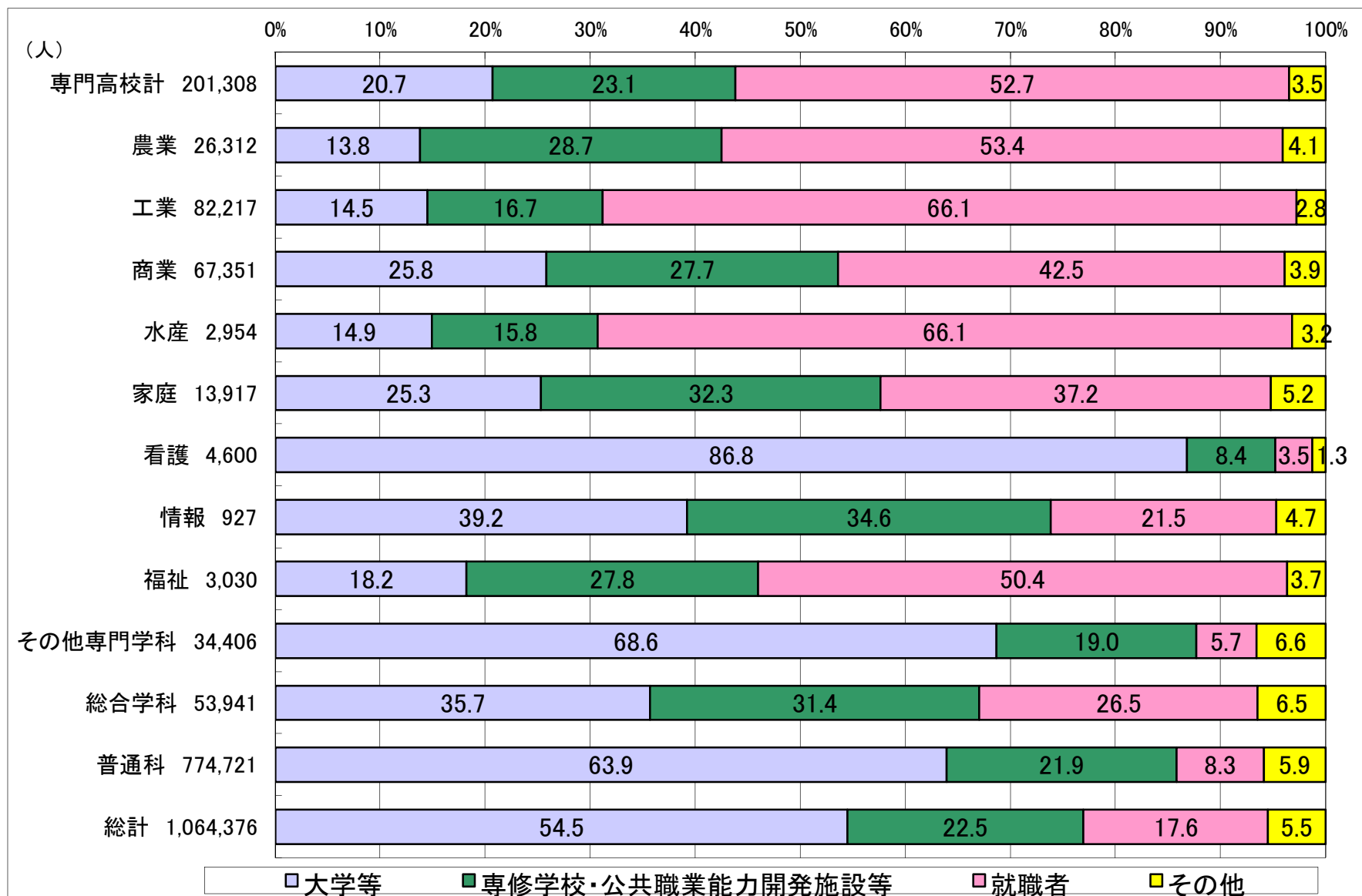
現行幼稚園教育要領、小・中・高等学校学習指導要領(平成20年、21年告示)

	障害のある幼児児童生徒への指導上の配慮	交流及び共同学習
幼稚園教育要領 (第3章-第1-2)	(2) 障害のある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。	(3) 幼児の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、地域や幼稚園の実態等により、特別支援学校などの障害のある幼児との活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮すること。
小学校学習指導要領 (第1章-第4-2)	(7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。	(12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。
中学校学習指導要領 (第1章-第4-2)	(8) 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。	(14) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、中学校間や小学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。
高等学校学習指導要領 (第1章-第5款-5)	(8) 障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。	(14) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、高等学校間や中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

6. 専門高校、総合学科を設置する 高等学校について

高等学校卒業者の進路状況 学科別の進路状況(平成27年3月卒)

職業学科（専門高校）



※就職者には就職進学者は含まれない。

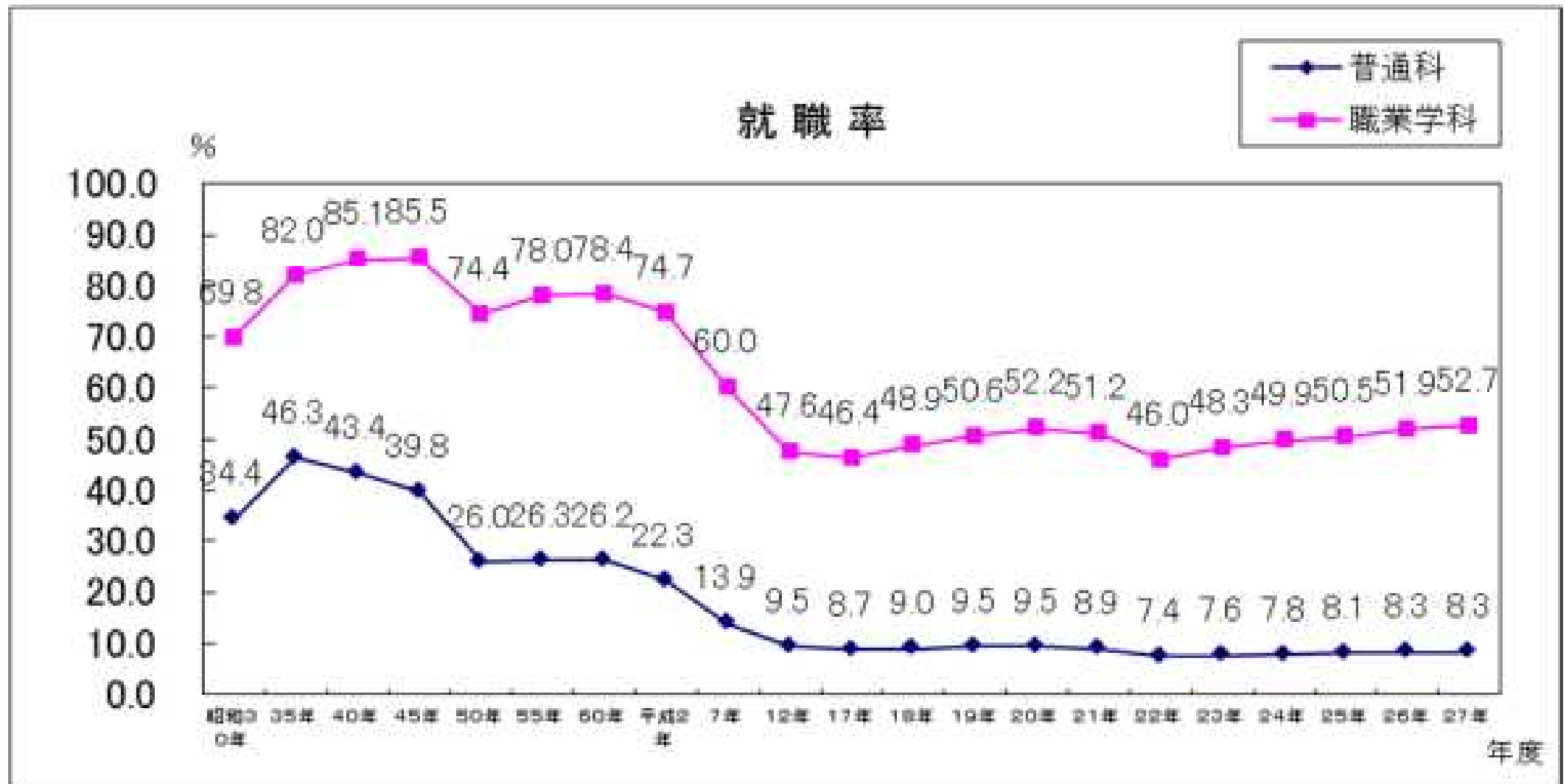
出典：文部科学省「学校基本調査(平成27年度)」

高等学校卒業者の進路状況 普通科と職業学科の卒業生の進路[推移]



出典：文部科学省「学校基本調査(平成27年度)」

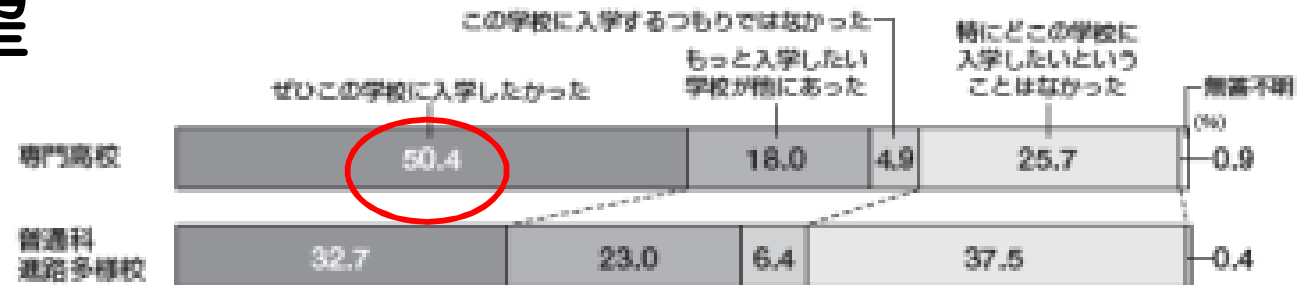
高等学校卒業者の進路状況 普通科と職業学科の卒業生の進路[推移]



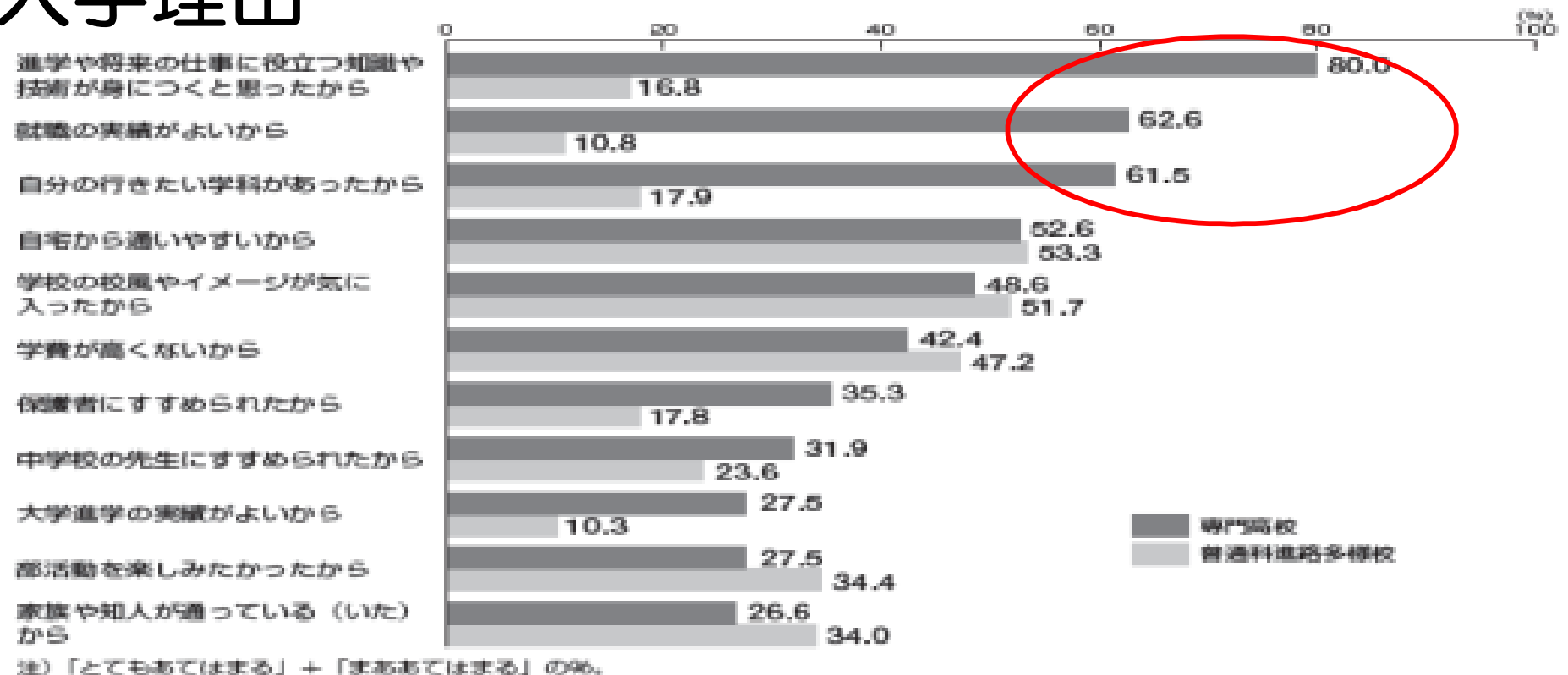
出典：文部科学省「学校基本調査(平成27年度)」

専門高校への入学希望、入学理由

入学希望



入学理由



(出典) 平成22年11月9日 「今後の高校教育の在り方に関するヒアリング」(第1回) 東京大学大学院教育学研究科教授 本田由紀氏提出資料 「都立専門高校調査」

都立専門高校の生徒の学習と進路に関する調査

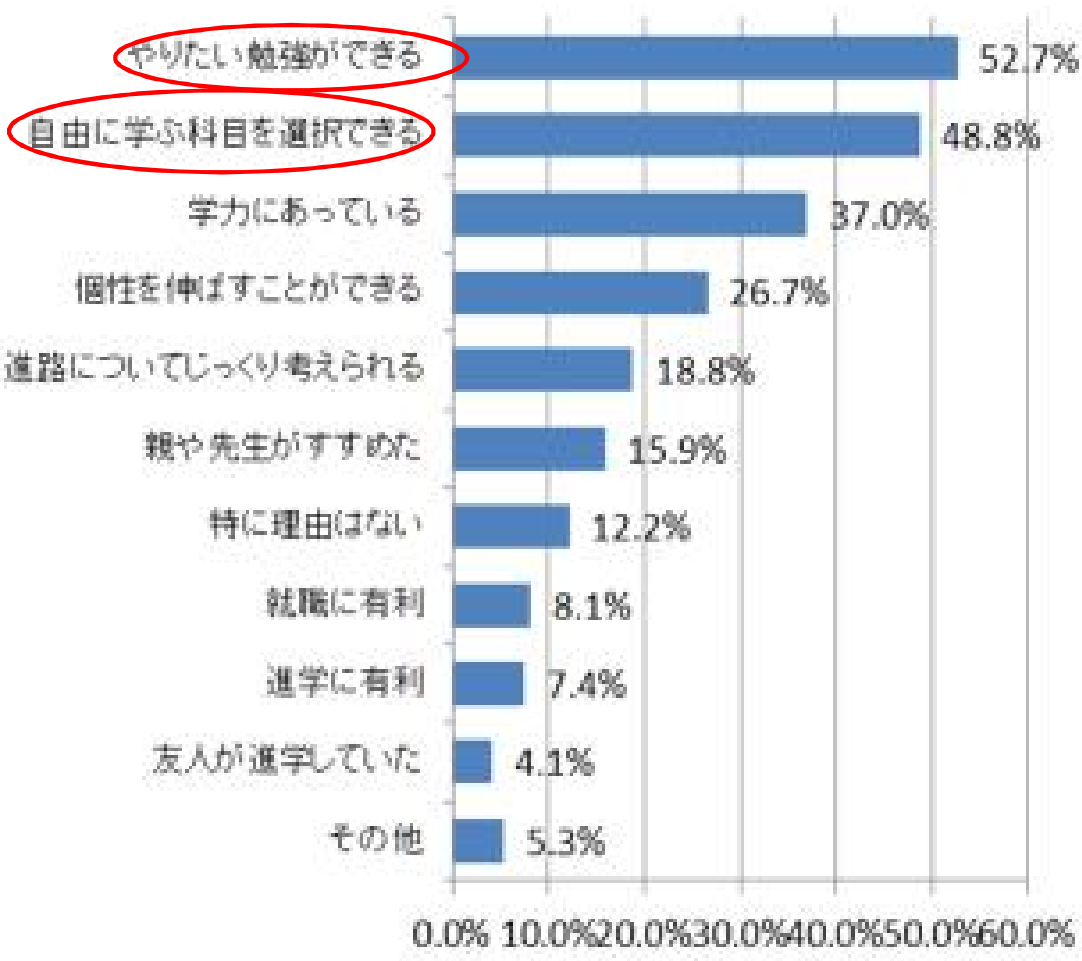
(http://benesse.jp/berd/center/open/report/toritsu_senmon/2009/index.html)

総合学科を選んだ理由

○ 総合学科を選んだ理由として、自由に学ぶ科目を選択できるからと回答した割合が15%以上減少。また、やりたい勉強ができると回答した割合も10%以上減少。

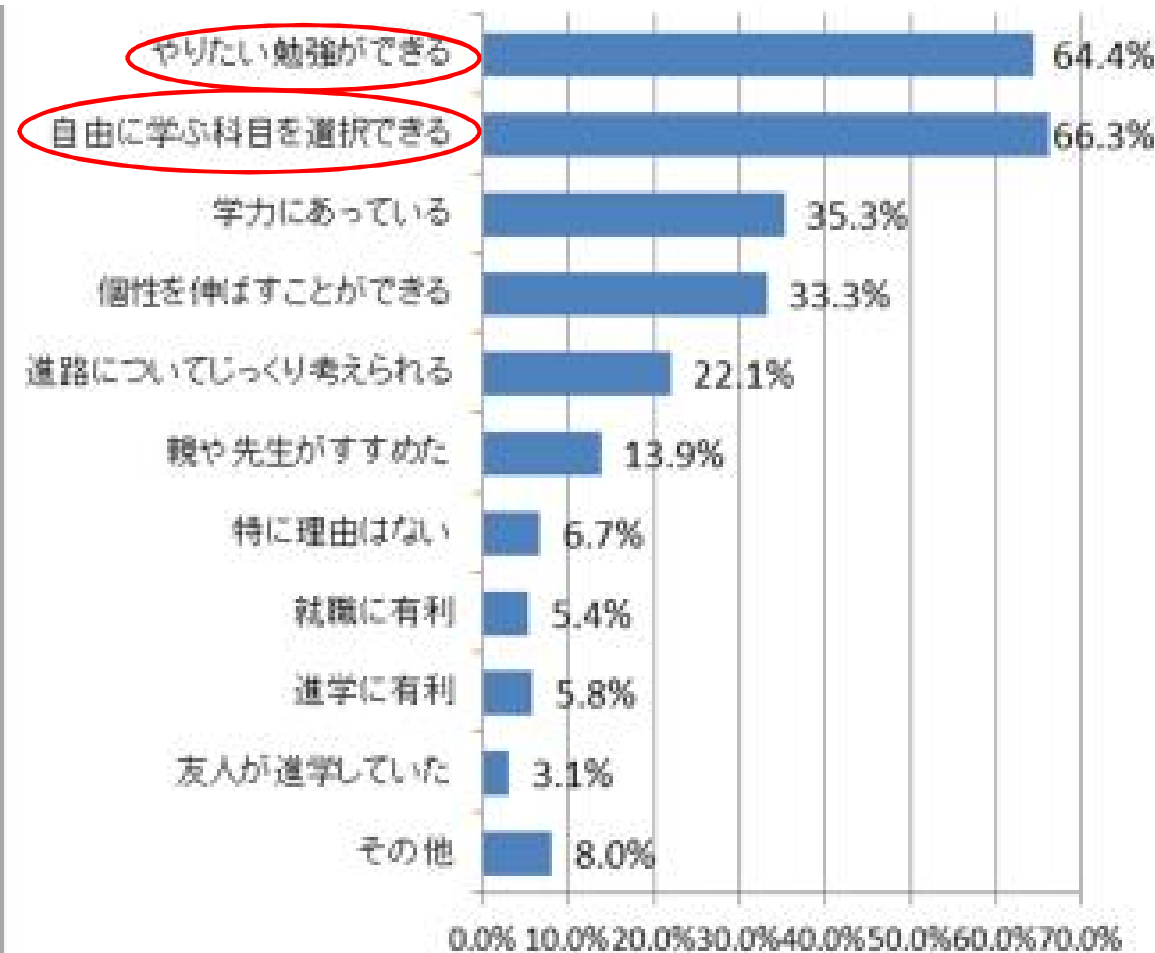
【平成19年調査】

n=9204



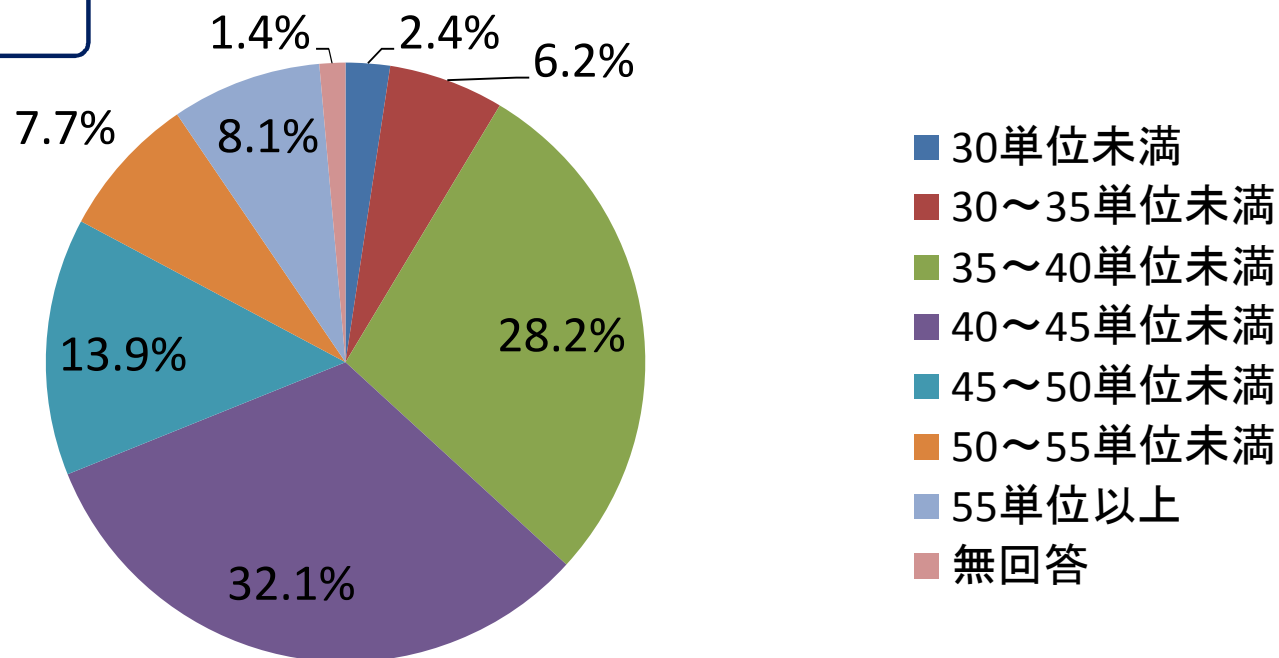
【平成11年調査(公立全日制学校)】

n=1518



教育課程の特色

必修科目の単位数



代表的な必修科目(国語・数学・外国語)

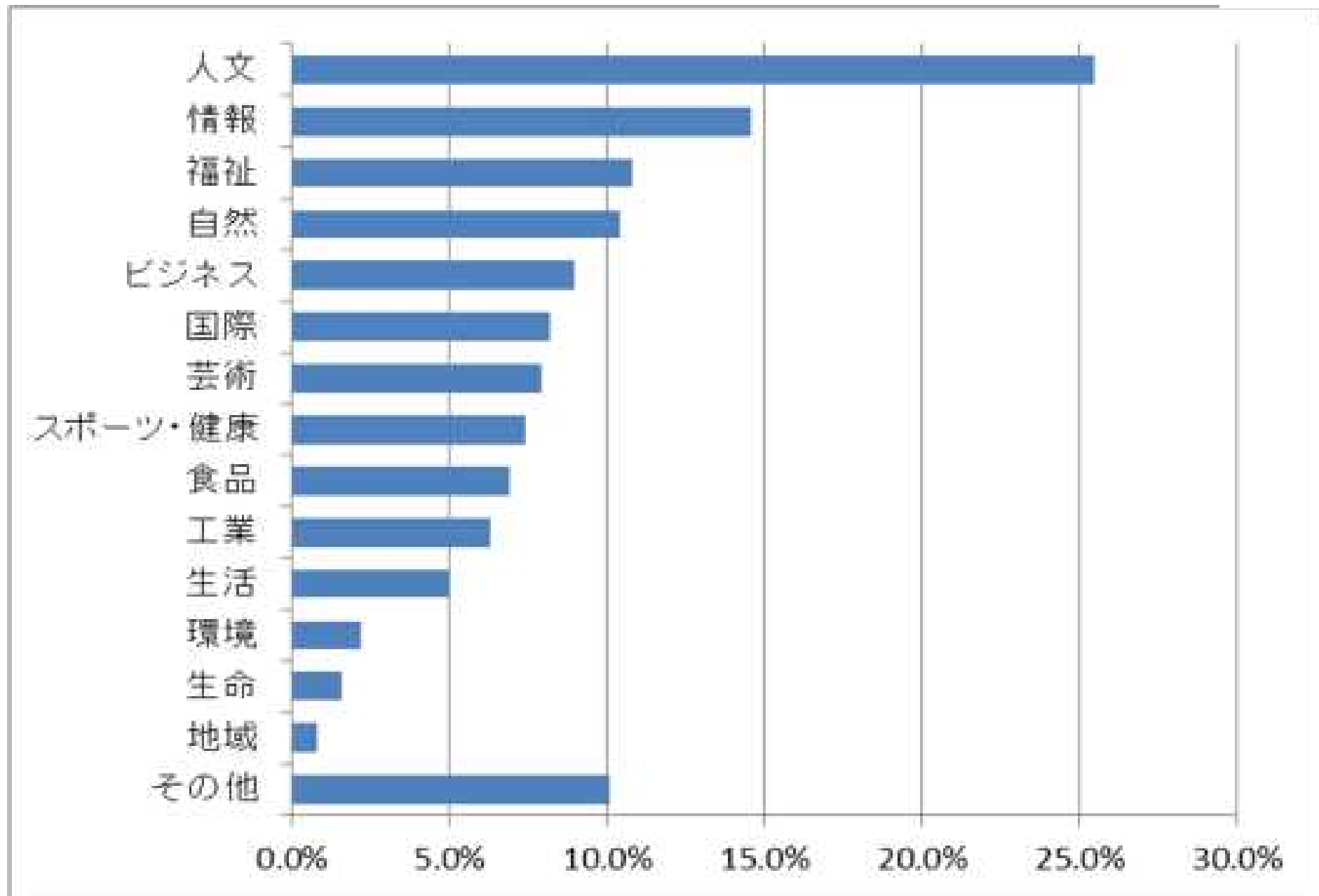
教科名	科目名	学校数	割合	科目名	学校数	割合
国語	現代文	31校	14.8%	国語表現	2校	1.0%
数学	数学A	21校	10.0%	数学Ⅱ	3校	1.4%
外国語	オーラル・コミュニケーションⅠ	10校	4.8%	英語Ⅱ	22校	10.5%

出典：平成23年度文部科学省委託事業「高等学校教育改革の推進に関する調査研究事業」

総合学科の在り方に関する調査研究 第4章 総合学科の校長への質問紙調査による総合学科の現状と課題

主に選択している科目(系列)分野

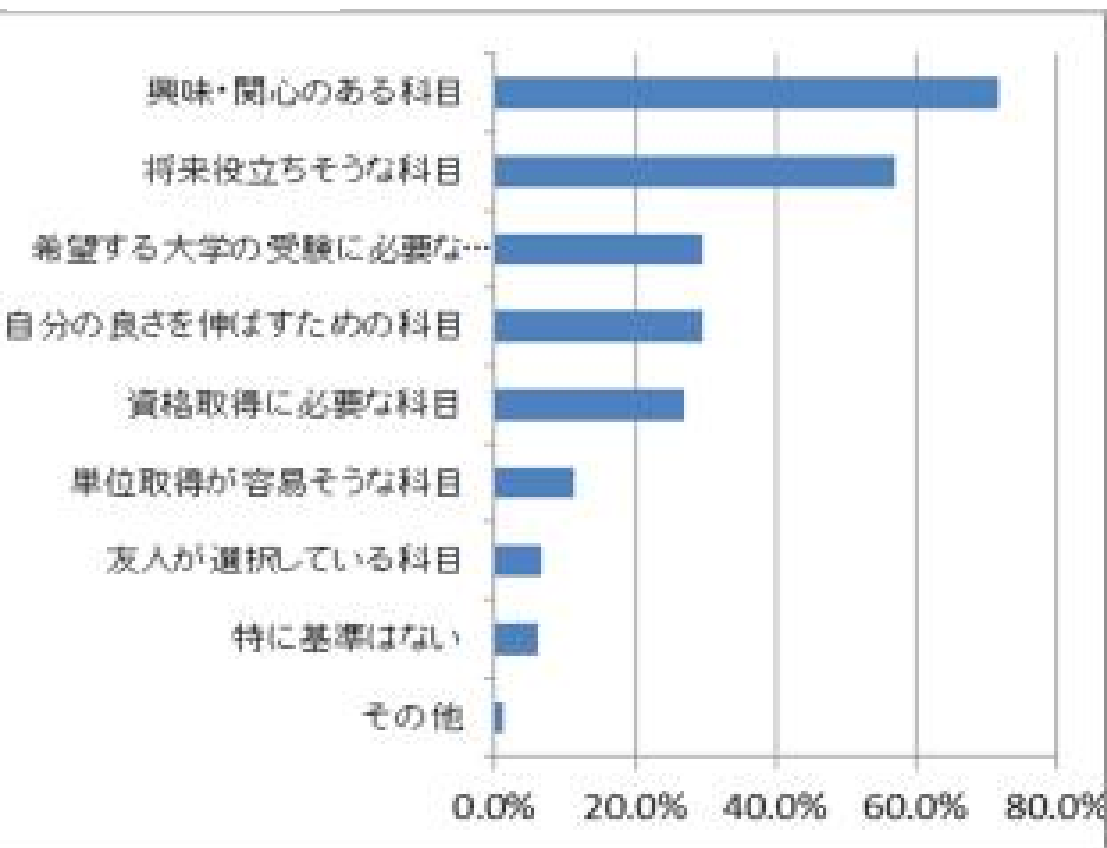
n=9025



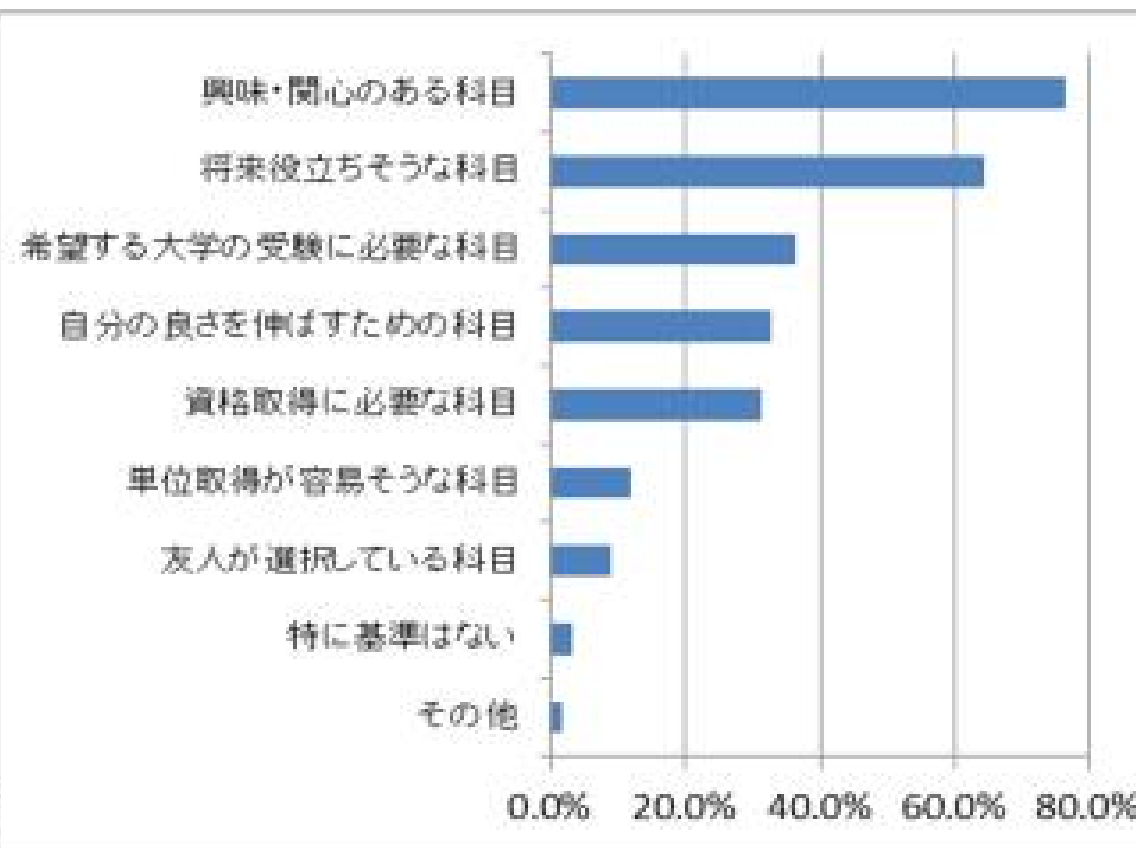
自分の選択する科目を決める基準

- 選択する科目を決める基準については、平成19年調査と平成11年調査では、大きな違いは見られない。

【平成19年調査】

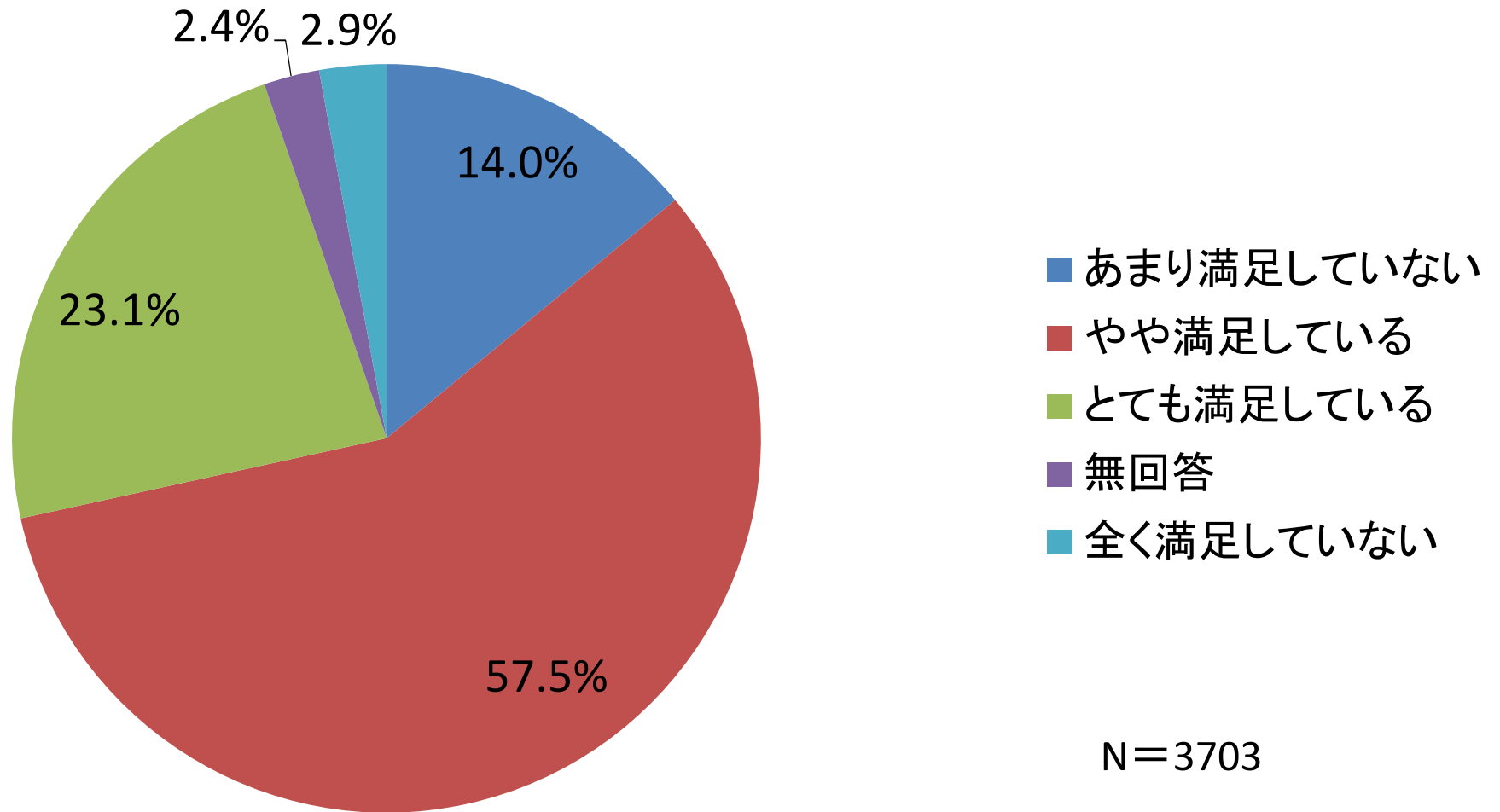


【平成11年調査(公立全日制学校)】



科目選択の満足度

○ 科目選択に対しては、8割以上の生徒が満足している。

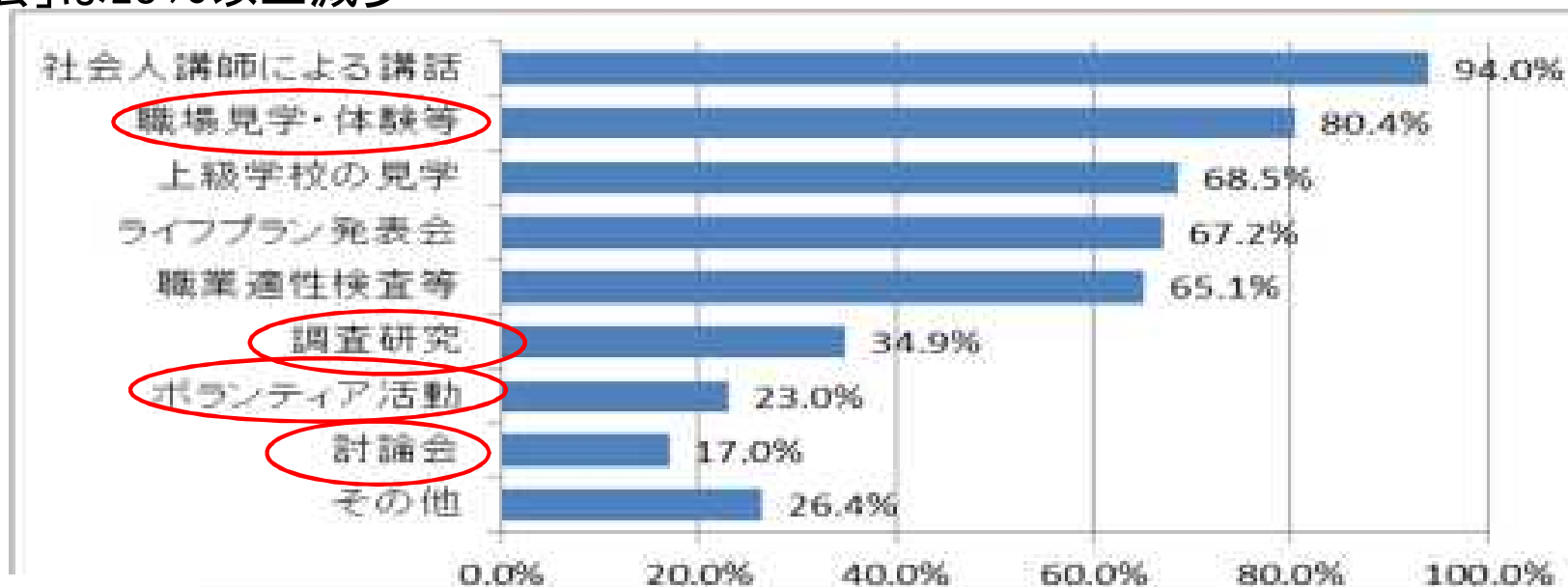


出典： 平成23年度文部科学省委託事業「高等学校教育改革の推進に関する調査研究事業」
総合学科の在り方に関する調査研究 第2章 総合学科に在籍する生徒の意識調査

「産業社会と人間」の年間指導計画における活動

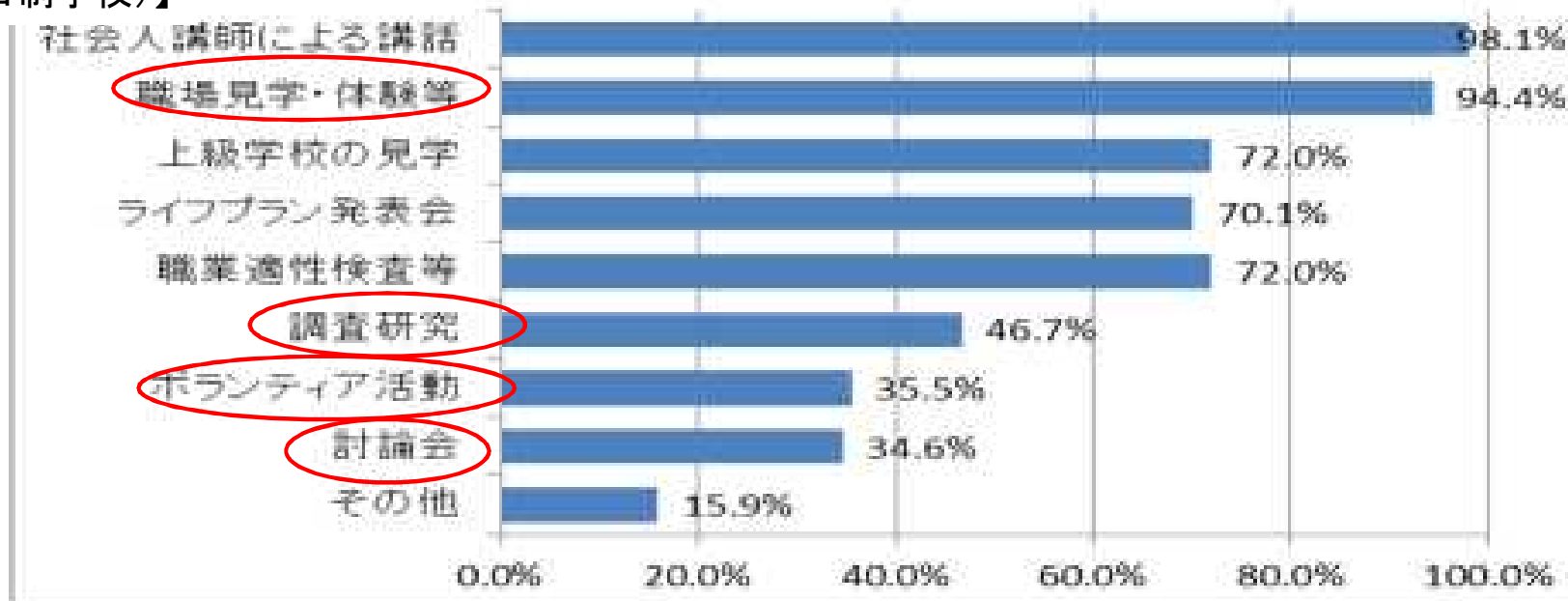
○「その他」以外の全ての項目の割合が減少。特に「職場見学・体験等」「調査研究」「ボランティア活動」「討論会」は10%以上減少

【平成19年調査】



n=235

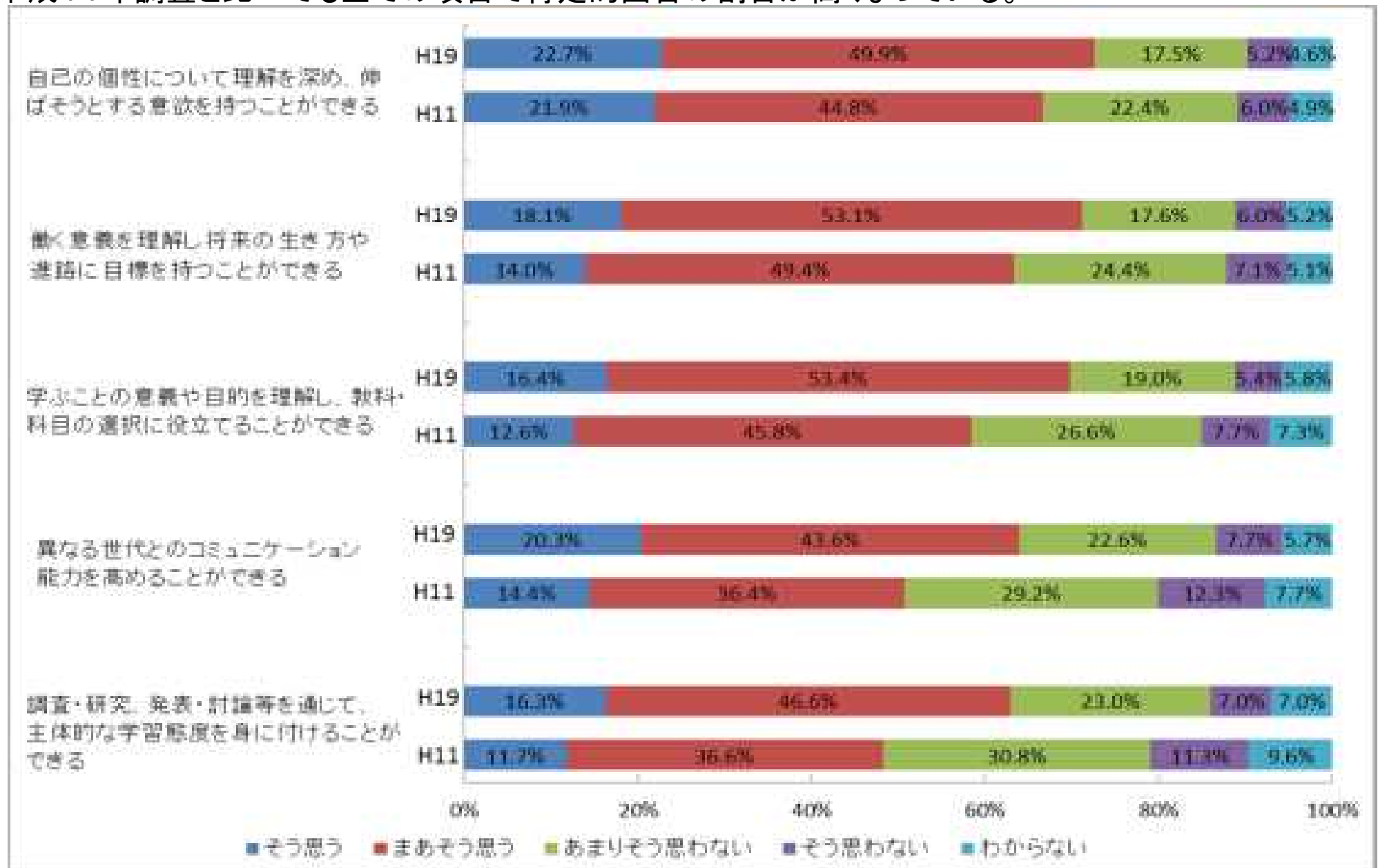
【平成11年調査(公立全日制学校)】



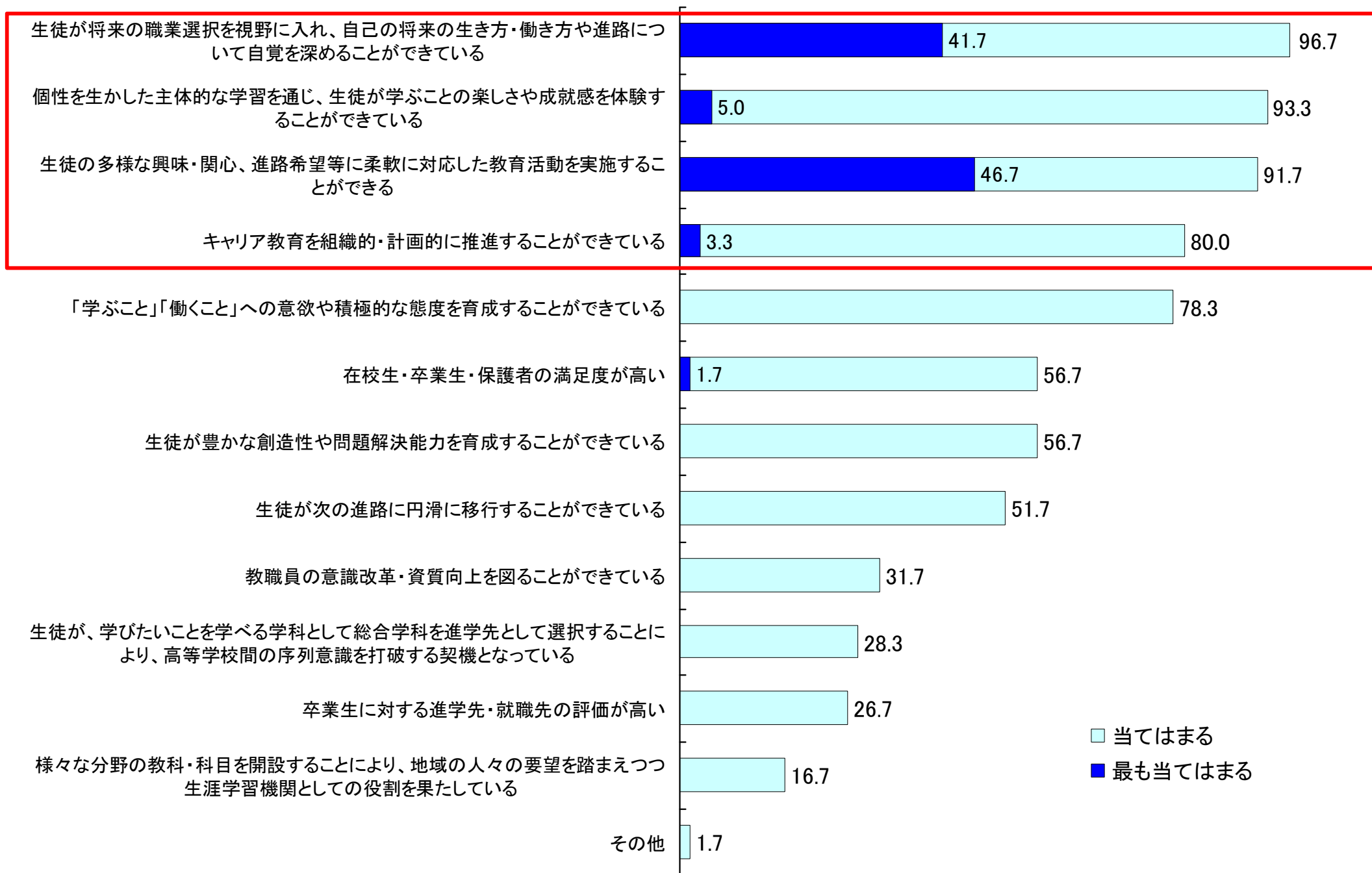
n=107

「産業社会と人間」を学ぶ意義

- 平成19年度は産業社会と人間を学ぶ意義は全ての項目において肯定的な回答が7割前後。
平成11年調査と比べても全ての項目で肯定的回答の割合が高くなっている。



総合学科を導入したことによる成果(教育委員会回答)



総合学科高等学校が現在抱えている課題(教育委員会回答)

○全都道府県及び総合学科を設置している市、計58教育委員会に調査を実施。うち、44教育委員会より回答。

将来の職業選択を視野・・・	5
生徒が学ぶ楽しさ・・・	1
生徒の主体的な学習の成果が進路実績として表れていない	16
他の高等学校に対して・・・	2
従来 of 偏差値による・・・	4
地域の人々に対し・・・	5
普通教科と専門教科の・・・	5
怠学や不登校・中途退学・・・	4
人件費を含め、他学科の高等学校に比べ運営経費がかかる	19
総合学科の教育に関する研究が進んでいない	8
総合学科における教育に関する教員研修が進んでいない	9
総合学科高等学校への・・・	4
中学生の総合学科についての理解が深まっていない	30
保護者の総合学科についての理解が深まっていない	32
地域の人々の総合学科についての理解が深まっていない	25
その他	6

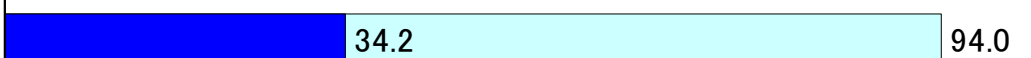
出典：平成23年度文部科学省委託事業「高等学校教育改革の推進に関する調査研究事業」

総合学科の在り方に関する調査研究 第5章 都道府県教育委員会への質問紙調査による総合学科の評価と展望

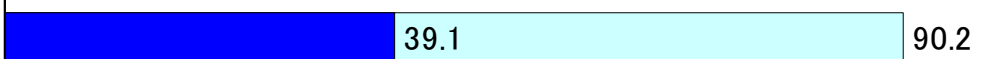
総合学科を導入したことによる成果(学校回答)

(%)

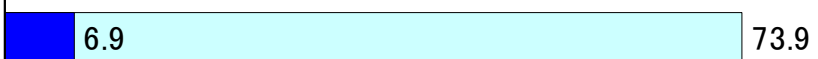
生徒が将来の職業選択を視野に入れ、自己の将来の生き方・働き方や進路について自覚を深めることができる



生徒の多様な興味・関心、進路希望等に柔軟に対応した教育活動を実施することができる



個性を生かした主体的な学習を通じ、生徒が学ぶことの楽しさや成就感を体験することができる



「学ぶこと」「働くこと」への意欲や積極的な態度を育成することができる



キャリア教育を組織的・計画的に推進することができる



在校生・卒業生・保護者の満足度が高い



生徒が豊かな創造性や問題解決能力を育成することができる



生徒が次の進路に円滑に移行することができる



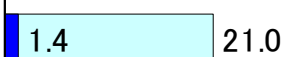
教職員の意識改革・資質向上を図ることができる



卒業生に対する進学先・就職先の評価が高い



生徒が、学びたいことを学べる学科として総合学科を進学先として選択することにより、高等学校間の序列意識を打破する契機となっている



様々な分野の教科・科目を開設することにより、地域の人々の要望を踏まえつつ生涯学習機関としての役割を果たしている



その他

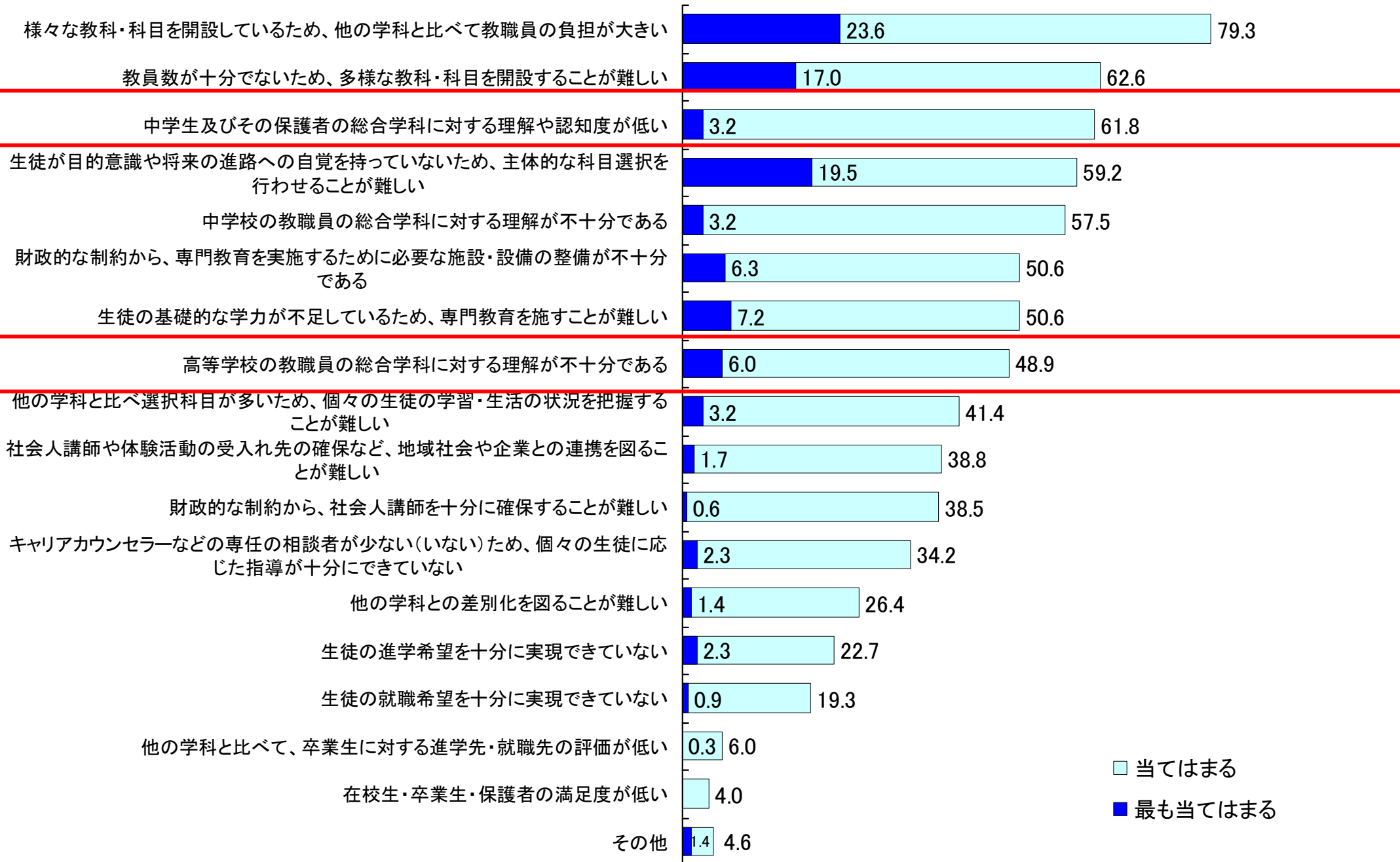


■ 当てはまる

■ 最も当てはまる

総合学科の課題(学校回答)

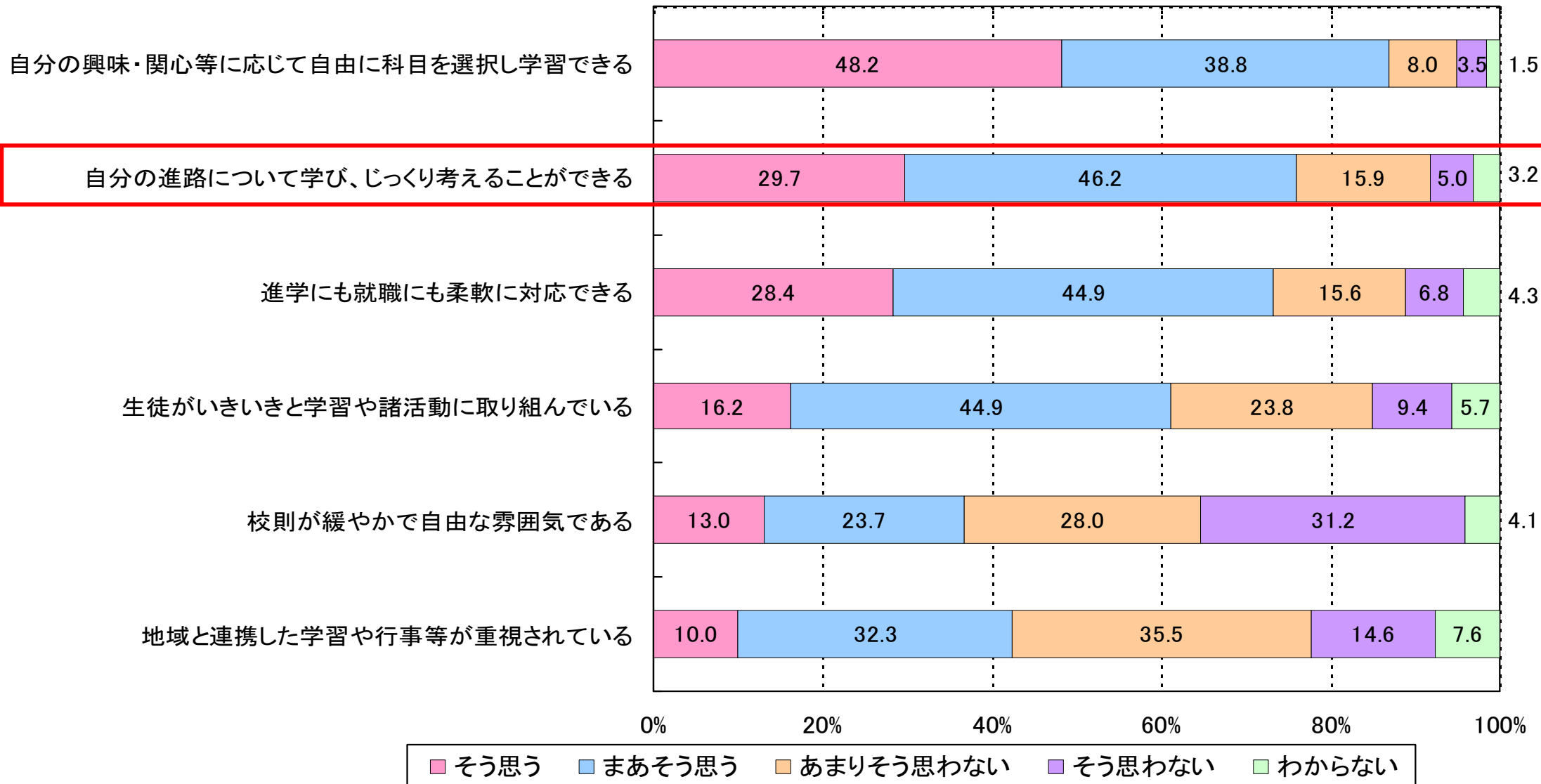
(%)



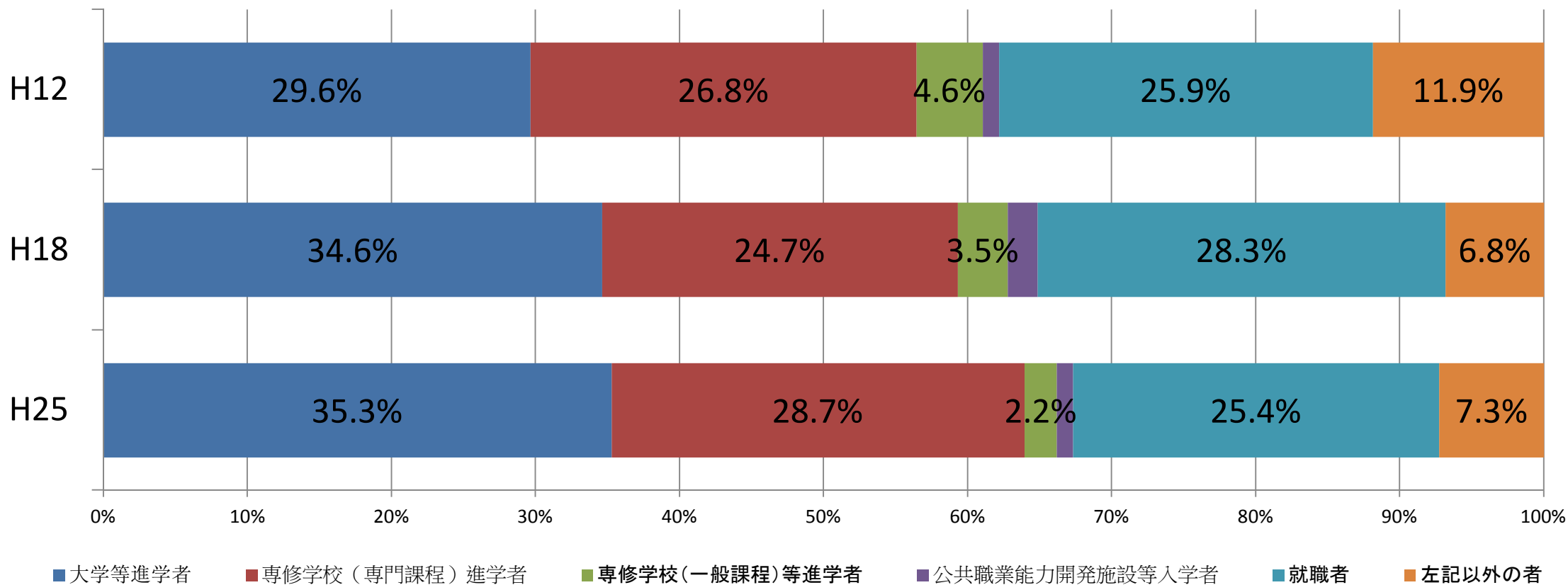
■ 当てはまる
■ 最も当てはまる

総合学科の特色についての生徒の認識

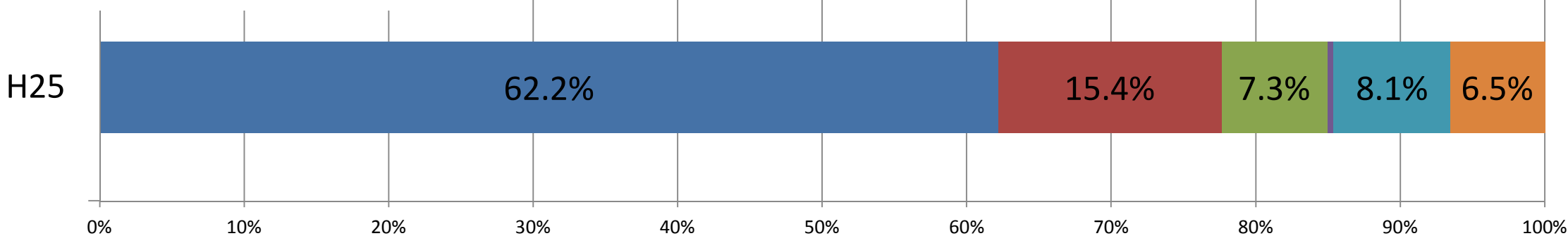
総合学科の生徒は、自分の進路について学び、じっくり考えることができることを総合学科の特色ととらえている割合が比較的高い



総合学科における進路別卒業状況



【参考】普通科の進路別卒業状況



専門高校・総合学科卒業生入試実施状況

- 高等学校の専門教育を主とする学科又は総合学科卒業の入学志願者を対象として、職業に関する教科・科目の学力検査の成績などにより判定する入試である「専門高校・総合学科卒業生入試」を実施する大学数は、この10年であまり変わらず。（国公立：減 私立：増）
- 入学志願者数、入学者数は増加。

区分	平成25年度					平成15年度				
	実施大学・学部数		入学志願者数	合格者数	入学者数	実施大学・学部数		入学志願者数	合格者数	入学者数
	大学	学部	人	人	人	大学	学部	人	人	人
国立大学	8	9	115	39	39	16	17	232	74	72
公立大学	1	1	13	6	4	2	4	34	18	18
私立大学	27	54	556	501	454	19	29	206	239	191
合計	36	64	684	546	497	37	50	472	331	281

文部科学省「平成25年度国公立大学入学者選抜実施状況」

7. その他の関連参考資料

「次世代の学校・地域」創生プラン（馳プラン）

～中教審3答申の実現に向けて～

答申③←教育再生実行会議第7次提言

教員改革 (⇒資質向上)

養成・採用・研修を通じた
不断の資質向上

現職研修改革

- ベテラン段階
 - ・管理職研修の充実
 - ・マネジメント力強化
- 中堅段階
 - ・ミドルリーダー育成
 - ・免許更新講習の充実
- 1～数年目
 - ・チーム研修等の実施
 - ・英語・ICT等の課題へ対応

採用段階の改革

- ・採用試験の共同作成
- ・特別免許状の活用

養成段階の改革

- ・インターンシップの導入
学校現場や教職を早期に体験
- ・教職課程の質向上

教員育成指標

育成指標策定指針

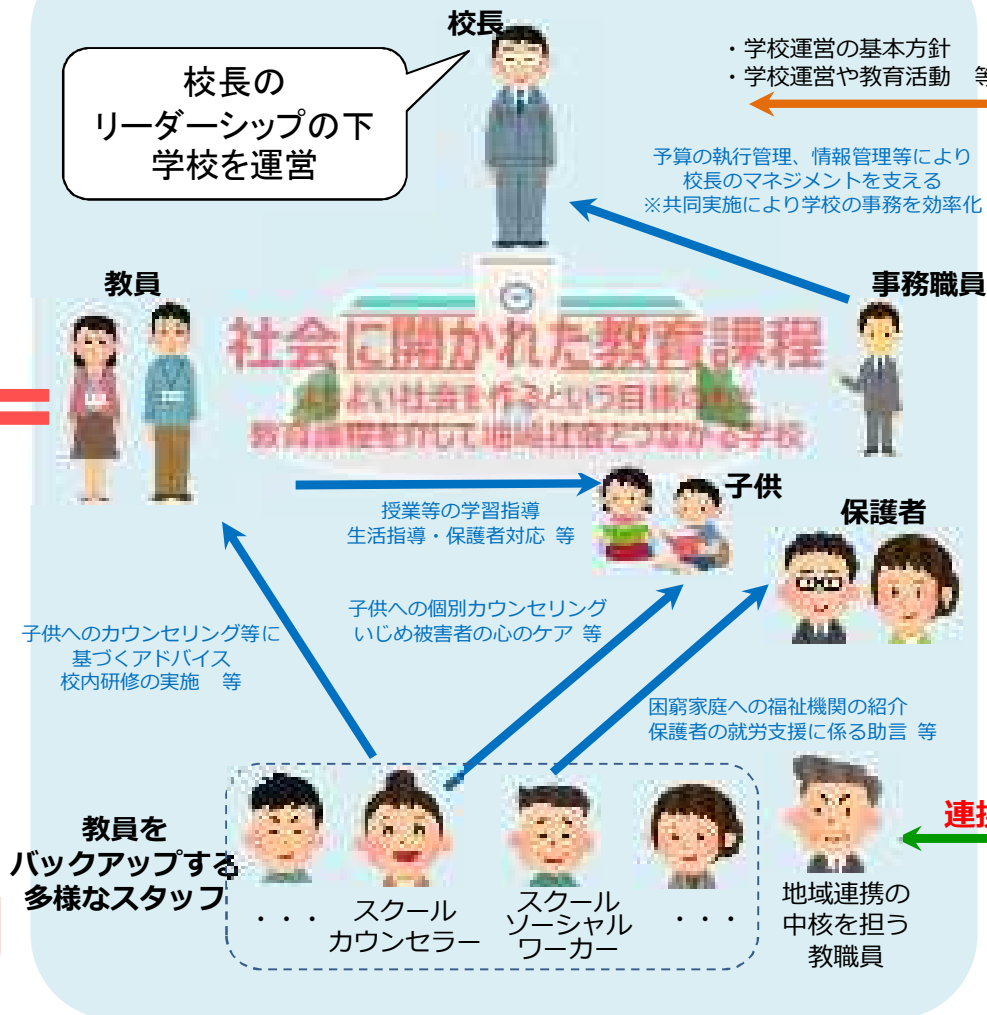
←都道府県が策定

←国が大綱的に提示

要・法改正：免許法、教員センター法、教特法

答申②←教育再生実行会議第7次提言

学校の組織運営改革 (⇒チーム学校)

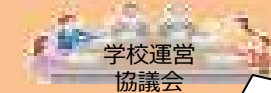


要・法改正：学校教育法、地方教育行政法

答申①←教育再生実行会議第6次提言

地域からの学校改革・地域創生 (⇒地域と学校の連携・協働)

コミュニティ・スクール



- ・校長のリーダーシップを応援
- ・地域のニーズに応える学校づくり

要・法改正：地方教育行政法

地域学校協働本部



保護者・地域住民・企業・NPO等

地域の人々が学校と連携・協働して、子供の成長を支え、地域を創生

学校を核とした地域の創生
次代の郷土をつくる人材の育成、まちづくり

連携・協働

地域コーディネーター

「地域学校協働活動」の推進

- ・郷土学習・地域行事・学びによるまちづくり
- ・放課後子供教室・家庭教育支援活動 等

要・法改正：社会教育法

「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員定数の戦略的充実

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「地方創生」の実現

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)(1/2)

背景

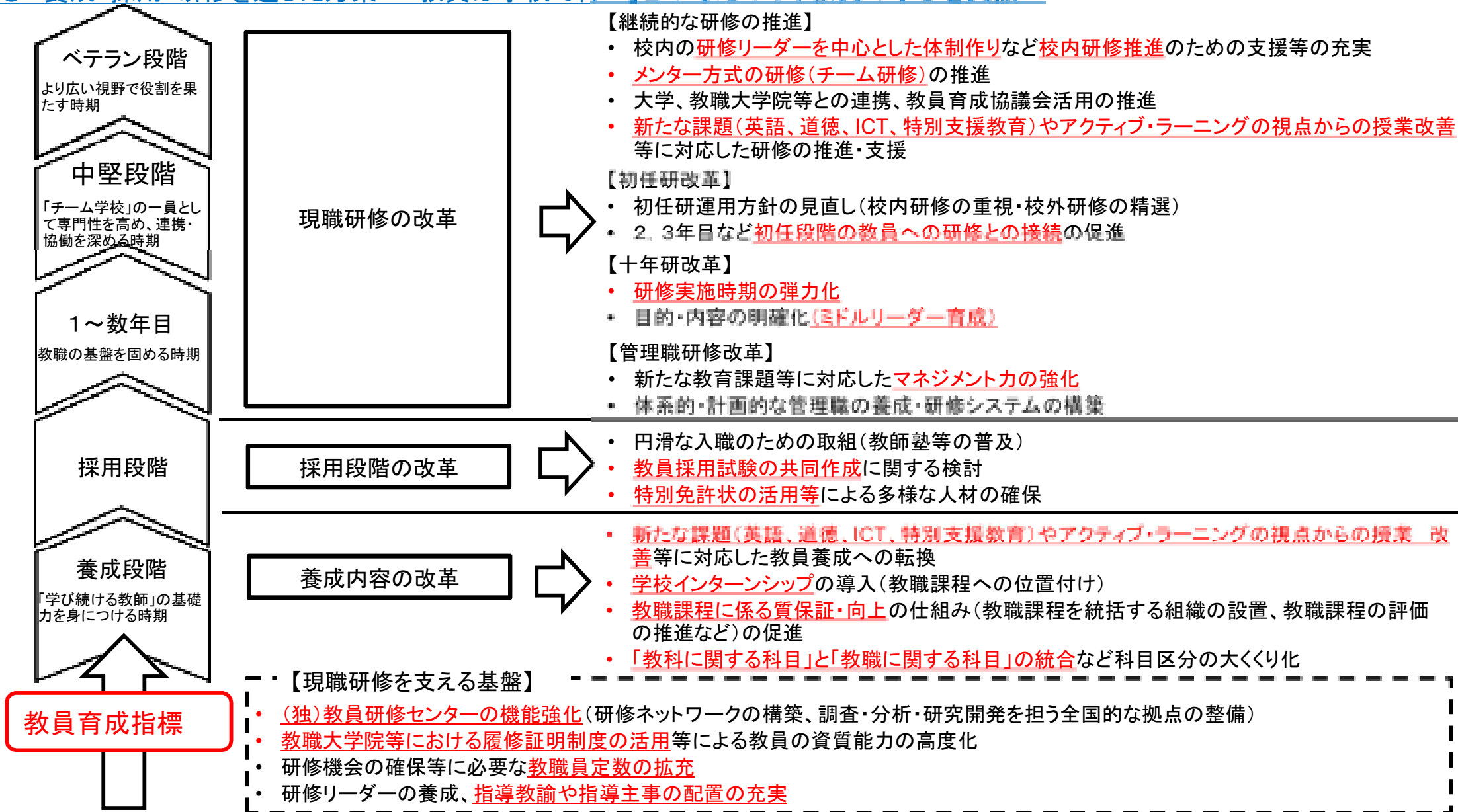
- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○教育課程・授業方法の改革(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、教科等を越えたカリキュラム・マネジメント)への対応 ○英語、道徳、ICT、特別支援教育等、新たな課題への対応 ○「チーム学校」の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ○社会環境の急速な変化 ○学校を取り巻く環境変化 <ul style="list-style-type: none"> ・大量退職・大量採用→年齢、経験年数の不均衡による弊害 ・学校教育課題の多様化・複雑化 |
|--|---|

主な課題

- | | | |
|---|---|---|
| 【研修】 <ul style="list-style-type: none"> ○教員の学ぶ意欲は高いが多忙で時間確保が困難 ○自ら学び続けるモチベーションを維持できる環境整備が必要 ○アクティブ・ラーニング型研修への転換が必要 ○初任者研修・十年経験者研修の制度や運用の見直しが必要 | 【採用】 <ul style="list-style-type: none"> ○優秀な教員の確保のための求める教員像の明確化、選考方法の工夫が必要 ○採用選考試験への支援方策が必要 ○採用に当たって学校内の年齢構成の不均衡の是正に配慮することが必要 | 【養成】 <ul style="list-style-type: none"> ○「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的な学修」という認識が必要 ○学校現場や教職に関する実際に体験させる機会の充実が必要 ○教職課程の質の保証・向上が必要 ○教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善が必要 |
| 【全般的事項】 <ul style="list-style-type: none"> ○大学等と教育委員会の連携のための具体的な制度的枠組みが必要 ○幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の特徴や違いを踏まえ、制度設計を進めていくことが重要 ○新たな教育課題(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTを用いた指導法、道徳、英語、特別支援教育)に対応した養成・研修が必要 | | |
| 【免許】 ○義務教育学校制度の創設や学校現場における多様な人材の確保が必要 | | |

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)(2/2)

○ 養成・採用・研修を通じた方策～「教員は学校で育つ」との考えの下、教員の学びを支援～



○ 学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備

- ・ 教育委員会と大学等との協議・調整のための体制(教員育成協議会)の構築
- ・ 教育委員会と大学等の協働による教員育成指標、研修計画の全国的な整備
- ・ グローバル化や新たな教育課題などを踏まえ、国が大綱的に教員育成指標の策定指針を提示、教職課程コアカリキュラムを関係者が共同で作成

チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申) 概要

学校において子供が成長していく上で、教員に加えて、多様な価値観や経験を持った大人と接したり、議論したりすることで、より厚みのある経験を積むことができ、本当の意味での「生きる力」を定着させることにつながる。そのために、「チームとしての学校」が求められている。

1. 「チームとしての学校」が求められる背景

(1) 新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備

- 新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育むためには、「**社会に開かれた教育課程**」を実現することが必要。
- そのためには、「**アクティブ・ラーニング**」の視点を踏まえた指導方法の不断の見直しによる授業改善や「**カリキュラム・マネジメント**」を通じた組織運営の改善のための組織体制の整備が必要。



(2) 複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備

- いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応など、**学校の抱える課題が複雑化・多様化**。
- 貧困問題への対応など、**学校に求められる役割が拡大**。
- 課題の複雑化・多様化に伴い、**心理や福祉等の専門性**が求められている。



(3) 子供と向き合う時間の確保等のための体制整備

- 我が国の教員は、**学習指導、生徒指導、部活動等、幅広い業務を担い、子供たちの状況を総合的に把握して指導している**。
- 我が国の学校は、欧米諸国と比較して、教員以外の**専門スタッフの配置が少ない**。
- 我が国の教員は、国際的に見て、勤務時間が長い。

2. 「チームとしての学校」の在り方

(1) 「チームとしての学校」を実現するための3つの視点

「専門性に基づくチーム体制の構築」、「学校のマネジメント機能の強化」、「教員一人一人が力を発揮できる環境の整備」の**3つの視点に沿って検討**を行い、**学校のマネジメントモデルの転換を図っていく**ことが必要である。

(2) 「チームとしての学校」と家庭、地域、関係機関との関係

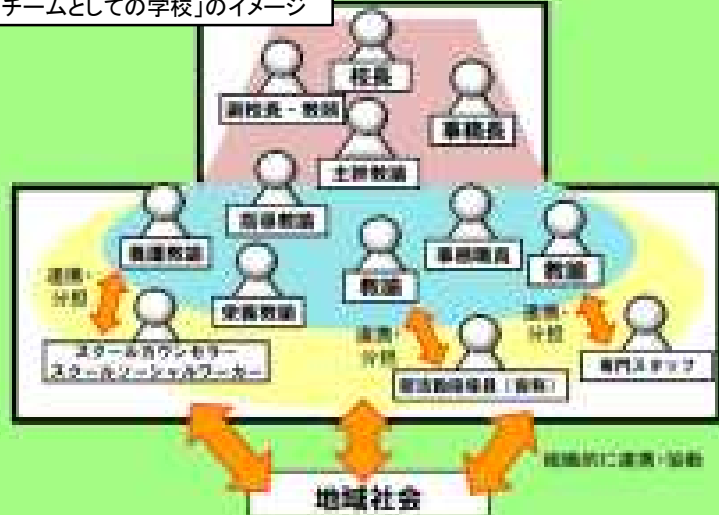
学校と家庭、地域との連携・協働によって、**共に子供の成長を支えていく体制を作る**ことで、学校や教員が教育活動に重点を置いて取り組むことができるようになることが重要である。また、学校と警察や児童相談所等との連携・協働により、**生徒指導や子供の健康・安全等に組織的に取り組んでいく**必要がある。

(3) 国立学校や私立学校における「チームとしての学校」

国立学校、私立学校については、その**位置付けや校種の違いなどに配慮**して、**各学校の取組に対する必要な支援を行う**ことが重要である。

3.「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策

「チームとしての学校」のイメージ



(1) 専門性に基づくチーム体制の構築

教員が、学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等にに取り組むことができるようにするため、指導体制の充実を行う。加えて、心理や福祉等の専門スタッフについて、学校の職員として法令に位置付け、職務内容等を明確化すること等により、質の確保と配置の充実を進める。

①教職員の指導体制の充実

- アクティブラーニングの視点からの授業改善やいじめ、特別支援教育、帰国・外国人児童生徒等の増加、子供の貧困等に対応した必要な教職員定数の拡充
- 指導教諭の配置促進等による指導体制の充実

③地域との連携体制の整備

- 地域との連携を推進するため、地域連携担当教職員(仮称)を法令上明確化

②教員以外の専門スタッフの参画

- 心理や福祉に関する専門スタッフの学校における位置付けを明確にし、配置充実につなげるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを法令に位置付け
- 学校図書館の利活用の促進のため、学校司書の配置を充実
- 教員に加え、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができる職員として、部活動指導員(仮称)を法令に位置付け
- 医療的ケアが必要な児童生徒の増加に対応するため、医療的ケアを行う看護師等の配置を促進

(2) 学校のマネジメント機能の強化

専門性に基づく「チームとしての学校」を機能させるため、優秀な管理職を確保するための取組や、主幹教諭の配置促進、事務機能の強化などにより、校長のリーダーシップ機能を強化し、これまで以上に学校のマネジメント体制を強化する。

①管理職の適材確保

- 教職大学院等への派遣や、主幹教諭等を経験させることによる、管理職の計画的な養成
- マネジメント能力を身に付けさせるための管理職研修を充実させるためのプログラムの開発

②主幹教諭制度の充実

- 管理職の補佐体制の充実のため、加配措置の拡充による主幹教諭の配置の促進
- 主幹教諭の活用方策等の全国的な展開のため、具体的な取り組み事例に基づく実践的な研修プログラムを開発

③事務体制の強化

- 事務職員について、管理職を補佐して学校運営に関わる職として、学校教育法上の職務規定を見直し
- 学校の事務機能強化を推進するため、事務の共同実施組織について、法令上明確化

(3) 教員一人一人が力を発揮できる環境の整備

教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようにするため、人材育成の充実や業務改善等の取組を進める。

①人材育成の推進

- 教職員の意欲を引き出すため、人事評価の結果を任用・給与などの処遇や研修に適切に反映
- 教職員間や専門スタッフとの協働を促進するため、文部科学大臣優秀教職員表彰において、学校単位等の取組を表彰

②業務環境の改善

- 「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を活用した研修を実施
- 教職員が健康を維持して教育に携わることができるよう、ストレスチェック制度の活用など、教職員のメンタルヘルス対策を推進

③教育委員会等による学校への支援の充実

- 学校の指導方法の改善等を支援するため、小規模市町村において、専門的な指導・助言を行う指導主事の配置を充実
- 弁護士等による、不当な要望等への「問題解決支援チーム」を教育委員会が設置することへの支援

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について (H27.12 中央教育審議会答申)のポイント

第1章 時代の変化に伴う学校と地域の在り方

＜教育改革、地方創生等の動向から見る学校と地域の連携・協働の必要性＞

- ◆ 地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性が指摘。また、学校が抱える課題は複雑化・困難化。
- ◆ 「社会に開かれた教育課程」を柱とする学習指導要領の改訂や、チームとしての学校、教員の資質能力の向上等、昨今の学校教育を巡る改革の方向性や地方創生の動向において、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されている。
- ◆ これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要があり、そのことを通じ、社会総掛かりでの教育の実現を図る必要。

＜これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿＞

地域とともにある学校への転換

- 開かれた学校から一歩踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」に転換。

子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

- 地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」を一体的・総合的な体制として構築。

学校を核とした地域づくりの推進

- 学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」を推進。

第2章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策

＜これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方＞

(コミュニティ・スクールの仕組みとしての学校運営協議会制度の基本的方向性)

- ◆ 学校運営協議会の目的として、**学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割**を明確化する必要。
- ◆ **現行の学校運営協議会の機能**(校長の定める学校運営の基本方針の承認、学校運営に関する意見、教職員の任用に関する意見) **は引き続き備える**こととした上で、**教職員の任用に関する意見に関しては、柔軟な運用を確保する仕組み**を検討。
- ◆ 学校運営協議会において、**学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、学校と地域住民等との連携・協力を促進していく仕組み**とする必要。
- ◆ 校長のリーダーシップの発揮の観点から、**学校運営協議会の委員の任命において、校長の意見を反映する仕組み**とする必要。
- ◆ 小中一貫教育など学校間の教育の円滑な接続に資するため、**複数校について一つの学校運営協議会を設置できる仕組み**とする必要。

(制度的位置付けに関する検討)

- ◆ 学校が抱える複雑化・困難化した課題を解決し子供たちの生きる力を育むためには、地域住民や保護者等の参画を得た学校運営が求められており、コミュニティ・スクールの仕組みの導入により、**地域との連携・協働体制が組織的・継続的に確立**される。
- ◆ このため、**全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべき**であり、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策が必要。その際、基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいこと等を勘案しつつ、**教育委員会が、積極的にコミュニティ・スクールの推進に努めていくよう制度的位置付け**を検討。

<コミュニティ・スクールの総合的な推進方策>

- ◆国として、コミュニティ・スクールの一層の推進を図るため、**財政的支援を含めた条件整備や質の向上を図るための方策を総合的に講じる必要**。
 - 様々な類似の仕組みを取り込んだコミュニティ・スクールの裾野の拡大
 - 学校運営協議会の委員となる人材の確保と資質の向上
 - コミュニティ・スクールの導入に伴う体制面・財政面の支援等の充実
 - 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化
 - 地域住民や保護者等の多様な主体の参画の促進
 - 幅広い普及・啓発の推進
- ◆都道府県教育委員会：都道府県としてのビジョンと推進目標の明確化、知事部局との連携・協働、全県的な推進体制の構築、教職員等の研修機会・内容の充実、都道府県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進など
- ◆市町村教育委員会：市町村としてのビジョンと推進目標の明確化、首長部局との連携・協働、未指定の学校における導入等の推進など

第3章 地域の教育力の充実と地域における学校との協働体制の在り方

<地域における学校との協働体制の今後の方向性> 「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」へ

- ◆地域と学校がパートナーとして、**共に子供を育て、共に地域を創る**という理念に立ち、**地域の教育力を向上し、持続可能な地域社会をつくる**ことが必要。
- ◆地域と学校が**連携・協働**して、**地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動**を「地域学校協働活動」として**積極的に推進**することが必要。
- ◆従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動をベースに、「支援」から「**連携・協働**」、個別の活動から「**総合化・ネットワーク化**」を目指す**新たな体制としての「地域学校協働本部」へ発展**させていくことが必要。
- ◆地域学校協働本部には、①**コーディネート機能**、②**多様な活動**（より多くの地域住民の参画）、③**持続的な活動の3要素が必須**。

地域学校協働活動の全国的な推進に向けて、地域学校協働本部が、早期に、全小・中学校区をカバーして構築されることを目指す



- ◆都道府県・市町村において、それぞれの地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、**地域学校協働活動を積極的に推進**。国はそれを総合的に支援。
- ◆地域住民や学校との連絡調整を行う「**地域コーディネーター**」及び複数のコーディネーターとの連絡調整等を行う「**統括的なコーディネーター**」の**配置や機能強化（持続可能な体制の整備、人材の育成・確保、質の向上等）が必要**。

<地域学校協働活動の総合的な推進方策>

- ◆国：全国的に質の高い地域学校協働活動が継続的に行われるよう、**制度面・財政面を含めた条件整備や質の向上に向けた方策の実施が必要**。
 - 地域学校協働活動推進のための体制整備の必要性及びコーディネーターの役割・資質等について明確化
 - 各都道府県・市町村における推進に対する財政面の支援
 - 都道府県、市町村、コーディネーター間の情報共有、ネットワーク化の支援 等
- ◆都道府県教育委員会：都道府県としてのビジョンの明確化・計画の策定、市町村における推進活動の支援、都道府県立学校に係る活動体制の推進 等
- ◆市町村教育委員会：市町村としてのビジョンの明確化・計画の策定、体制の整備、コーディネーターの配置、研修の充実 等

第4章 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的・効果的な推進の在り方

- ◆コミュニティ・スクールと社会教育の体制としての地域学校協働本部が**相互に補完し高め合う存在として、両輪となって相乗効果を発揮していくことが必要**であり、当該学校や地域の置かれた実情、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制の構築が重要。